



~~~~~

平成 2 7 年 第 4 回  
本別町議会定例会会議録

~~~~~

自 平成 2 7 年 1 2 月 8 日
至 平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日

本 別 町 議 会

平成27年本別町議会第4回定例会会議録（第1号）

平成27年12月8日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1号	平成26年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2号	平成26年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 3号	平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4号	平成26年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5号	平成26年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 6号	平成26年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 7号	平成26年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 8号	平成26年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9号	平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について (平成26年度各会計決算審査特別委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	承認第 4号	専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）
日程第 8	承認第 5号	専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）
日程第 9	承認第 6号	専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による住宅等損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）
日程第10	承認第 7号	専決処分の承認を求める件〔平成27年度本別町一般会計補正予算（第7回）〕
日程第11	議案第68号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について

日程第 1 2	議案第 6 9 号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 7 0 号	平成 2 7 年度本別町一般会計補正予算（第 8 回）について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1 号	平成 2 6 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2 号	平成 2 6 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 3 号	平成 2 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4 号	平成 2 6 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5 号	平成 2 6 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 6 号	平成 2 6 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 7 号	平成 2 6 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 8 号	平成 2 6 年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9 号	平成 2 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について (平成 2 6 年度各会計決算審査特別委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	承認第 4 号	専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）
日程第 8	承認第 5 号	専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）
日程第 9	承認第 6 号	専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による住宅等損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）
日程第 1 0	承認第 7 号	専決処分の承認を求める件〔平成 2 7 年度本別町一般会計補正予算（第 7 回）〕

日程第11	議案第68号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第12	議案第69号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第13	議案第70号	平成27年度本別町一般会計補正予算（第8回）について

○出席議員（12名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	吉井勝彦君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	能祖豊君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	毛利俊夫君	総務課主幹	小坂祐司君
建設水道課長補佐	高橋優君	総務課主査	長屋聖子君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	菊地敦君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹君	総務担当副主査	塚谷直人君
------	-------	---------	-------

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成27年第4回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、山西二三夫君、及び藤田直美君を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

○議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 報告いたします。

平成27年9月18日第3回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日12月8日から12月17日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、12月10日正午をもって締め切ることにいたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日まで5件の提出がありました。北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める陳情、「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立をもとめる陳情、「大学生への給付奨学金創設」を求める陳情、特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情、以上5件については、議会運営基準139運用例5によることとし、後刻回覧に供することといたします。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月8日から12月17日までの10日間とすることにしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月8日から12月17日までの10日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長(方川一郎君) お諮りします。

議事の都合により、12月9日から14日までの6日間を休会にしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から14日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時05分 再開

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第9号

○議長(方川一郎君) 日程第4 認定第1号平成26年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件についてを一括議題とします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

平成26年度各会計決算審査特別委員長阿保静夫君、御登壇ください。

○平成26年度各会計決算審査特別委員会委員長(阿保静夫君)〔登壇〕 報告いたします。

本委員会は、平成27年9月18日第3回定例会において付託を受けた下記の事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、事件、①、認定第1号平成26年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、②、認定第2号平成26年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、③、認定第3号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、④、認定第4号平成26年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑤、認定第5号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑥、認

定第6号平成26年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑦、認定第7号平成26年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑧、認定第8号平成26年度本別町水道事業会計決算認定について、⑨、認定第9号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日は、平成27年10月5日、6日、7日です。

3、審査の結果、認定第1号平成26年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも認定であります。

4、意見、①、違法と認める事項、特に認められなかった。②、不当と認める事項、特に認められなかった。③、特に留意すべき事項、特に認められなかった。④、監査委員の意見に対する意見、なし。⑤、その他、なし。

以上で、委員会審査報告といたします。

○議長（方川一郎君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 平成26年度決算に対して、反対の立場から討論といたします。

ただいま委員長から報告された、平成26年度本別町一般会計及び各会計歳入歳出決算は、委員会質疑の中でも述べたように、施策全体として町民の方々への説明が不足していること、さらに、負担金については関係機関との連携不足であること、補助金などにおいて成果が見られないことなどから、平成26年度本別町一般会計歳入歳出決算認定、及び各会計の決算認定については不認定にすべきと考えております。

議員各位の御英断をお願いし、反対討論といたします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、認定第1号平成26年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号平成26年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第2号平成26年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第2号平成26年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第3号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号平成26年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第4号平成26年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第5号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第6号平成26年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第6号平成26年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第7号平成26年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第7号平成26年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第8号平成26年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第8号平成26年度本別町水道事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第9号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第9号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第5 諸般の報告を行います。

監査委員から、平成27年度定期監査の結果報告の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みとします。

次に、監査委員から、平成27年8月並びに9月及び10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が、産業厚生常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みとします。

次に、行政視察調査結果報告書について、産業厚生常任委員長、及び議会運営委員長より提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成27年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成27年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、議長の動静について、平成27年第3回定例会以降における議長の主な動静につ

いて、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第6 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成27年度各会計の予算執行状況について報告させていただきます。

10月末現在の一般会計の執行状況につきましては、予算額66億1,257万5,000円に対しまして、歳入の収入済額は34億9,889万3,000円で52.9パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は32億245万5,000円で48.4パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比0.7パーセントの減、額に対して、1,905万6,000円減の28億7,454万2,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を、地方が直接借り入れをしております。臨時財政対策債につきましては、前年度比5.4パーセント、1,312万6,000円減の2億2,831万1,000円で、普通交付税を加えました総額では前年度を1.0パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点ではまだ未確定であります。平成26年度では3億6,087万6,000円で、前年度比0.6パーセントの増となっているところであります。

平成27年度につきましては、災害などの大きな要因がないことから地方財政計画の0.8パーセントを下回ることが予測されているところであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額13億8,467万8,000円に対しまして、歳入の収入済額は6億7,653万2,000円で48.9パーセントの執行率となっておりまして、歳出の支出済額は6億6,167万4,000円で、47.8パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億1,910万円に対しまして、歳入の収入済額は4,688万5,000円で39.4パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は4,208万5,000円で、35.3パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額9億4,302万8,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億3,452万2,000円で46.1パーセントの執行率となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額2億7,373万1,000円に

対しまして、歳入の収入済額は1億582万2,000円で、38.7パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は1億3,492万9,000円で、49.3パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額1億4,234万5,000円に対しまして、歳入の収入済額は4,347万円で、30.5パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は5,256万8,000円で、36.9パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。予算額5億2,687万円に対しまして、歳入の収入済額は2億262万4,000円で、38.5パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は2億269万3,000円で、38.5パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収支につきましては、予算額1億6,148万1,000円に対しまして、水道事業収益の決算額は7,142万9,000円で、前年度対比112万1,000円、1.5パーセント減となり、予算に対する執行率は44.2パーセントとなっております。水道事業費の決算額は7,682万7,000円で、前年度対比12万2,000円、0.2パーセント減となり、予算に対する執行率は47.6パーセントとなっております。

資本的収支につきましては、資本的収入の予算額9,610万円に対しまして、決算額は0円となっており、資本的支出の予算額1億5,552万9,000円に対しまして、決算額は3,694万円で、23.8パーセントの執行率となっております。

次に、病院事業会計の上期の決算状況であります。まず、収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額12億2,004万4,000円に対しまして、決算額6億1,061万9,000円、前年度比4,922万2,000円、7.5パーセントの減となっております。50.0パーセントの執行率となっております。このうち入院収益は2億1,006万3,000円、前年度比1,355万9,000円、6.1パーセントの減、外来収益は1億7,429万2,000円、前年度比254万5,000円、1.5パーセントの増となっております。

病院事業費用につきましては、予算額13億2,315万4,000円に対しまして、決算額は5億4,664万2,000円で、前年度比1億502万4,000円、16.1パーセントの減で、執行率は41.3パーセントとなっております。

事業収益から事業費用を差し引きました上期の純利益は6,397万7,000円となっているところであります。

事業収益の減につきましては、前年度終了いたしました屋上防水補修の執行に伴う一般会計繰入金金の減が主なもので、事業費用の減につきましても、前年度実施いたしました屋上防水補修に伴う修繕費の減によるもの、及び、会計制度改正に伴う期末勤勉手当引当金などの費用化が前年度終了したことが主なものであります。また、入院収益の減は患者数の減少が主な要因であります。

次に、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の予算額1億4,963万円に対しまして、決算額5,333万6,000円で執行率は35.6パーセントとなっており、資本的支出の予算額1億7,429万5,000円に対しまして、決算額1億1,854万6,000円で執行率は68.0パーセントとなっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数であります。8,655人で、1日平均47.3人となっております。前年同期と比較しますと197人、1日平均1.1人の減、外来患者数は、2万6,281人で、1日平均213.7人、前年同期と比較すると221人の減となっているものの、1日平均では診療日数の減により1.7人の増となっております。

以上、平成27年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

続きまして、平成28年度予算編成方針について報告させていただきます。

平成28年度の予算編成方針につきましては、11月26日に職員によります予算編成会議を開催し、方針を示したところであります。

国の平成28年度予算編成につきましては、政府の経済財政諮問会議の議論を経て12月前半に予算編成の基本方針が閣議決定される予定であります。6月30日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針で示す経済・財政再生計画におきまして、社会保障制度を持続可能なものとし、財政を健全化する必要があるため、デフレ脱却、経済再生、歳出改革、歳入改革の3本柱の改革を一体として推進することとしております。また、地方財政につきましては、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているものの、リーマンショック後の歳入、歳出面の特別措置につきましては、経済再生に合わせて、危機対応モードから平時モードに切替えを進めていくこととしています。

8月に公表されました総務省の概算要求では、経済・財政再生計画を踏まえ、地方の一般財源総額を平成27年度と同水準確保し、また、地方交付税につきましても、本来の役割であります財源調整機能と財源保護機能が発揮されるよう総額を適切に確保するものとされておりましたが、出口ベースで前年度比2.0パーセント減の1兆6,266億円の要求となり、4年連続の減額となっております。

財務省は、地方財政について、リーマンショック後の臨時異例の対応として措置されてきました別枠加算、歳出特別枠の解消を求めておまして、特に歳出特別枠につきましては近年一定の縮減はなされているものの、その縮減額を超える規模で類似した新たな歳出が計上されていることを踏まえ、歳出特別枠の早急な廃止を求めているところでもあります。

このような状況の中で、本町にとっても歳入に見合った歳出をどう組み立てていくか、非常に厳しい予算編成になると考えております。

財政試算の歳入ですが、予算編成に大きな影響を与える地方交付税につきましては、このような厳しい状況を踏まえながら、また、国勢調査による人口減少の影響も考慮し、普

通交付税を前年度決算見込額に対しまして5.6パーセント減で試算をしているところでもあります。

町税につきましては、景気の回復は未だ厳しい状況でありまして、軽自動車税の税率改正の影響も考え、前年度決算見込額に対し0.2パーセント増を見込んでおります。

また、基金からの繰り入れにつきましても、引き続き依存度を下げる体制を目標にしているところでもあります。

次に、歳出であります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、公債費償還額の減少により前年度決算見込額に対して2.8パーセントの減、物件費、維持補修費は0.6パーセントの増、補助費などは12.5パーセントの減、繰出金は1.1パーセントの増、投資的経費は39.4パーセントの増を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画、事務事業評価の確実な実施及び前倒しを指示しているところでもあります。

一般会計の予算規模といたしましては、67億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的な調整が必要になってくるものと考えております。

以上のように、28年度の予算編成につきましても、相当厳しい状況となり、更なる行政改革に取り組みますとともに、第6次本別町総合計画に掲げる主要課題について、戦略的な視点と行動力をもって、町民生活に密着した事業の確保と、町民が夢を持てる施策の展開を推進するところでもあります。

さらに、私の5期目のまちづくりの基軸であります6つの柱と48の施策、この実現に向け、ともに学び、支え合い、活力あるまちづくりを進めていくものとしております。また、本別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において定めた基本目標の実現に向けて、施策展開を行うものとしてしているところです。

地方分権時代にふさわしい、自主、自立の精神にあふれる新時代の新しいまちづくりを推進するため、本別町の個性と元気が発揮、発信できるように、創造力と知恵を結集し、最大限の行政効果が得られるよう町民と協働したまちづくりを展開して参りたいと考えておりますので、議員各位の御理解をよろしくをお願いいたします。

次に、まち・ひと・しごと創生について報告をさせていただきます。

昨年11月に施行されました、まち・ひと・しごと創生法では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが定められました。

本別町におきましても、本年2月に行政組織となります、まち・ひと・しごと創生推進本部を設置をし、6月には、町民や関係団体の方々などで構成いたします本別町まち・ひと・しごと創生推進委員会を立ち上げたところでもあります。

2つの組織を両輪として、本町の人口減少克服と地域経済の活力を維持し、地域の特徴

を活かした自主的で持続的なまちづくりを創造していくため、今後の目指すべき将来の方向を提示する人口ビジョンや、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめる本別町まち・ひと・しごと総合戦略の策定に向けた協議を行ってまいりました。

また、町民アンケートをはじめとして、住民意見募集などにより、広く町民の皆様から御意見をいただきながら、10月30日に本別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定したところでもあります。

人口ビジョンでは、人口の長期的展望として、平成72年に5,000人程度の人口を維持することを目標とし、総合戦略におきましては、産業、雇用の確保、創出、新しい人の流れをつくる、結婚、出産、子育ての希望をかなえる環境をつくる、元気な地域と安全、安心なくらしの確保の4つの基本目標を定めて、施策の基本的方向や5年後の数値目標、今後の検証時の参考となります重要業績評価指標や主な予定事業などについて示しております。

総合戦略の推進にかかる施策事業の実施にあたりましては、財政状況を踏まえるとともに、財源確保に努めながら、計画的に推進していく必要があります。地方創生先行型事業として、既に本年度より取り組みを進めております事業もございますが、今後の施策事業の推進に対する効果、検証も踏まえながら、戦略の見直しも含めて、着実な推進を図って参りたいと考えております。

また、まち・ひと・しごと創生を進めていくうえで、市町村間の連携によります取り組みが重要な視点のひとつとなっております。北海道では、地方創生先行型事業として、新たに北海道型地域自立圏による市町村連携地域モデル事業の制度が創設されたところでもあります。

東北部3町におきましても、安心、安全に暮らせる、活気にあふれた圏域を目指し、3町の結びつきやネットワーク強化を図る観点から、各町の空き家対策の利活用による定住、定着につなげていく取り組みや、3町をふるさと圏域として、ふるさと意識を高めながら、連携によって圏域内の活性化を図る取り組みなどについて、今後、推進していく予定でありまして、関連予算案につきましても、本定例会に提案させていただいておりますので、今後とも、地方創生に向けた様々な取り組みに対して、町民の皆様をはじめ、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いするところであります。

次に、10月8日に発生いたしました温帯低気圧による強風の被害について報告をさせていただきます。

10月7日午後5時22分に強風注意報が発表され、特に8日の午前10時55分には、本町では10月としては観測史上最高となります秒速31.1メートルという最大瞬間風速が観測され、これらの強風によります町内各所に様々な被害が及ばされたところでもあります。

被害状況につきましては、一般住宅では32戸の屋根のトタンが飛ばされ、公共施設では中央保育所で清流公園内の立木が倒木した際、電柱も倒れて保育所の外壁の一部が損傷

し、子育て支援センター、旧美里別保育所では屋根のトタンがめくれる被害が出たところ
です。歴史民俗資料館では屋根に張り付けてあります素材が数十カ所にわたり剥がれ落ち
たほか、スクールバス待合所では、明美など6地区で転倒、損壊し、応急措置を行ったと
ころであります。中央小学校では、倉庫の屋根のトタンが飛ばされ、駐車場の車2台に
接触して損傷したところです。勇足中学校では、学校敷地内の立木が倒れて民家の壁など
が一部損傷いたしました。

なお、これらの修繕に要する概算経費は779万5,000円で、現行予算、あるいは町
直営で修繕したものの他、早急に対応しなければならない被害につきましては、本定例会
におきまして専決処分の承認を提出させていただいております。また、それ以外のもの
につきましては新年度予算などで対応して参りたいと考えておりますので、よろしく願
いをしたいと思います。

次に、町道の通行止めですが、北5丁目中央保育所通り、北8丁目通り、北公園通り、
押帯池田間道路、西仙美里高台道路、負筋西4線道路が2日間にわたり通行止めとなり、
同報無線により町民に周知したところあります。

特に停電の関係ですが、本別市街地につきましては10月8日午後0時15分に本別ル
ートの送電線の異常により停電が発生いたしました。仙美里ルートの送電線の活用によ
りまして、同日午後0時48分に全面復旧いたしました。仙美里、清里、月見台、活込、
奥仙美里地区につきましては、倒木による高圧線の断線などにより10月8日午前10時
54分に停電が発生し、その後徐々に復旧し、9日午前4時2分には全面復旧したところ
であります。西美里別、西勇足、美蘭別、押帯地区につきましても、倒木による高圧線の
断線などにより8日午前11時48分に停電が発生し、その後徐々に回復して9日午前6
時19分には全面復旧いたしました。

次に、強風による人的被害であります。男性お1人が物置の戸を閉めようと外に出た
際、強風にあおられ転倒して、頭部打撲及び左鎖骨を骨折されております。

次に、農業関連の被害状況です。

農作物ではデントコーンの倒伏が38.2ヘクタール、営農施設の主なものではビニール
ハウスの全壊が11件、破損が76件、牛舎の全壊が2件、屋根、外壁などの破損が60
件、倉庫の全壊が8件、屋根、壁などの破損が41件などとなっております。

以上、10月8日に発生いたしました温帯低気圧に伴います、強風被害についての報告
とさせていただきます。

次に、旭化成建材によります工事データ改ざん問題についての報告をさせていただきます。

横浜市でのマンション傾斜問題に端を発しました旭化成建材による、くい打ち工事デー
タの改ざん問題につきましては、平成27年11月4日に新聞各社によります、過去に本
別町が発注した工事でも関係がある旨の報道がなされたところあります。

この工事でございますが、道の駅周辺アクセス道路の整備を目的に、国道242号側の

J A本別町事務所地先から山手町方向に向かう延長約110メートルの道路改良として、平成19年度に発注いたしました町道北東1条通り道路改良舗装工事のうち、コンクリート擁壁に必要な30本の支持くい打ち工事が、旭化成建材との関連があったというところでもあります。

本町といたしましては、受注業者からの連絡により、再度、当事の関係書類を精査し、さらには、平成27年11月6日に、受注業者とともに、測量機器による現地の状態確認を行ったところでありまして、結果といたしまして、データなどにつきまして、他からのデータ流用や改ざんが認められなかったことと同時に、現地に異常がないことを確認したところでもあります。

報道などにおきまして、町民の皆さまに御心配をおかけすることとなりましたが、ただいま報告させていただいたとおり、本町の工事に関しましては異常が認められなかったということの報告を改めてさせていただきたいと思っております。

次に、幼保連携型認定こども園の整備状況について報告させていただきます。

こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況などを問わず柔軟に子どもを受け入れることができる施設でありまして、就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が平成18年10月に施行されて以降、全国各地でこども園の整備が進められております。

十勝管内では、上士幌町、士幌町、大樹町、鹿追町、足寄町におきまして運営されておりました、平成28年度からは音更町、帯広市におきまして開設される予定であります。

本町のこども園の整備状況につきましては、9月定例会においても報告させていただきましたが、本別町子ども・子育て支援事業計画に基づき、本別町就学前教育・保育のあり方の指針を策定し、本町が目指しますこども園の整備に向けて、協議相手となります学校法人釧路カトリック学園と、こども園の基本姿勢、開設時期、施設の概要、建設場所、本町の支援の基本、職員の確保、開設までの推進体制などの協議項目につきまして、概ね合意がなされましたことから、10月21日に本別町就学前教育・保育施設、幼保連携型認定こども園開設に関する協定書を締結したところでもあります。

協定調印後につきましては、こども園の整備、運営に向け、本町の保育士とカトリック幼稚園の教諭とが、本年4月に新設いたしました、上士幌町、津別町のこども園への視察を行い、また、基本設計作成のための学習会を繰り返し開催しているところでもあります。

今後につきましては、協定書に基づきまして、教育、保育内容など細部についての協議を継続しますとともに、子ども・子育て会議などの関係団体や通園することとなっております子どもの保護者などの思いを丁寧に吸い上げながら、子どもにとっても保護者にとっても最善の施設づくりを目指すところでもありますので、町民の皆様をはじめ、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、へき地保育所のサービス拡大について報告いたします。

勇足及び仙美里地区に設置しております、へき地保育所は、厚生労働省通知のへき地保

育事業実施要綱に定めている基準を遵守しつつ、認可外保育施設として運営しているところでもあります。

認可保育所であります常設保育所と比較しますと、3歳未満の子どもの受け入れを行っていないこと、保育時間が短いこと、給食は学校給食の外部搬入であること、保育料が低額であることなど、いくつかの相違点が挙げられますが、本年3月に策定しました本別町子ども・子育て支援事業計画、未来にひろがるまめっこすくすく計画におきましては、今後のへき地保育所のサービスを地域のニーズを踏まえ、今後のあり方について保護者や地域を交えた研究を進めることとしております。

これを受けまして、この間、両保育所を利用する保護者との懇談、両保育所を利用する保護者、両地区にお住まいで、通所前の小さなお子さんを持つ保護者及び妊娠中の方を対象といたしましたアンケート調査、子ども・子育て会議での意見交換などを行って、今後のへき地保育所のあり方について御意見を伺ってきたところであります。

現在保育所を利用しております保護者や、今後利用を考えておられる方からは、概ね現行通りのサービスで満足であるとの評価をいただいているところでありますが、両地区にお住まいの家族の状況や就労形態に多様化の傾向が見られますことから、今後様々なニーズに柔軟に対応できるように、次の2点についてサービスの拡大を検討しているところであります。

まず1つ目は、保育時間の拡大です。保育の開始時間を、これまでより30分繰り上げて、午前8時からとするものであります。

入所児童の登所時間の幅を広げることによって、会社勤めの方や出勤の時間や、保育所入所児童の兄弟が通う学校の登校時間と合わせやすくなりまして、利便性の向上が図られるということで予測をさせていただきます。

2つ目は、児童の受け入れ年齢の拡大です。保育の開始日を、これまでの満3歳の誕生日の翌日からを2歳の誕生日を迎えました後の4月1日に繰り上げていくということであります。

アンケート結果や保護者との懇談におきましては、家庭状況の変化や就労形態の多様化などのお話をお聞きする中で、入所年齢については、2歳の誕生日を迎えた後の4月1日への繰り上げが妥当と判断したものであります。

これに伴いまして、保育料につきましては、常設保育所との整合性を鑑み、3歳児以上よりも割高の保育料を新たに設置する予定でありまして、今定例会におきまして関係条例の一部改正を提案させていただきますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給について報告させていただきます。

国では、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴いまして、所得の低い方や子育て世帯に与えます影響を緩和するため、昨年度に引き続き、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の2つの給付金の支給を行うことといたしました。

本給付金の支給につきましては、受給対象者の申請に基づいて行われるものでありますことから、本町におきましては、制度の概要などの記事を町広報紙に掲載しますほか、チラシの全戸配布、公共施設などへのポスター掲示、同報無線による周知、さらには、関係課とも連携を取りながら、対象となる可能性のある方に申請の案内を発送するなど、多様な手段により町民の皆様へ周知を図りながら、8月3日から11月4日までの3か月間、申請の受け付けを行ったところであります。

給付の結果といたしましては、臨時福祉給付金につきましては、1,409人に支給決定し、総額845万4,000円の支給を11月25日までに終えております。また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、433人に支給決定し、総額222万6,000円の支給を11月10日までに終えたところであります。

次に、十勝地域におけます道東及び道北ドクターヘリの運行圏域拡大に関するこれまでの経緯について報告いたします。

この件につきましては、6月定例会において、道東ドクターヘリ運航調整委員会及び道北ドクターヘリ運航調整委員会への運行圏域の拡大要請までの経過と、運行圏域拡大に伴う初期費用の負担について行政報告をさせていただきました。

新聞報道等で御承知のこととは存じますが、7月にそれぞれの運航調整委員会におきまして、本別町をはじめ、十勝全域を道東ドクターヘリの運航圏域とした上で、上士幌、鹿追、新得、清水、芽室の北西部5町につきましては、道東と道北の連携地域として、道北ドクターヘリに出動要請をする地域として、運航圏域の拡大が承認され、11月20日から十勝圏域への本格運航が開始されたところであります。

なお、運航圏加入時に市町村が基地病院に支払います加入時負担金、初期費用負担金につきましては、北海道からの提案を受けて、4月の十勝町村会臨時総会で管内市町村が道東及び道北の基地病院に支払います総額を19市町村で均等割りし、各町村が104万6,000円、帯広市が104万9,000円とすることを決定してきたところです。

その後、道北ドクターヘリ基地病院におきまして、十勝圏域への運航圏拡大にあたりまして、当初の計画時と比べ更なる医療機器更新が必要となったことなどを理由に、北海道から加入時負担金の増額について再提案をされ、基地病院におけますドクターヘリの安全かつ安定的な運航の確保のため、設備更新費用にあてるものとして説明があったところであります。

この件につきましては、すでに十勝管内各市町村において決定している中での提案でありまして、かつ、北海道の調整不足及び認識不足を原因とするものではありませんが、この間、北海道が各町村に対し個別に説明するなど丁寧な調整が行われ、11月18日の十勝町村会臨時総会において、負担金の変更について各町村間の合意が得られたところであります。

この件につきましては、当初、本別町の負担額は104万6,000円と算定されておりましたが、変更後の131万2,000円の加入時負担金につきましては、本定例会におきま

して補正予算を提案させていただいております。

本町といたしましても、ドクターヘリの運航圏域が十勝圏へ拡大されることは、本町における救急医療体制の充実を図るために必要なものでありますので、議員各位の御理解もいただきながら、よろしく御審議いただきたいと思っております。

次に、泌尿器科外来の休止について報告いたします。

泌尿器科外来は、平成21年10月より現在までの6年間、しばた腎泌尿器科クリニック、柴田院長の御支援を受け、現在は月1回の外来枠を設け運営をしてきています。今般、同クリニックの諸事情によりまして、本年12月をもって終了したい旨の申し出があったところであります。

この間、泌尿器科外来の継続に向け、管内の基幹病院や帯広市近郊のクリニックなどへの派遣要請を行って参りましたが、決定にはいたらない事から来年の1月より休止とせざるを得ない状況になったところであります。

患者の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解をお願いし、今後におきましても、外来の再開につきましては、大変厳しい状況ではありますが、引き続き努力して参りたいと考えておりますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解、御支援を心からよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、第4回本別町議会定例会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 承認第4号

○議長（方川一郎君） 日程第7 承認第4号専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） 承認第4号専決処分の承認を求める件につきまして、御説明申し上げます。

学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解、及び損害賠償額を定めることにつきまして、緊急を要し議会を開催する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

本事故は、平成27年10月8日午後5時頃、中川郡本別町弥生町22番地1の本別町立本別中央小学校駐車場において、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏所有の自動車が増車中、強風により学校物置の腐食していましたがトタン屋根の一部が剥がれ飛び、同車両の左前側面からボンネットにかけてぶつかったものであり、本車両損傷事故につきまして、民法第695条の規定に基づき、下記のとおり和解し損害賠償額を定めました。

1、和解の相手方ではありますが、住所、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇〇。

2、和解の要旨につきましては、本件の車両損傷事故にかかる損害賠償額を一金99,036円と定め、本別町が〇〇〇〇〇氏に支払うものとする内容であります。

この損害賠償額につきましては、その全額が全国町村会総合賠償補償保険金の対象となり賄われます。

今後におきましては、このような事故が起きることのないよう、学校管理施設の安全点検の励行と、さらなる管理体制の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 1点お伺いしたいと思うのですが、今説明あった中で、この方の所有の自動車が増車場という表現ありましたのですが、示談書を見ますとですね、第一当事者、第二当事者ということで、まず所有者が誰だったのかということで。この内容がどうのこうの、悪いとかというのではなくて、695条で和解していますから、これはいいと思うのですが、民法709条の不法行為に当たる損害賠償事案だと思のですが、この当事者というのが所有者であるのかどうかという部分がですね、示談書にないものですから。後々のためにも、この当事者乙というところに所有者という表現があれば良かったのでしょうか。車検証上の所有者というのがあればいいのですが。所有者については、どうなっていますか。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） お答えしたいと思います。

まず、民法695条の分につきましては、議員さんの言われてるとおりですね、和解は当事者が互いに譲歩をして、その間に存する争いをやめることを約する、要は約束することですね。約することによって、その効力を生じるということになってございます。その当事者でございしますが、今御説明申し上げました車両の損傷事故につきましては、使

用者及び当事者が〇〇〇〇〇ということであります。以上でございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）については、報告のとおり承認されました。

◎日程第8 承認第5号

○議長（方川一郎君） 日程第8 専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） 承認第5号専決処分の承認を求める件につきまして、御説明申し上げます。

学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解、及び損害賠償額を定めることにつきまして、緊急を要し議会を開催する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

本事故は、平成27年10月8日午後5時頃、中川郡本別町弥生町22番地1の本別町立本別中央小学校駐車場におきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の自動車が駐車中、強風により学校物置の腐食していたトタン屋根の一部が剥がれ飛び、同車両の左後部から側面にかけてぶつかったものであり、本車両損傷事故につきまして、民法第695条の規定に基づき、下記のとおり和解し損害賠償額を定めました。

1、和解の相手方ではありますが、住所、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇。

2、和解の要旨につきましては、本件の車両損傷事故にかかる損害賠償額を一金88,754円と定め、本別町が〇〇〇〇氏に支払うものとする内容であります。

この損害賠償額につきましては、その全額が全国町村会総合賠償補償保険金の対象となり賄われます。

今後におきましては、このような事故が起きることのないよう、学校管理施設の安全点検の励行と、さらなる管理体制の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）については、報告のとおり承認されました。

◎日程第9 承認第6号

○議長（方川一郎君） 日程第9 承認第6号専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による住宅等損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） 承認第6号専決処分の承認を求める件につきまして、御説明申し上げます。

学校施設損壊による住宅等損傷事故に起因する和解、及び損害賠償額を定めることにつきまして、緊急を要し議会を開催する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により

これを報告し、承認を求めるものでございます。

本事故は、平成27年10月8日午後0時頃、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏敷地内において、本別町立勇足中学校の古木が地上から約6mの所で折れて同氏敷地内に倒れ、住宅屋根、物置及びブロック塀を損傷させたもので、同事故につきまして、民法第695条の規定に基づき、下記のとおり和解し損害賠償額を定めました。

1、和解の相手方ではありますが、住所、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇。

2、和解の要旨につきましては、本件の住宅等損傷事故にかかる損害賠償額を一金269,460円と定め、本別町が〇〇〇〇氏に支払うものとする内容であります。

この損害賠償額につきましては、その全額が全国町村会総合賠償補償保険金の対象となり賄われます。

今後におきましては、このような事故がおきることのないよう、学校管理施設は勿論のこと、敷地内の樹木等についても倒木の恐れがないかなどの安全点検を励行し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第6号専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による住宅等損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号専決処分の承認を求める件（学校施設損壊による住宅等損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること）については、報告のとおり承認されました。

◎日程第10 承認第7号

○議長（方川一郎君） 日程第10 承認第7号専決処分の承認を求める件〔平成27年

度本別町一般会計補正予算（第7回）]についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 承認第7号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成27年度本別町一般会計補正予算第7回について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、ただいま御承認いただきました、10月8日発生 of 温帯低気圧の強風による損傷を受けた車両及び住宅等にかかる損害賠償金の補正であります。緊急を要し、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,133万2,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。

下段、歳出ですが、10款教育費1項教育総務費4目諸費22節補償補てん及び賠償金45万8,000円の補正は、〇〇〇〇様に9万9,036円、〇〇〇〇様に8万8,754円、〇〇〇〇様に26万9,460円の3人の方に対する損害賠償金を、その全額を全国町村会総合賠償補償保険金として全国町村会から支払われるため、上段の20款諸収入5項1目7節雑入で計上するものでございます。

以上、平成27年度本別町一般会計補正予算（第7回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第7号専決処分の承認を求める件〔平成27年度本別町一般会計補正予算（第7回）]についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号専決処分の承認を求める件〔平成27年度本別町一般会計補正予算(第7回)〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第11 議案第68号

○議長(方川一郎君) 日程第11 議案第68号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長(大橋堅次君) 議案第68号本別町立へき地保育所条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、本年4月からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度により、給付の対象となる特定教育・保育施設または特定地域型保育事業のいずれにも該当しないへき地保育所における保育事業について、特例で給付を受けることができることとなったため、所要の改正を行うとともに、来年4月からへき地保育所において2歳児の保育を開始するに当たり、2歳児に適用する保育料を新たに設定するものであります。

この条例では、1つ目として、受け入れる子どもの定義と用語を子ども・子育て支援法に合わせ、「小学校就学前子ども」とする改正、2つ目として、へき地保育所の利用に当たっては、特例地域型保育給付の支給認定、いわゆる保育認定を受ける必要があるため、その認定の手続きについて常設保育所と合わせ、同様に、入所の申請、承認、取消の要件についても常設保育所と合わせる改正、3つ目といたしまして、保育料の定義を、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、つまり、公定価格とするとともに、その一部を利用者負担額として保護者から徴収する旨の規定の改正、4つ目といたしまして、その利用者負担額について、新たに2歳児の区分を設けるとともに、同一世帯から複数の保育所を利用している場合に、利用者負担額を半額とする改正を規定しています。

それでは、改正条文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読については省略をさせていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例(昭和40年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要する乳児、幼児、その他の児童(以下「保育の実施児童」という。)」を「必要とする小学校就学前子ども」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

入所資格。

第4条、へき地保育所に入所し、へき地保育所において保育を受けることのできる資格を有する者は、次のとおりとする。

第1号、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども。

第2号、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども。

第3号、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもであつて、町長が地域における教育（法第7条第2項に規定する教育をいう。）の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育所において保育する必要があると認めるもの。

第4号、その他町長がへき地保育所において保育する必要があると認める小学校就学前子ども。

第2項、前項第1号及び第2号に規定する小学校就学前子どもは、本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例（平成27年条例第1号）第3条に定める者とする。

入所手続。

第5条、前条に定める資格（以下「入所資格」という。）を有する小学校就学前子どもの保護者は、当該子どものへき地保育所への入所を希望するときは、別に定めるところにより、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定により町長が入所させる場合については、この限りでない。

第9条及び第10条を削り、第8条（見出しを含む）中「保育料」を「利用者負担額」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「保育料」を「利用者負担額」に改め、同条中「へき地保育所の保育料」を「利用者負担額」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「利用者負担額」に改め、同条中「前条により入所した児童」を「前条第1項」に、「別表に定めるところにより保育に要する費用」を「同条に規定する保育料のうち、別表に定める利用者負担額」に改め、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

入所の承認の取消し。

第6条、町長は、へき地保育所に入所している小学校就学前子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の承認を取り消すことができる。

第1号、入所資格を有しなくなったとき。

第2号、正当な理由がなく長期間にわたって保育を受けた実績がないとき。

第3号、偽りその他不正の手段により入所の承認を受けたとき。

第4号、その他当該子どもに保育を提供することが困難であると認められる事情が生じたとき。

保育料。

第7条、へき地保育所に入所している小学校就学前子ども（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により町長が入所させた子どもを除く。）の保護者は、保育料を納付しな

ければならない。

第2項、前項の保育料の額は、法第30条第2項第4号に定める特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）とする。

別表中「へき地保育料徴収基準表」を「へき地保育所利用者負担額基準表」に、「平成27年4月1日適用」を「平成28年4月1日適用」に、「保育料徴収月額、円、0、2、300、6、800、11、900、15、100、17、000」を「利用者負担額徴収月額、円、2歳児、0、2、700、7、900、12、600、16、400、19、100、3歳以上児、0、2、300、6、800、11、900、15、100、17、000」に改め、同表備考4を次のように改める。

4、この表の第2階層から第6階層までに認定された世帯であって、同一世帯に小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）及び法第30条第1項第4号に規定する特例保育を受けている場合は、最年長の子どもから順に2番目に年齢が高い法第20条第1項の認定にかかる小学校就学前子どもにかかる利用者負担額は、同表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、別表の改正規定（「へき地保育料徴収基準表」を「へき地保育所利用者負担額基準表」に改める部分及び備考4の改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

以上、議案第68号本別町立へき地保育所条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今、細かく説明がありましたが、確認の部分があると思いますので、答弁よろしくお願ひします。

1点ですが、第7条の表の関係ですが、これは右のほうで改訂後ということですので、2歳児、3歳児以上ということですのでございまして。部分部分によっては、3歳児以上の子どもより高くなるということが想定されますが、その辺を噛み砕いた中で説明いただきたいということと、最後の附則がございましてけれども、本年4月1日から云々からありまして、明年の4月1日ということになっています。この辺の関係は、お役所ですから、そういう考え方でいいのでしょうかけれども、利用する方々、特に今回認定こども園等々の関係もありますし、へき地保育所の関係でも、私も一般質問させていただいている経緯がございます。地域の方とどの程度の詰めをしてきて、どの程度のお話を賜ってきたのか、

その辺もお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 大住議員のほうから2つの質問と、最後のほうに地域との懇談の様子の質問がございました。最初に、地域との懇談のお話しをしてから、1つ目2つ目のお答えをしたいと思います。

まず、へき地保育所のサービスについては、昨年26年10月23日に、本別町の条例委員であります、子ども・子育て会議の委員の皆さんに、へき地保育所はどうしていきべきかという相談、協議をしております。そのまとめたものが、平成27年3月31日に確定いたしました、本別町子ども・子育て支援事業計画であります。その中では、地域のニーズを踏まえ、へき地保育所においては今後のあり方について、保護者や地域の方と一緒に考えていきますというふうに表記をしております。同じく、本別町就学前教育、保育のあり方についての中でも、そのように、へき地保育所のあり方については、地域の皆さんと、どうしていこうということを触れております。

今、議員から質問であります、地域の方々とどういった懇談をしたかということなのですが、まず、仙美里へき地保育所にあたりましては、平成27年、今年の9月14日、へき地保育所に保護者の方に集まっていただきまして、1時間程度懇談をいたしました。その中では、今後アンケートをした中で、色々へき地保育所のあり方について、皆さんと相談をしながら進めていきますよ、その懇談の中で、色々なへき地保育所のあり方についても懇談をしたところであります。

次に、勇足へき地保育所の保護者の皆さんとも懇談をさせていただきました。9月24日に勇足保育所に出向きまして、地域の方々、保護者の方々と懇談をし、へき地保育所のあり方についてお話しをした中で、今後アンケートをしながら、へき地保育所のあり方について決めていきたいと思いますという相談をしました。その後、10月15日に保護者の方、及び健康管理センターのほうに、まだ保育所に行く前の子供達のお母さんが集まっておりますので、その方々対象にアンケートを行ったところであります。アンケート結果はですね、概ね了解をいただいたのですが、その懇談等の中で、今後色々な相談をしていきたいと思います、もう少し幅を、時間を早くから来たいですとか、もうちょっと1歳下の子がいいとかいうお話が出ましたので、今回提案をいたしました。

大住議員の1つ目の質問でありますけれども、3歳児の保育料より2歳の保育料が高く設定をしております。事実であります。保育士さんの子どもに対する、何人の子どもに1人の保育士さんをつけなさいよですとか、おやつの部分が高く、一応経費がかかります。常設保育所につきましても、5歳児、4歳児、3歳児、2歳児、0歳児とお預かりをしてるのですが、5歳児のほうが単価的には安くなっております。常設保育所の保育料の、3歳と2歳の差を今回提案させていただきます、へき地保育所の3歳と2歳の率で計算をさせていただきます。

もう1つ、議員が質問になりました2つ目の質問であります。27年と28年のどこと

どこが違うんだという話しなのですが、今回2歳児の保育については28年4月1日から適用させていただきます。27年4月1日からの適用については、兄弟で、例えば弟さんが町の保育所に入っていて、小さくて、0歳児とか1歳児で町の保育所に入っていて、お兄ちゃんが3、4、5でへき地の保育所に入っている場合、今まで2人目というカウントをしてなかったのですが、2人目の子どもの減額がありません、減免がありませんでした。これで同じ土俵に乗れたので、お兄ちゃんが例えばへき地保育所にいて、弟さん妹さんが町の常設保育所にいた場合に、2人目の保育料を2分の1にするという、同じ保育所では今まで適用あったのですが、今度、町の保育所とへき地の保育所を一緒の土俵に上げましたので、2人目のそれは27年4月1日から適用したいと思っております。以上であります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 細かく説明をいただきましたが、私が一般質問したときには、0歳児の子どもさんがという質問をしたときに、それは当面難しいんだというお話だったと思います。にわかにといいますか、1回仙美里9月に行いまして、勇足が24日に行つて、アンケートも取ったようでございますけれども、この1カ月ちょっとの間にですね、急転直下といえますか、へき地保育所で1歳年齢を下げて、保育も可能になったよということも含めてですね、私としてはちょっと、相当早いことはいいことですが、なかなか説明が届いてないのではないかとということが懸念されましたので、今みたいな質問をさせていただいたということと、課長のほうから例題のように非常に細かくですね、御兄弟で云々というお話もありました。それは我々はある程度といえますか、理解はするつもりでございますけれども、子育てをしているお母さん、お父さんにとってはですね、どんなことになるんだろうということで、相当心配しているのもこれ実態だと思います。したがって、この条例が通ったとしてですね、このあとの町民の皆さんに対する、特に親御さんに対する周知がですね、子ども未来課の担当の方々も大変かと思いますが、新しく子育てゾーンということで南地区にも計画しているようでございますから、その辺の関連も含めた中で、細かく説明していくべきかと思っております。これは、条例制定にはあまり関係ないことではございますけれども、町民の方々が主役ということも考えますと、この辺の考え方をお知らせいただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 2つ質問いただきました。1つ目でございます。6月議会の中で、議員のほうから一般質問いただきまして、答弁をさせていただきました。今回は2歳児の保育をお受けします。0歳、1歳の場合には、6月の議会の中でもお話しをさせていただいたのですが、調理室が必要だよ、保育士が多くかかりますよ、ほふく室が必要だよ、設備が多くかかるということで、0歳、1歳についてはそのときには即答しておりません。その後、色々な検討をしまして、2歳児というのは大きな施設の改修が必要ないということで、2歳児からお預かりをするということで、現場の保育士とも協議を

いたしまして、理事者とも協議いたしまして、2歳児なら大きな施設の改修がないということで、このような提案をしました。

2つ目であります。今後の周知なのですが、常設保育所はもう募集を開始してるのですが、へき地保育所につきましては、当然この案件がございましたので、この案件が議決いただいたあとにですね、募集をかける予定で、課では進んでおります。当然兄弟のことだとかも、今後こうなりますよということも、わかりやすく広報しながら、地域の保護者の方々に周知をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 何回も申し訳ございませんが、6月議会で質問しているということは、町民の皆さんも議会の活動の中といいますか、傍聴に来ている方々もおられますし、議会の広報等でも出してしております。その中で、大きくくりますと0歳から3歳未満の方々の入所については、今課長のほうから答弁ありましたように、大きな施設の改修等もしなきゃならないということも含めてですね、あったものですから、いいことだと思うのですが、にわかに進めてきたということも含めてですね、誤解のないように再度、親御さんといいますか関係の方々に説明して、お金の絡むことでございますので、複雑な部分でございますのでね、その辺だけ再度確認します。

○議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） はい、議員の質問いただきましてから早急にやったわけではないのですが、色々な新しい計画をつくったときから、へき地保育所のあり方について、0歳、1歳、3歳から受けたほうがいいのか、2歳から受けたほうがいいのか、そういうことを検討してまいりました。議員言うとおりの、関係する地域の方々の保護者にはわかりやすい広報、わかりやすいチラシをつくってですね、今後のへき地保育所のあり方について説明しながら、申込書をいただくようにしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第69号

○議長（方川一郎君） 日程第12 議案第69号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第69号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、へき地保育所について、特例保育を提供する事業として特例地域型保育給付の支給対象事業となったことに伴い、改正するものであります。

この条例では、まず1つ目として、保育認定を受けるための基準について、育児休業取得時の保育の継続利用の要件として、既に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用していることに加えて、特例保育、つまり、へき地保育所の利用について追加する改正、2つ目として、同一世帯から複数の保育所を利用している場合の利用者負担軽減規定について、従来からの適用対象である特定教育・保育施設と特定地域型保育事業に加え、特例保育を適用対象とする改正を規定しています。

それでは、改正条文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読については省略をさせていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「利用しており」を「利用し、又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育（以下「特例保育」という。）を受けており」に、「利用する」を「利用し、又は特例保育を受ける」に改める。

別表備考6中「場合を含む。」を「場合を含む。」及び特例保育を受けている場合」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上、議案第69号、本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についての提案説明と

させていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第70号

○議長（方川一郎君） 日程第13 議案第70号平成27年度本別町一般会計補正予算（第8回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第70号平成27年度本別町一般会計補正予算（第8回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動、共済負担金率の改訂、年度途中の退職者等による人件費の再調整、とちぎ東北部広域連携事業、ドクターヘリ導入事業、温帯低気圧による強風被害対策事業の追加、地方道路整備事業の区域変更及び執行残、その他執行済みの事務事業にかかる計数整理が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、569万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,563万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、補正の主なものについて説明をさせていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

2、歳出でございますが、各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、36ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節報償費中、ふるさと納税115万1,000円の補正は、寄付者の増により特産品の提供がふえたことによるものであります。

次の、11節需用費79万2,000円の補正は、庁舎暖房制御装置の修繕に60万3,000円及び電気自動車納車による充電設備に伴う修繕料として18万9,000円によるものであります。

なお、この電気自動車につきましては、3年間の無料モニターとして、日産自動車株式会社様から提供を受けるものであります。

次の、19節負担金補助及び交付金中、国際交流協会補助金88万円の補正は、平成28年2月25日から3月1日までの5泊6日の日程で来町されますオーストラリアミッチェルからの訪問団10名の受け入れ主体となる本別国際交流協会に対して補助するものであります。

次の、7目交通防災対策費11節需用費中、街路灯53万5,000円の補正は、メインストリート等の街路灯6基分の修繕によるもの、防災施設100万円の補正は、役場庁舎非常用バッテリー交換によるものであります。

次の、8目企画費19節負担金補助及び交付金中、地方バス路線運行維持対策費53万円の補正は、帯広陸別線運行にかかる経常収益の減及び経常費用等の増による負担金の増額であります。

次のページ、上から3行目、10目電算事務処理費13節委託料中システム修正139万8,000円の補正は、公職選挙法改正に伴う選挙年齢引き下げに伴うものであります。

次の段、13目情報通信費11節需用費259万8,000円の補正は、電柱移設に伴う光ケーブル移転件数の増加によるものであります。

次の段、14目基金費25節積立金、財政調整積立金1億4,614万7,000円の補正は、歳入歳出調整分として、基金に積み立てるものであります。

なお、財政調整基金は、平成27年度末で14億7,306万2,000円となる見込みであります。

次の産業振興積立金5万円の補正は、本別ひまわり愛好会、代表、〇〇〇〇〇様から、個性あるふるさとづくり基金103万円の補正は、当初予算200万円と合わせますと3

03万円となりますが、本別町拓農にお住まいの〇〇〇〇〇様から10万円、町内にお住まいの匿名の方2名様からそれぞれ5万円、その他町外の方々からの207件283万円の寄付によるものであります。なお、氏名、住所等の紹介は割愛させていただきます。

次の、17目諸費19節負担金補助及び交付金、貸切バス借上げ17万9,000円の補正は、利用団体の増によるものであります。

飛びまして、18、19ページをお願いいたします。

3款民生費2項老人福祉費1目老人福祉総務費13節委託料350万円の補正は、市町村連携地域モデル事業採択による十勝東北部広域連携事業として、空き家利活用判定調査事業等を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

3項児童福祉費3目常設保育所費7節賃金494万8,000円の補正は、常設保育所への入所児童数増による保育士の増員によるもの、その下、4目特別保育費7節賃金173万9,000円の補正は、へき地保育所入所児童数増による保育士の増員によるものであります。

次の、11節需用費修繕料37万8,000円の補正は、温帯低気圧によります強風のため被害を受けた子育て支援センターの屋根の修繕を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金中、ドクターヘリ加入時負担金131万2,000円の補正は、道東・道北ドクターヘリ十勝圏への運行圏域拡大に伴うものであります。

次のページをお願いいたします。一番上にあります、4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金2,000万円の補正は、いずれも繰入基準に基づく収支決算見込みによるものであります。

次のページをお願いいたします。

下段のほうにあります、7款1項商工費6目消費者対策費11節需用費57万5,000円の補正は、北海道消費者行政推進事業採択による消費者被害防止啓発グッズを購入するものであります。

次の28、29ページをお願いいたします。

下ほどにあります、8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費13節委託料1,543万6,000円、15節工事請負費9,777万7,000円、17節公有財産購入費70万7,000円、22節補償補填及び賠償金1,068万3,000円の減額は、地方道路整備事業の国庫補助金要望等に対する交付決定額の減により、事業費の確定によるもので、別添予算説明資料1ページをお開きください。

右側の事業種別ですが、町道美蘭別活込横断道路、補正前事業費6,500万円、道路改良延長225メートルを、補正後事業費2,000万円、74メートルに、町道東中西中間道路、補正前事業費4,200万円、道路改良延長120メートルの予定でありましたが、

未実施のため、調査設計委託費、用地買収及び補償は次年度以降に繰り延べしております。

町道山手朝日線通り、補正前事業費500万円を、補正後事業費334万8,000円に減額するもので、町道共栄通り、補正前事業費900万円を、補正後事業費707万4,000円に減額するもので、町道美里別川沿道路、補正前事業費5,000万円、道路改良320メートルを、補正後事業費3,880万円、道路改良200メートルに、町道栄町2号通り、補正前事業費2,350万円を、補正後事業費1,495万8,000円に減額するもので、町道勇足元町5号通り、補正前事業費2,200万円、道路改良延長43メートルを、補正後事業費1,093万円、道路改良34メートルに、公共サイン整備事業、補正前事業費600万円を、補正後事業費278万7,000円に減額するもので、事務費、補正前176万9,000円を、補正後70万2,000円に変更するものであります。

左側の事業費を見ていただきたいと思えます。

補正額1億2,567万円の減額、財源内訳は、国庫支出金8,318万円、地方債4,420万円の減額、一般財源171万円の増額であります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

予算書にお戻りください。

30、31ページをお願いいたします。

5項住宅費1目住宅管理費11節需用費中、修繕料90万円の補正は、公営住宅等の修繕を行うものであります。

飛びまして、34、35ページをお願いいたします。

10款教育費5項保健体育費2目スポーツ振興費11節需用費57万1,000円の補正は、多目的アリーナ消防設備の修繕によるものであります。

以上で歳出を終わりにして、次に歳入を説明いたします。

6ページ、7ページにお戻りください。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金5節児童福祉費負担金838万1,000円、及び2段下の15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金6節児童福祉費負担金419万円の増額補正は、へき地保育所について、特例保育を提供する事業として、特例地域型保育給付の支給対象事業となったことによるものであります。

戻りまして、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金332万6,000円、及び下段にあります15款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金4節児童福祉費補助金172万4,000円の増額補正は、地域子ども・子育て支援事業にかかる補助金の確定によるものであります。

同じページ戻りまして、14款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金8,318万円の減額補正は、歳出で説明いたしましたが、事業費の確定によるものであります。

下段の15款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金2節老人福祉費補助金350万円の増額は、歳出で説明いたしました、とちぎ東北部広域連携事業に対する補助金であり

ます。

1番下段、5目商工費道補助金1節商工費補助金65万1,000円の増額は、これも歳出で説明いたしました、消費者行政推進事業に対する補助金であります。

次のページをお願いいたします。

16款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入2節その他不動産売却収入696万円の増額補正は、町有林の売却によるものであります。

下の19款1項1目繰越金1節前年度繰越金9,257万4,000円の増額は、平成26年度の繰越金確定による補正で、繰越金総額は、1億2,757万4,000円となります。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。

上段の21款1項町債3目農林水産業債1節農林債110万円の減額、次の4目土木債1節道路橋りょう債4,420万円の減額は、いずれも事業費の確定によるものであります。

以上で歳入を終わりました、次に5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります、1、変更、これは事業量、事業費の変更等により限度額を変更する内容であります。

起債の目的。

辺地対策事業、限度額2,870万円を2,470万円に、過疎対策事業、限度額2億5,370万円を2億1,790万円に、公共事業等、限度額2,740万円を2,190万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成27年度一般会計補正予算（第8回）の説明とさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入、歳出、地方債補正一括とします。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 歳出のほうの13ページになりますが、一般管理費の8節報償費中の、記念品代のふるさと納税で、今回115万1,000円の追加増額補正なのですが、何回か追加しているというふうに記憶しているのですが、この1年間を通してですね、このふるさと納税の寄付者に対する返礼品として、希望が多いというのがあれば、どのような物だったのか、その傾向等について伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 特産品の提供に対する寄付者の方からの希望ですが、やはり一番多いのはじゃがいもで39.5パーセントを占めております。そのほかに、とうもろこしで14.2パーセント、納豆の詰め合わせセット、豆詰め合わせセットが10.7パーセントというふうな感じで、皆さんに提供しております。以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） それぞれの供給量の準備等については、量的なものは大丈夫と

いうことでよろしいですね。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） はい、現在じゃがいもについては、提供は大丈夫です。ただ、とうもろこし等については季節限定ということで指定しております。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 確認も含めて3点質問いたします。

まず、13ページの部分でございますが、総務の一般管理費、9節旅費が32万1,000円増額となっておりますが、この内容と内訳をお知らせいただきたい。

次に、15ページの情報通信費の需用費の中で、先ほど課長のほうから説明がありました。多分これ移設の関係ということでの説明があったかと思いますが、光ケーブル支障移転ということになってますけれども、この因果関係といいますか、どういう内容になったのか、お知らせいただきたい。

3点目でございますが、33ページの教育費の事務局費の中の賃金、臨時雇賃金が94万8,000円の増額になってございますけれども、この時期に100万円近い金がどういう形で臨時賃金として出てきたのか、お知らせいただきたい。

以上3点。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） まず1点目の、9節の旅費につきましてです。今回新たに出ましたのが、南三陸町にただいま任期付職員を、復興支援ということで派遣をしております。もう丸2年が経過をしまして、これにつきまして向こうの、南三陸町との事前協議で、次年度に向けての協議が必要となりました。その部分が1件です。あと、小松島市の人事交流の分と、本来は小松島市から職員が来る予定でしたが、今年対応できなかったということで来ておりません。次年度に向けて、これも協議が必要かということで、予算を計上したところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 電柱移設、光ケーブルの支障移転の関係でございますけれども、光ケーブルにつきましては、北電柱に共架させていただいてるという状況がございまして、この部分についてはですね、現在押帯地区ですとか、あるいは今、道道勇足本別停車場線沿いが電柱の交換がされているというところでございます。今、見込みとしましては45本程度、北電のほうからですね、移設の申し出がございまして、電柱が新しく更新されると、当然共架してる光ケーブルも移設してくわけなんですけれども、例えば1メートルずれるだとか何とかというときには、その部分足すのではなくてですね、一定のスパンで交換してくということもございまして、だいたい平均しますと1本当たり六万四、五千円程度かかるというようなことございまして、それで今45本程度の申し出とですね、それから今後1月から3月含めてのですね、予備的なものを踏まえまして、今回259万

8,000円ということで補正をお願いしてるところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） 3点目であります、33ページ、1項教育総務費2目事務局費でございます。94万8,000円の補正をしてございますが、当初183万3,000円を見込んでおりました。しかしながら、一般事務等ですね、管理事務の業務がふえまして、そこで今回94万8,000円、9カ月分を補正で計上したものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 色々、年度当初から見ての予定がかわったというような内容もあるかと思えます。確認ですけれども、総務の一般管理費の中の南三陸町に行って、今後の打ち合わせをするための旅費と、小松島市に来年来るということになるのですか、派遣するということになるのですか、その事前打ち合わせのために、この時期にこれだけのお金を計上したという解釈でよろしいのかどうかの確認。

それと2点目の話ですが、先ほど課長のほうから、共架にしている部分があると。1本約6万円でございますので、今回250万ぐらいですから40本程度になろうかと思えますが。これは当初からわからなかったのかどうなのか。そういうことであれば、例えば町道に電信柱を立てているということになれば、協議をしているはずだと思います。NTTにしても北電柱にしても。それらの中で光ケーブルの計画があった時点から、その辺はある程度は理解できた部分があるのではないかなと私は思うのですが、その辺、毎年補正で240万を補正していくということではないと思いますけれども、当初の考え方がどうだったのか。スパンが合わないから、共架の部分でスパン割で足していくだとか、色々な技術的なこともあるかと思えますけれども、こういう部分については当初から想定される分には見てくるのが本来の姿であろうかと思えます。今回の台風だとか、そういう形での支障があったということであれば、新年度に向けてどういうふうにお考えしているのか、その辺も含めての考え方をお示ししていただきたい。

次の教育費の関係でございますが、ちょっと聞き取れなかった部分もあるのですが、9カ月分を今回見たということですか。ちょっとその辺がわからなかったのですが、これから年度末までの間、まず3カ月分ということになれば、今までの分が足りなかったからどこから流用といいますか、これはルール違反でなくての流用が色々認められてると思えますけれども、そういうことで来たのか、これから年度末までにはだいたいどう考えても3カ月、4カ月程度ですから、人数が複数になるのか、その辺ちょっとお知らせいただきたい。以上3点について。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） まず1点目の旅費につきまして、南三陸町につきましては、もう南三陸町のほうでは次年度に向けての人員配置については協議をして、本町にも文書等来ております。その中で、向こうの実態、それから町の考え方、あと本人の、うち任期

付職員で派遣をしておりますので、あくまでやっぱり本人の希望もありますので、その辺を、実状を見て来て判断をしております。そういう形で行っております。

それから、小松島市の人事交流につきましては、今年小松島市から1名来る予定でしたが来ておりません。順番から行けば、来年度本町から小松島市の派遣になりますが、小松島市の人事交流のあり方、私どもの研修のあり方もやっぱり、もう十何年たちましたので、協議することが出てきましたので、そういう形で今後詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） はい、お答えいたします。大住議員言われるとおりですね、本来であれば、基本的には数字等を押さえた中で当初予算に計上するということだと思います。ただ、民間事業者のほうでですね、例えば更新される、あるいは工事に取りかかるというようなことも当然あるかと思えますし、必ずしもこういった形がベストではないというふうに思っておりますので、言われるとおり、そういった部分情報収集に努めまして、できる限り当初予算に反映させていきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） はい。先ほどの賃金、臨時雇い入れの件について御説明いたします。

私さきほど9カ月と申しましたが、7カ月でございますので訂正願いたいと思います。

それで、事務職員をですね、9月から追加でですね、雇用してございます。その件につきましてはですね、まず全体といたしまして、私どもの臨時職員につきましては準職員、それから臨時職員、それぞれ各部署にはりつけをしてございます。その関係で当初見込んでいました、準職員もおりますから、その配置とか、もしくはそれから一般学校教育全般にわたりましてですね、今業務が多忙になってございます。それらを全部合わせてもですね、どうも年の途中から人をふやさなければ対応できないということを判断いたしまして、9月から新たにですね、雇用する臨時職員を事務職に配置してございます。この部分につきましてはですね、トータルの金額から持ってきてましてですね、9月も補正はちょっとできませんでしたので、12月補正とさせていただいたものでございます。よろしく御理解願いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 前段の2問については理解いたしました。

最後の7カ月の確認ですが、9月からお1人をお手伝いいただくための臨時賃金で、今指折って勘定しましたけれども、7カ月ということの解釈でよろしいのですか。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） はい、9月からの7カ月分でございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 1点、24ページ、25ページであります。第4款の衛生費の中の、第4項の病院費の関係でございますけれども、今回合計で2千万円の補正ということでありまして、説明の中に保健衛生行政経費500万という部分がありますが、説明あったかもしれないのですけど、ちょっとこの内容についてどういう経費なのか。

それともう1点、今回、今言った保健衛生行政経費で500万円、不採算地区の病院運営経費で500万円ということで、さきほど総務課長の説明の中で、今回これを補正を見たのは収支決算見込みによるものだよということで、民間でいえば、例えば9月末で来年の3月末の決算見込みというような出し方をするのですけれども、ここの決算見込みによって今回補正をしているというのは、来年3月末でこれぐらいになるだろうということなので、今回補正をしたのか、というのは26年決算と今回の500万、それぞれ500万見て、だいたい去年の26年決算と同じぐらいの金額に執行額がなるのではなかろうかと思うのですけれども、前段できょう、町長のほうから行政報告ありましたけれども、病院事業会計については入院、通院患者の減少によって若干厳しいかなというような報告もありましたのですけれども、決算見込みでだいたい去年ぐらいの数字でおさまるから、今回補正でそれぞれ500万、500万見たよという解釈でよろしいのかどうか、その2点についてお知らせをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（方川一郎君） 毛利病院事務長。

○病院事務長（毛利俊夫君） ただいま、矢部議員の御質問2点について、お話ししたいと思います。今回、繰り入れ基準がございますが、その中の救急、それから保健衛生、それから不採算地区ということで、3項目を上げさせていただきました。実はですね、繰り入れ基準は概ね12項目の部分がございますが、当初予算には全て掲載しておりますけれども、それぞれ繰り入れ基準というものを、かかる経費でございますが、設けておまして、全体で、当初予算につきましては2億9千万円の内容でございます。今回それぞれ3項目補正をいたしまして、総額が3億1千万円、これは収益収支の部分でございますけれども、なるということで、経費的にはですね、受託事業、保健衛生の部分でございますけれども、保健福祉と連携する経費ですとか、それにかかる人件費などの部分、それから受託事業の、いわゆる予防業務というような項目が保健衛生という形になりますけれども、その経費の部分で当初600万円ございましたけれども、繰り入れ基準額は1,200万円程度でございますので、今回500万円を補正させていただいたということでございます。

それから、2点目の部分にも関連してございますが、上期の状況については行政報告でさせていただきまして、上期の状況を鑑みまして、繰り入れ基準に基づき、今回2千万円の上積みをさせていただいたということになっておまして、状況的には入院が当初53名を見込んでおりましたけれども、現行については47人というようなことございまして、今後ふえればですね、改善といいますかね、前年と比べてということにもなりますけれども、現時点、下期については50名程度の入院を見込んだ、そういった決算見込みによ

ります収支、補てん分というような形で計上させていただいてるところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号平成27年度本別町一般会計補正予算（第8回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号平成27年度本別町一般会計補正予算（第8回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日12月9日から14日までの6日間は休会であり、12月15日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、12月10日正午をもって締め切りとします。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時 7分）

平成27年本別町議会第4回定例会会議録（第2号）

平成27年12月15日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|-----|-------|-------------|-----|-------|-----------|
| 議 長 | 1 2 番 | 方 川 一 郎 君 | 副議長 | 1 1 番 | 林 武 君 |
| | 1 番 | 矢 部 隆 之 君 | | 2 番 | 藤 田 直 美 君 |
| | 3 番 | 篠 原 義 彦 君 | | 4 番 | 大 住 啓 一 君 |
| | 5 番 | 山 西 二 三 夫 君 | | 6 番 | 黒 山 久 男 君 |
| | 7 番 | 小 笠 原 良 美 君 | | 8 番 | 方 川 英 一 君 |
| | 9 番 | 高 橋 利 勝 君 | | 1 0 番 | 阿 保 静 夫 君 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------------------|-------------|
| 町 長 | 高 橋 正 夫 君 | 副 町 長 | 砂 原 勝 君 |
| 会 計 管 理 者 | 吉 井 勝 彦 君 | 総 務 課 長 | 大 和 田 収 君 |
| 農 林 課 長 | 工 藤 朗 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 村 本 信 幸 君 |
| 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 | 飯 山 明 美 君 | 住 民 課 長 | 千 葉 輝 男 君 |
| 子 ども 未 来 課 長 | 大 橋 堅 次 君 | 建 設 水 道 課 長 | 能 祖 豊 君 |
| 企 画 振 興 課 長 | 高 橋 哲 也 君 | 老 人 ホ ー ム 所 長 | 井 戸 川 一 美 君 |
| 国 保 病 院 事 務 長 | 毛 利 俊 夫 君 | 総 務 課 主 幹 | 小 坂 祐 司 君 |
| 建 設 水 道 課 長 補 佐 | 高 橋 優 君 | 総 務 課 主 査 | 長 屋 聖 子 君 |
| 教 育 長 | 中 野 博 文 君 | 教 育 次 長 | 佐 々 木 基 裕 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 菊 地 敦 君 | 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 | 久 保 良 一 君 |
| 農 委 事 務 局 長 | 郡 弘 幸 君 | 代 表 監 査 委 員 | 畑 山 一 洋 君 |
| 選 管 事 務 局 長 | 大 和 田 収 君 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君

総務担当主査 松 本 恵 君

総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

○議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 おはようございます。報告いたします。

議会の運営に関する事項。陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

12月4日の議会運営委員会以降、本日までに2件の提出がありました。

日本の医療を守る道民協議会第13回総会決議内容実現に向けた取り組みの陳情、商工会に対する平成28年度市町村補助金についての要望、以上2件については、後刻、回覧に供することといたします。

次に、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに1件の提出がありました。TPPから地域の経済と暮らしを守ることを求める意見書については、あす16日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（方川一郎君） 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

9番高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 議長の許可をいただきましたので、通告をいたしました2問について質問をさせていただきます。

まず1問目でございますが、ひとり暮らしの高齢者の安否確認と緊急体制についてでございます。

高齢化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者がふえていると思います。ひとり暮らしになっても、本別町に住み続けるためには医療や介護の充実を図ることはもちろんのことですが、在宅で住み続けるためには日ごろからの安否確認、緊急通報体制の確立が大切だと思っています。

そのためには、行政、自治会、地域、民間業者、特に定期的に訪れる宅配業者などの連携が大切だと思っています。

そこで以下、3点についてお伺いします。

第1点目でありますけれども、行政の取り組みとして多機能型端末などの整備による安否確認に取り組んでいるところがあります。

また、本別町としては十勝広域消防の仕組みにあわせた緊急通報システムの見直し
が課題となっています。この整備についての考え方を伺います。

2点目でございますが、自治会では隣近所はもちろんのこと、在宅福祉ネットワークの活動としての見守り活動、サロン活動を通じて安否の確認をしたり、また、何かあったときには町社協からいただきました緊急時のための連絡シートの配付などが行
われています。

しかし、プライバシーの問題、高齢化等により難しい面もありますが、一層の充実
が必要だと思えます。どのように受けとめているのか伺います。

次に3点目でございますが、高齢者の安否確認の一躍として宅配業者等の協力をい
ただいている町村もあります。本町として、導入をどのように取り組んでこられたの
か、以上3点について伺いをいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員のひとり暮らしの高齢者の安否確認と
緊急通報体制についての御質問の答弁をさせていただきたいと思えます。

まず1点目の本町の緊急通報装置につきましては、平成20年度に約1,600万円
の全額国庫補助事業によりまして、道内初の人感センサーを活用した緊急通報装置を
85台導入しまして、12月1日現在の利用台数は58台となっているところであり
ます。

この緊急通報システムは大きく分けて三つの機能を持っておりまして、人感セン
サーによる安否の確認、二つ目には玄関センサーによる外出・徘徊の確認、三つ目が
緊急押しボタンによります消防署への通報を行うことができるということで、三つの
機能を持っているところであります。

装置及び貸与の内容につきましては、自宅の玄関、居間、寝室の3カ所に人感セン
サーを取りつけて、電話機の近くに押しボタン式の緊急通報装置を設置をし、押しボ
タン式の緊急通報用のペンダント1台を貸与するものであります。

本町の緊急通報装置が持つ機能は利用者の行動データを別居家族がインターネット
により閲覧できることや、通常の起床時間に人感センサーに反応がないときは、玄関
センサーによる夜間の外出、さらには徘徊などを感知をして、家族にメール送信でお
知らせすることが特徴となっております。

また、緊急通報用の押しボタンを押した際には、消防署への通報の後に別居家族や
近隣の協力員に対して緊急通報を行ったことを電子メールによってお知らせするこ
とができることになっております。

また、情報通信技術を活用しました、きめ細やかな情報伝達が可能となってい
るところでもあります。人感センサー機能を活用した多機能型の緊急通報端末についまし

ては、導入費用が割高になりますことから、道内では一部の自治体のみの導入となっておりまして、十勝管内では本町と上士幌町の2町のみが導入を行っているという状況でもあります。

各市町村が設置しております緊急通報システムにつきましては、これまで統合や運用などに関する議論が行われてきたところですが、事業内容や通報、また連絡体制が異なりますことから、十勝全体での一元化は現状では困難な状況にあるということでもあります。

今、御質問のとおり、消防の広域化に伴います出動区域の見直しによりまして、本町においても2世帯の緊急通報システムの利用者が足寄消防署からの緊急出動となっておりまして、該当する2世帯の緊急連絡先などの台帳情報の共有、さらに管理方法につきましては足寄消防署及び足寄町役場福祉課と協議を行っておりまして、内容がまとまり次第、利用者及び家族、近隣の協力員の御協力をいただく説明をこれから行う予定であります。

万全の体制でとかち広域消防への移行を行うために準備を進めておりますので御理解いただきたいと思います。

また、本町のシステムにつきましても、導入後約7年が経過して更新時期を迎えていることも事実でありまして、十勝東北部の広域連携事業のもとで3町の協働により緊急通報システムの導入に向けた検討を引き続き行って行く予定にしております。

2点目のひとり暮らし高齢者に対する安否の確認の充実についての質問でありますけれども、本町では平成5年から一人の不幸も見逃さないを合い言葉に安否確認、除雪、サロン活動を柱をします在宅福祉ネット活動を自治会、社会福祉協議会、町の3者が一体となって充実強化を図ってきたところでもあります。

この活動は、向こう3軒両隣の昔から引き継がれております公助や共助を中心にして、足りない部分を社会福祉協議会や町の公助によりお互いが補い合って地域福祉を推進し、よりよいまちづくりを目指すものでありまして、本別町の福祉でまちづくりの原動力なっているところでもあります。

個人情報保護法の施行に伴いまして、地域の福祉関係者がその対応に苦慮されていることや、自治会役員の高齢化などによりまして担い手不足など、さまざまな課題や困難が生じている中での活動を継続して、さらなるネットワークの充実強化に向けて御尽力をいただいている自治会関係者に対して、改めて敬意と感謝を申し上げるところでもあります。

今後もひとり暮らし高齢者世帯の増加が見込まれる中で、個人情報保護に配慮しながら、災害時に支援が必要な方や緊急連絡先などの情報を地域の福祉関係者と共有を図りながら、さらに引きつづきこの情報を提供し、またそれぞれの情報、また共有してしっかりとした責任の体制を強化していくことが我々の役割だというふうに感じております。

また、平成25年3月に社会福祉協議会に設置をいたしましたあんしんサポートセンターにつきましては、地域の福祉人材にあんしんサポーターとして登録をいただきながら、定期的に継続的な訪問や見守り、さらには買い物の代行など日常的な金銭管理、さらには後見人としての支援などをいただきながら、幅広くひとり暮らしの世帯の方の支援を行っていただいているところでもあります。

あんしんサポートセンターでは、月1回、利用者に対するケース会議を開催しながら、3カ月ごとに行政との行動会議、支援者によりますチームミーティングを開催して、利用者個々の状態に応じた適切なサービスの運用に努めているところであります。

ひとり暮らし高齢者を始め、社会的な支援を必要とします方に対する見守りや生活支援サービスの提供においては自助、互助、共助、公助によります適切な役割分担のもとに、相互の連携を密にして重層的なセーフティーネットを構築していく必要があるというふうに考えています。

そのためには、社会福祉協議会との連携の強化、活動に対する支援を継続していくことはもちろんですが、自治会連合会も在宅福祉ネットワーク協議会、民生委員児童委員協議会、地域福祉の中核的な役割を担っていただいております団体間の情報や課題の共有、さらには既存サービスの見直しや新たな課題に対応するための施策の検討など、協議を行うための場づくりや連携の機会をふやしていくことが重要だと考えておりました、関係団体の御協力をいただきながら、さらに一歩福祉でまちづくりを推進していきたくというふうに考えております。

御質問の3点目の安否確認の一翼を宅配業者に担っていただくことの御質問であります、日常的、継続的な見守りや情報提供が必要な方につきましては、既に地域包括支援センターから新聞配達店など、個別に民間事業者に御協力いただいているところであります。

ただいま御質問のありましたとおり、さらに一歩進んだ包括的な見守り体制を構築していくためには、オール本別の取り組みも必要でありまして、民間事業者と福祉関係団体、自治会、住民の福祉ネットワーク関係者に御相談をさせていただきながら、包括的な見守り体制の構築や協定締結などに向けた取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきますが、何といたってもこの見守りにつきましては御質問にありましたように、やはり向こう3軒両隣、特に近隣の住民の皆さん方の御協力がなければ何の進展も、また安心の暮らしも十分にできないということは明白のことです、さらにまたネットワーク含めた自治会、さらにまたただいま申し上げました社会福祉協議会を始めとする関係団体ともさらに連携を密にしながら、しっかりといつまでも安心して住み続けられる地域の構築のために、しっかりと努力させていただきますことを重ねて答弁させていただいて、御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 今、それぞれの分野における取り組みについて御答弁をいただきました。

そこで、認識の問題として今までのように一定の基準がある中で、高齢者の方もサービスの提供をいろいろな形で受けているわけですが、それら全面的に十分かということは別にして、やはり近年感じますことは、その基準、ひとり暮らしの高齢者で、例えば元気な高齢者、例えば80歳を超えているとか、そういう高齢者の人たちが、あるいはその病院に通っているだけで、そういった今のいろいろな取り組みのサービスを受けていない、その人たちの中に相次いでいろいろなことが起きていまして、議員協会のときにも言いましたけれども、私の自治会では最初は実は元気ないつもサロンとかいろいろなところに来て元気な方なのですけれども、転倒して腰を悪くして、そのときは民生委員の人に電話する力があつたから、電話をして連携をとってやったということなのですが、その後、この前も言いましたように80歳過ぎの女性が転倒して腰椎圧迫骨折、全く動けなくなって、1日半後に集金の人に見つけていただいたと。

そういう意味では3番のそのネットワークというか、中に入ってきたのですが、ただその人、もう一人は66歳の男性でもともと病気がちだったのですけれども、66歳と若いこともあつたものですから、カラオケなどに来ていましたけれども、ちょっと来なくなってもそんなにみんなは心配していないと、ところが実際になってみると、友人が尋ねたらもう亡くなって、4日も5日もたっていたという、そういう状況があります。

ある意味では、特異的な状況になるかもしれませんが、やはりどんどん高齢化していくことによって、今、地域やその上に出てきている高齢者の人でも、なかなか厳しい状況にあるのではないかというふうに私は受けとめています。

そのためにも、今、出ていましたけれども3町で共同ということで、多機能型端末機とか、緊急通報システムと、多機能型ですからいろいろな形で活用できる、そういう整備を今よりもさらに枠を広げて、もっと高齢の人に対する枠を広げて、たとえ介護認定にならなくても、病院には普通、ほとんど通っていますけれども、そういった人たちにも一定の整備をするべきではないかというのが、そういう思いがするわけです。

それで、それは2番目にもつながってくるのですが、我々も今言うように地域でネットワークとか、サロンとかいろいろやっていますが、問題はそこへ出てくる人はいいいのです。誘っても来ない人がいて、見守り活動ということで、それをやりますけれども、ただ、見守り活動も隣近所の人や我々にしても日常生活の中にかかわっていくということが基本で、毎日行って本人が嫌がるのに確認するとかと、そういうことにはならないわけですから、そうすると家にいるという意味では、その多機能型の端末機の整備とか、緊急通報システムとか、そういうものと、あとは地域の活動と、あと

は宅配業者もそうですし、連携もしていくということが私は今の現状の中で検討していく課題ではないかというふうに思っています。

そうしないと、地域も先ほど言いましたようになかなか出てこないし、行ってもほとんど相手にしてくれないという言い方は変ですが、なかなか意志が通じないような人たちに対する不安というのがあるわけです。現実にもそういう問題が起きてくると、地域としても、どうだったのかなというのは、これは率直な思いなのですけれども、一方でもう少し行政とかいろいろなことを含めて連携をとっていけば、もうちょっと何とかなるのではないかなというように、そのような思いもあって、そういう意味では先ほども言いましたようにもう少しいろいろな意味でそういう対象者を広めて、そういう地域といろいろ議論して、私は整備していくということが大事ではないかと、それぞれの持ち場で努力していくということは大事ではないかと思うのですが、その点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 御質問のとおりだというふうに思いますし、またそのことも含めて特にこの問題が町民の皆さんにクローズアップされたのはやはり平成5年にそれぞれ孤独死などが報道される中で、やはり本別はそういう一人の不幸を見逃さない、そういう地域コミュニティーをしっかりとつくっていきこうということで3自治会の会長さん方からそれぞれ立ち上がっていただいて、それぞれ福祉団体、役場ももちろんですけども、一緒になってサロン、ネットワークができてきたということなのです。

それらを含めて、もちろん隣近所のネットワークはこれだけやっていますから、これは本当に一番ありがたいこと、一番そこが原点だと思うのです。それでなかなか起きないねとか、また、御質問にありますように最近やはりプライバシーだとかいろいろありますから、中には個々の、人それぞれの事情がありますから、必ずしもそういう該当しますからどうですかといっても、私はまだまだそんなお世話にならなくもいいという人ももちろんたくさんいます。

そういう個々のケースにあわせてということ含めて、こういう人感センサーだとか、また遠く離れていても家族が、言ってみれば一定程度見守りができるなどなどの方式も含めていろいろ導入してくるわけですが、最後はそこまでいってもなかなか限界があるし、また、それだけ全部補うというわけにはいきませんから、これは御質問のとおりだと。

やはりそういう手段も含めてさらに持続させていきながら、さらにまた一番お願いするところは何といっても隣近所なのです。明かりがついたかどうか、冬になればストーブの煙突から煙りが出たのだろうか、カーテンが開いたのだろうか、そういう見守り含めて、実際にどこの自治会の皆さんもそういうような該当する方々にはそういう見守り支援、ただ、御質問にありましたようにそういう年齢で一定の区切りというのは、それは仕方ないでしょうけれども、そうでない割と若い世代の人が突然、心臓

だとか、または脳梗塞だとかという、そういう急にぱたっと床に伏すというようなことになったら、なかなかそこは見つけれないということありますから、そういうことも含めて、やはりそこら辺を少しでも解消するというのは御質問ありましたけれども、なかなか普段出てこれないような方をやはり地域の中に、自治会の中に出てきていただいたり、コミュニケーションがとれる体制というのはやはりとっていかねば、なかなか解決にいかないのかなというふうに思います。

そういう意味では、御質問にありましたようにそういう隣近所で、特にサロン含めた活動もさらにまたお願いしながら、この役割としてしっかりそういう環境だとか、条件つくるためには、しっかりと精査だとか、また緊急通報体制などなど含めてもしっかり条件を整えていこうかなというふうに思っております。

それら含めて、池北三町で広域の中で同じ通報システム、これは新しい消防広域体制になるわけですから、そこにも対応できるような方向も含めて、しっかりとそれは連携して、統一した通報ができる、そしてまた見守りができる体制をとっていくというのも一つの方法として考えているところであります。

さらに、転倒とか、けがだとかというのですけれども、この問題については本当に最近、こういうつるつるで、玄関出た途端に転ぶというのは非常に多いのです。朝、ごみステーションに行くときに転んだとか、実に今、御質問のあった、私の身内もいましたから、大変お世話になりましたけれども、本当にそういう意味ではそういうことも含めて、どこの自治体にもあり得ることでもありますから、そういうときにはどのような方法が一番連絡がとりやすいのか、また通報がしやすいのかということも含めて。十分にまた、内部はもちろんですけれども、関係機関の皆さん方、また自治会の皆さん方とも協力させていただきながら、できる限りその要請に応えるような、しっかりとした体制を構築できるように、さらに努力させていただきたいと思っております。

以上を申し上げて答弁といたします。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） いろいろ難しい中で、その機器の整備というのも希望とかいろいろな問題があるのですが、ただ多機能型の端末機というのは、例えばこの前の東北部の広域連携の事業の中では安否確認というよりも広域対応とか、通報もありますけれども、そういう御用聞きとか、いわゆる買い物とか、そういうものにも利用するということなのかちょっとわかりませんが、ただ町村によっては例えば今、言うように買い物の関係とか、御用聞きとか、そういういろいろな日常の生活と、その中に安否確認とか、そういう安否確認というか緊急通報システムはちょっと入るかどうかわかりませんが、何かそれを活用しているところはあるわけです。

ただ、安否確認のためのだとかということになると、なかなか抵抗はあるけれども、一方でそういうほかのことにもいろいろ使えるのだよというようなことで、そういう端末機を入れているところもあるわけですから、この中にはICTの活用という

ことで書いてありますが、ただ、町長が言われたようにいろいろな対象者がどのように使えるかとかいろいろなことを含めて、あることは現実ですけれども、こういった形でやはり日常生活支援基盤として整備をしていこうとしているのであれば、やはりそういった安否確認とか、そういうようなこともできるようなシステムをうまく組み入れてやるということもできるのではないかと思いますのですが、それと三町ですから、残念ながら今回の広域連携事業は該当しなかったということですが、三町でということでもありますけれども、やはり1日も早いこの端末機の導入を整備をするということが、私は今の高齢化の中で大変重要でないかと思っています。

ネットワークのほうも従来は対象者が少なかったというか、自治会によっては、ですから見守りをするというか、支援をするという人のほうが多かったわけですがけれども、現在はやはり全体的に底上げになっていきますから、80代を超えた人というのは、例えば私の自治会だって何人もいます。もちろん元気な人もいますけれども、先ほど言ったように病院行ったりとか、いろいろしている人たち、その人たちについては要援護活動とかの担当を決めたりとかということになるのですが、それ以外だと、先ほど言ったようになかなかそういうところに届かないというか、サロンとかそういうので連携していますけれども、そういう人たちの先ほど言ったようなことが少しずつつかもしいないですけれども起こっているものですから、そういうものをカバーするという意味でもネットワークがそういうものをカバーしてやるという意味でも、その端末機とかそういうのを入れて、ある程度、安心のもとで、あとは地域でできることはやっていくということが私は何か大事ではないかと思うのです。

それでないと、なかなか何かあると地域もなかなかきつくなるという現状もありますので、そういう意味では多機能型の端末の整備というのは、先ほど言ったようなことを含めて機能をいろいろな形に活用する、あるいはなるべく早く整備するように検討するというようなことが必要だと思うのですが、その点についてもう一度お伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 連携の整備含めては担当のほうから答弁をさせていただきますけれども、基本的に御質問のとおりだというふうに思っているのですが、ただ今、いろいろと改めて御質問をいただいて、なるほどそうですよねという感じを受けるのはやはりネットワーク含めてですね。

平成5年ですから、本当にあの早い時期によくぞこういう体制を構築していただいたのと、ほとんどの、町民の皆さんがそこに、ネットワークの中に暮らすことができているということでありまして、まだ正式加盟していなくてもその地域全体が、町全体がそういうネットワークの中にいるわけですから、本当にありがたいなというふうに思っているのですが、今、御質問ありますようにその中の支える側と、またそれを支えていただく側というところちょっと語弊があるかもしれませんが、対象とする人たち

がそれぞれ高齢化含めて、非常にやはり複雑、またはこの人数も多くなってきているというのを含めては、そういう意味では最初スタートしてからそこにずっと寄り添ってあげていけばいいということでは決してないのだろうなというふうに改めて感じさせていただきましたから、それも含めて今、町内でも議論しているのですが、それら自治会活動とか、皆さんネットワークはそういう実態も含めてどういような、より安心してそういう暮らしが構築できるかということのサポートをできるようにしっかりいろいろきめならなきゃならないなということも含めて、ですからそれも含めて三町の広域でそれぞれスケールメリットも出しながらということも含めて、担当のほうも大分努力させていただいていますから、そこを含めて答弁をさせていただきますけれども、今言われましたように、特に多機能型のこの整備というのは、我々も大事なところだと思っておりますので、そのことを申し上げて、その取り組み内容については担当のほうからやってもらいます。

○議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君） ただいま高橋議員のほうからありました緊急通報システムの関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先だつての議員協議会の中でも御説明をさせていただきましたけれども、三町の連携事業として現在、この緊急通報システムをどのように整備をしていくかというのが今後の協議課題というふうになっております。

まず消防の広域化の関係もございまして、三町として同じシステムを共有しながら対応していく体制がとれるかどうか、それと現在のシステムを更新していく際にあたって、その端末機、今ございましてその緊急通報は当然なのですけれども、それにあとどのようなサービスを付加していけるかというのはちょっと今、検討しております。

例えば、御用聞きコール、御用聞きボタンというのを設置をしながら何か困り事ですとか、あるいは買い物支援、そういったものに結びつけていけるのか、あるいはおはようコールといいますか、御家族の方にそのボタンを押すことによってきょうの安否といいますか、そういうのを伝えることができるようなシステムがつくっていけるのか、そういったことも含めまして今後、検討を進めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） それでは、2問目についてお伺いをします。

障害者差別解消法の施行に当たってでございます。

2016年4月、来年4月より障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指し、障害者差別解消法が施行されます。

この法律の主な定めの中に、国の行政機関や地方公共団体及び民間業者に障がいを理由とする差別を禁止すること。分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等

を示す対応要領、対応方針を作成することとしてありますが、本町として法に基づく取り組みはあるのでしょうか。あるとすれば、どのような取り組みがあるのかまずお伺いをします。

また、障害者差別解消法は不当な差別的取り扱いと合理的配慮をしないことが差別になるとしています。この点についても施行に当たってどのように受けとめているのかお伺いをします。

2点目でございますが、障がい者差別の解消も含めて、障がい者条例、もっといろいろな長い名前がつくのですが、主に障がい者条例ということで可決している町があります。町民の皆さんが障がい者への理解を深めるためには広く議論するが、さらには暮らしやすくする地域づくりが位置づけられています。本町として検討してみる考えはないか伺います。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 高橋利勝議員の2問目の障害者差別解消法の施行に当たっての御質問の答弁をさせていただきますが、1点目の法律で定めます対応の要領などに関する取り組みとして、法律の施行に当たってどのように受けとめているかという御質問でありますけれども、平成28年の4月から実は施行されるということになっておりまして、障害者差別解消法により地方公共団体におきましては不当な差別的取り扱いと、合理的な配慮の提供が義務づけられて、この対応要綱の作成が求められているところであります。

本年3月に策定いたしました本町の第5期の障がい者保健福祉計画におきましては、この法律の制定を受けて障がいを理由として差別を受けたり、障がいの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念の普及に努めることと定めているところでもあります。

本町といたしましても、障がいを理由とした差別を行わないように適切に対応するための事項を定めて、具体的な差別行為や望ましい合理的配慮を明示した職員対応の要綱の作成に取り組むこととし、町民の皆様にも法律の趣旨や内容の御理解をいただけるように広報活動に努めてまいりたいと考えています。

障がい者の差別解消法では、障がいを理由とする差別の禁止が規定されたものの、何が差別に当たるのか、また合理的配慮としてどのような処置が望ましいのかといった具体的な内容はまだ明らかに実はされていないのが事実であります。

特に、合理的配慮につきましては、障がいの特性や配慮が求められる具体的場面や状況に応じて異なりますので、多様で個性の高いものだというふうに思っています。

作成に当たりましては、全庁的な取り組みが必要となりますことから、職員のコンセンサスを得ることが非常に重要でありますし、障がい者関係団体との意見交換によりまして、障壁となります求めらる配慮などの整備を含めて対応要綱への御意見をい

ただきたいと考えているところでもあります。

この法律は障がい理由とします差別の解消に関する基本的事項や、また国及び地方公共団体、民間事業団体などにおける差別を解消するための措置などについても定めるものでありまして、この法律やこの法律に基づいて作成される基本方針や対応要領、対応指針を通じてどのようなことが障がいを理由として差別に当たるのかについて、社会全体で認識が共有されて、差別をなくするための取り組みを推進することによりまして、誰もが安心して暮らせる豊かな社会の実現を目指していくというものでもあります。

今後も引きつづき障害者差別解消法の趣旨を踏まえながら、第5期の障がい者保健福祉計画で決めました理念に基づきまして、障がいの有無にかかわらず誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりに努力してまいりたいと考えますので、引き続き御理解と御指導をいただきたいというふうに思います。

2点目の障がい者条例に関する質問でありますけれども、北海道は平成21年3月に障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによつていかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めると規定した北海道障がい者条例を制定したところでもあります。

道内の市町村では、これまでは奈井江町と芽室町が制定をし、新得町では来年28年4月に施行されることとなっていると聞き及んでおります。本町におきましては、これまで障がい者条例の策定に向けた具体的な議論はまだされていないところですが、障がい者関係団体、関係者の皆様との意見交換を行いながら、将来的な条例制定に向けた議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

引きつづき、御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 今、答弁にもありましたけれども、今回の法律の施行によって不当な差別的取り扱いを受けない、これはもちろんのことではありますが、合理的配慮をしないことということがあります。

今回のこの解消法の対象は、行政と民間事業でございまして、個人は対象にならないということですが、その行政と民間事業につきましても、例えば不当な差別の取り扱いについては行政はしてはいけないということで禁止、会社、お店などもなっています。

問題は、合理的な配慮でございまして、これは行政は努力義務ということではないということですが、民間事業者はするように努力するということがすから、義務にはなっていません。

ただ、特にそういう意味では民間業者の方に指導するという立場にもありますけれども、行政という立場からいうと、合理的配慮をしないことということですが、今の答弁ではまだ内容について明らかになっていないということですが、例えば私がいた資料では聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障害のある人にはわかりやすく説明しないことなどがありまして、これはある意味では当然のことなのですが、ただ、行政も私たちも含めて日ごろ障がいを持つ方々と余り触れていないというか、経験も少ないということではなかなかこのことをきちんと実行するというのは意識をきちんと持たなければならないということになるように思います。

そういう意味では、行政の分については先ほど言いましたように対応要領とか、そういうようなことが今後、具体的に内部の中でも検討されていくようではありますけれども、私はやはり職員の間で徹底をして、いかなる障がいを持つ人が来ても、それにそういったここに指摘するような合理的配慮をするというか、そういうような方向で取り組んでいくということが大事ではないかと思っていますので、その点についてももう一度伺います。

それで、2番目でありますけれども、障がい者条例、今御指摘のように北海道で3カ所、十勝きちんと含めて2カ所ということですが、今回の差別解消法が行政や民間業者とはいえ、それだけではなくてやはり町民、先ほどの答弁にもありましたように町民の皆さん全体がやはりそれを受けとめていくということが大事だと思っていますし、さらにはそれぞれ地域で安心して暮らしていくとか、いろいろなことを考えていくとやはり障がい者に対する取り組みの到達点というか、そして私は障がい者条例というのがあるのではないかと思っています。

そういう意味では、ただそのための環境をいかに、さらにみんなで努力してつくっていくかということがなければ、条例はつくったけれども、なかなかそのようには理解されていない、ならないということになれば、これはまた不幸な結果になりますので、その辺についての考え方をお伺いしたいのと、今、全国的にこの障がい者の関係で実は取り組みで話題になっていることがあります。それはえほん障害者権利条約という絵本でございまして、私の情報では、これは本州ですけれども、ある市では500冊ぐらい買って、小学校や図書館にということで配付をしているというような話がありますし、今も、多くのところでこのえほん障害者権利条約という絵本を購入しているようです。

その評価としては、やはり福祉と教育の連携という意味では大変大事ではないかということだと思います。インクルード教育ということで、もともとやられていますけれども、改めてその障がい者の置かれている状況、障がい者に対してどのように受けとめていかなければならないかというような絵本でわかりやすい本ということでもありますので、できれば本町としてもその絵本を購入をして、学校とか図書館とかそういうところに

配備をするべきではないかと思うのですが、そういった配備について検討する考えはないか、以上、2点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、まず対応要領の関係でありますけれども、これは合理的な配慮ということで、これは職員にはもちろん徹底しなければならないということは第一義に前提でありまして、ただ先ほど申し上げましたように具体的内容がまだ明らかになっていないということがありますけれども、答弁させていただきましたとおり、これは第一義的にやはり職員に徹底するということが一番大事なことです。これはしっかりとそれは十分に行き届くように、これは要領の中できちんと示していきたいなというふうに思っています。

言うなれば大事なマニュアルですから、これをしっかりつくっていくということで、ということで内部での協議も進めさせていただきます。

また、条例の関係でありますけれども、今、御質問にありましたように条例はつくったけれども、何かをつくって魂入れずでは、これは本当に条例だけが先行しても意味がありませんので、私も今までこの福祉でまちづくり宣言するまでは、町民の皆さん、本当に主体になって福祉でのまちづくり、福祉に対する心をしっかり育ててくれた町でもありますから、そのことも大事にして、健康長寿まちづくり条例できたときも、これも町民の皆さんに行政でなくて町民の皆さんたちなのです。行政の責務もそうですし、町民みずからの責務も明確にして健康長寿まちづくり条例というのをつくりました。

これも全国的に町民が条例をつくったというので、大変な評価をいただいたところですが、それもしっかりと、今もしっかりとそのことが継続して本町の色分け、福祉の大事な中枢として努力いただいているというのがこの条例であります。

さらにまた、福祉でまちづくり条例も、これも本当に町民の皆さんからのこの条例の提案でありまして、福祉のまちづくりのあれだけのフォーラムというか、記念事業もやられたときに、これらができ上がったということでありまして、常に町民の皆さんがみずからそういう条例を含めて必要性を感じながらできてくるところでありますから、やはりこの一番は町民の皆さん理解が一番でありますから、そのことも含めてそういう気運が高まるように、またそういうことがしっかりと実践されるような、必要とされるようなそういう場をつくりながら関係団体等含めて、それぞれ連携をしっかりとりながら進めさせていただければなと思っております。

また、その絵本の話でありますけれども、インクルーシブはうちの教育問題しっかりと取り組んでいただいて、本当に障がいを持たれた子供たちと一緒に暮らすことで、本当に元気な子供たちもすごく心がしっかりと育っていくと、そしてまた人に対して配慮だとか、思いやりだとかそれら本当に日常の教育課程の中で、そしてまた遊びの中でもしっかりと育んでいくという、そういうところでもありますから、そこはもっと

もっと大事にして、またこれからも教育の現場含めて一体となって大事な子供たちの未来ですからしっかりと心豊かに、世界に通じるそういう人を思いやれる、そして人を大事にする、そういう人材をしっかりと送り込む、そういう育てるために努力していきたいなと思いますし、また障がいを持たれた本人もそうですし、また御家族含めて安心して暮らしていける、そういうところに一番の喜びを感じながら日々頑張っていたくというのは大事なところですよ。

絵本については私はまだ、残念ながら見ておりませんのでどういう内容かわかりませんが、ぜひ見させていただきながら、これはもう福祉現場はもちろんですけども、教育委員会も含めて、これが必要だとしてよりよい参考となる、また大事な教材ともなり得るようなものだとしたら、そこは図書館や学校現場でのそれぞれの教育の場面でも、それで子供たちにより親しんでいただける、そういう環境をつくるということもまた一つの方法かなと思いますので、それはもう少し時間をいただきながら、直接、現物を拝見させていただきながらまた検討させていただければと思います。

以上を申し上げて答弁いたします。

○9番（高橋利勝君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました1問について質問をいたします。

特別養護老人ホームの整備についてお伺いいたします。

本町においては、平成29年に高齢者の方々の人口のピークを迎えるとの推計があります。これからは、介護などに対する施策の充実が重要となることから、特別養護老人ホームの整備が急務だと思いますが考え方を伺います。

現在の特別養護老人ホームは、昭和53年に開設以来、36年が経過しております。本年3月に制定されました第6期銀河福祉タウン計画の中でも特別養護老人ホームの整備については現行の定員をふやさずに2カ所を整備し、定員は49名で進めるとの方向が示されました。

また、本年6月25日の議員協議会において、老人ホームの基本構想についての説明があり、1カ所目が清流町、2カ所目が南3丁目の旧営林署苗畑跡地が有力との説明がありました。

町民の皆さんが大きな関心を寄せている案件であることから、説明会の進め方、定員の考え方、さらには建設場所はどこにするのか、運営はどこが行うのか、町民の皆

さんに対し細かな説明が必要と思いますが、町長の考え方を伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の特別養護老人ホームの整備についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、6月に策定いたしました特別養護老人ホーム、養護老人ホームのあり方に関する基本構想でありますけれども、本町ならではの住まいの場を確保することを掲げまして、住まいの場としての特別養護老人ホームの整備と基本的な整備方針として、地域密着型サービス基盤の整備を目指しているという方向であります。

地域密着型サービスにつきましては、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者の方ができる限り、住みなれた地域での生活が継続できるように創生されたサービス体系であります。

地域密着型サービスの特徴を生かしながら現在の特別養護老人ホームを地域密着型の特別養護老人ホームへ建てかえを行うことによりまして、小規模多機能型居宅介護事業所と高齢者住宅の連携を図るということで、市街地に高齢者福祉ゾーンを継承しながら、これまで本町が取り組んできました日常生活支援サービスも考慮した中で、小規模で地域に溶け込んだ施設を整備していくことが望ましいと考えまして、認知症高齢者や中重度の要介護の高齢者の方ができるだけ生活環境を変えずに、できる限り住みなれた地域での生活が継続できるように努めたいと考えているところでもあります。

地域密着型のサービスの主なものにつきまして申し上げますと、定員29人以下の小規模の介護老人福祉施設、小規模多機能型の居宅介護などがありまして、高齢者が介護を要する状態となっても、できるだけ生活環境を変えずに家庭的な雰囲気の中で一人一人に寄り添ったきめ細やかな介護ができる、しかも地域の皆さんと交流をしながら、いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して要介護者などの日常生活圏域にサービスの拠点を置きながら、地域の実情に応じた支援を24時間体制で提供できるサービスとすることです。

具体的に申しますと、要介護度が軽度の場合については自宅、そしてこの自宅の生活を基本にしながら小規模多機能型の居宅介護やデイサービスを利用しながら在宅で暮らしていただき、自宅での生活が困難になった場合につきましては、高齢者住宅への住みかえも行います。

そして、見守りや食事の提供などの支援を受けながら、できるだけ在宅に近い居住環境の生活をして、これが重度化した場合については施設サービスを利用するというイメージであります。

近年では、在宅ケアが重視をされている中で地域包括ケアシステムが担う役割が大きく、特に地域密着型サービスにつきましては、そのかなめとなる支援拠点として大きな期待が寄せられているところでもあります。

また、サービスの利用者につきましては、原則、本別町の方のみが対象となることも地域密着型サービスの特徴となっているところであります。

今後の介護基盤整備の介護サービスの整備につきましては、地域密着型サービスの特性を生かした基盤整備を進めますとともに、これを基本理念として、基本構想に基づきます実施計画を策定しながら、年次計画による第1期と第2期に分けて整備する計画であります。

第1期整備計画は、先ほど御質問にありましたように、本別町の清流町に小規模多機能型の居宅介護事業所、清流の里と高齢者住宅、清流ハウス8及び地域交流スペースあいの里交流センターが整備されておりますことから、この施設に地域密着型の特別養護老人ホーム20床を併設するというのと、多機能を備えました複合型施設として一体的な整備を図りながら、29年度の使用開始を目指していくというところであります。

第2期目の整備につきましては、新たにもう1カ所、清流町と同じ機能を備えた高齢者福祉ゾーンを整備をしながら、小規模多機能型の居宅介護事業所と高齢者住宅に29床の地域密着型の特別養護老人ホームを併設をし、平成30年度から32年度までの期間に整備する計画であります。

地域密着型の特別養護老人ホームの定員は29名以下とされておりますことから、地域密着型の特性を生かしたサービス基盤を整備し、現在の定員に相当する人数を確保するためには2カ所の整備が必要となってきますことから、3月に実施をしました高齢者の日常生活圏域ニーズの調査、この調査ではできる限り自分の家で暮らし、介護が必要になったときには町内の施設への入所を希望していることが伺えまして、町内で完結できる支援体制の構築が重要となってきているところでもあります。

御質問にありますように定員の考え方でありませけれども、町内の施設サービスの状況は特別養護老人ホーム以外に介護老人保健施設が定員で80床、1カ所整備されておりますが、国の介護給付費実態調査によりますと、平成26年度1人当たりの費用額でありますけれども、施設サービスが最も高くて居宅サービスと施設サービスの差は2.4倍程度となっているのが現状であります。

本町におきましても同様に平成26年度の決算では2.5倍程度の差となっております。本町の介護保険の運営におきましては、在宅サービスや地域密着型サービス、介護保険施設や居住系サービスをバランスよく整備することが大きな課題でありますし、高齢者の皆さんがいつまでも元気で、生き生きと生活していただけるように介護予防事業の取り組みも重要となっております。

また、特別養護老人ホームにつきましては、国の制度の見直しによりまして平成27年4月以降に入所される方は原則、要介護3以上に限定をされることになりました。基本構想におきましては、地域密着型の特別養護老人ホームにつきましてはの定員につきましては、総人口は年々減少する中で後期高齢者の人口は増加傾向を示すわけであ

りますけれども、平成32年度からは認定率が高い85歳以上の人口が増加しますが、その後は減少に転じることと推計されておりまして、こうした人口推計からも現行の特別養護老人ホームの定員をふやさずに、地域密着型の特別養護老人ホームの整備を行うこととしているところであります。

今後の施設の整備につきましては、本町の住民の方が住みなれた地域で社会で在宅に近い環境の中で暮らし続けることはできるように、また単体施設の整備ではなく通いながら、そして訪問しながら、宿泊しながらのサービスが可能な小規模多機能型の居宅介護などと組み合わせた地域密着型の特別養護老人ホームの整備を進めて複合的なサービスが提供できる施設の整備を基本的に進めたいと考えております。

現在、清流町での第1期整備計画を策定しておりますが、施設の設置及び運営方法は民設民営として既に整備されている小規模多機能型の居宅介護事業所を運営しているのは本別の社会福祉協議会でありますので、これまでのノウハウや創意工夫を最大限に生かしていただき、より弾力的、かつ効率的な施設運営と適切なサービスを複合的に提供することが期待できますことから、新設の地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、本別町の社会福祉協議会が主体となって運営することが望ましいと考えているところであります。

現在、本別町の社会福祉協議会におきましては、基本構想に基づきます組織内での検討が進められておりまして、事業計画が作成されているところであります。今後、具体的な協議に入りまして、最終的な決定を行っていく予定でもあります。

第2期の整備計画につきましては、さらに詰めた協議が必要になりますことから、健康長寿のまちづくり会議の議論も深めながら施設の設置及び運営方式、建設場所の一定の整備を見て町議会の議論を始め、町民皆様への説明を行っていきたいと考えています。

町民の皆様の説明に関しましては、これまで2月に開催いたしました3地区での説明会を始め、自治会、団体などの協力で説明の場を設けていただきました。今後、引き続きあらゆる機会を通じて事業計画の説明を行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今、町長から答弁をいただきました。

かいつまんで申しますと、清流町の小規模多機能施設と高齢者住宅があるので、その部分は小規模の部分の20床で建てていく、それを社会福祉協議会が実施していくというような答弁だと思います。

この部分については、私どももそこまで細かくは議員協議会でも説明を受けておりません。したがって、これから再質問をさせていただきますけれども、なぜ清流町にそこに先行して20床建てて、町長、今の答弁で最後のほうで2戸目といいます

か、その部分についてはこれから検討も含めてということになりますが、私どもで知り得ている中では南3丁目の旧営林署跡地ということも有力だということを知っています。

なぜ、2カ所に建設しなければならないのか、それとなぜ定員を1名減の同等数という表現を使っておられましたけれども49名にしなければならないのか、今のお話では32年度から高齢者の方々の人口が減ってくる、したがって今、四、五年我慢すればというようなニュアンスにも聞こえましたけれども、今、現実困っている方々がおられる中で、あえて今の定数より少ない定数で、ましてや2カ所に設置する、建設していくということが私はいかなるものかというふうに思っていますし、町民の皆さんもそういうお話が盛んにされているように私も議会の活動の中で皆さんのお話を聞いているときにそういう話は多々聞こえてまいります。

したがって、2カ所にする基本的な考え方、それと定数を今、なぜ1名減の49名に設定しなければならないのか、今、私の知る限りの数字でいきますと、今すぐ入りたい人が、この春の数字でありますが約40名弱、37名いるように聞いています。空き次第入れるという方がいろいろ条件そろっている方が約3名ほどということになりますから、今すぐではないが入りたいという方が33名ほどいるということになります。合わせますと70名からの方がいるということ。

これらを考えたときに、なぜ29年に供用開始をするという、この1年前になったときに定数を減じてまで計画を推進しなければならないのか、町民の方々と町長、普段からおっしゃっているように目線を同じにして町民の皆さんの話を聞くということと、ちょっと若干違うのではないかなというふうに私は感じておりますので、その中で質問させていただくということになります。

それと料金の関係でありますが、議員協議会で説明がありました。資料もお手元にあると思いますが、端数は別にいたしましても、今度の建てる小規模で地域密着型でいきますと個室になるようなお話でありますが。個室でもってまいりますと、約12万7,000円ほどというように聞いています。

これは、今の国民年金で生活をしている方々からすれば、今、大体70万弱でありますが。年金も目減りしてきてありますから、それを12で割ると月額どう考えても6万円ないという中で、12万何がしの料金設定ということが果たしてこの町の介護施設の根幹をなす考えでいいのかということになります。それらも担当でも町長でもよろしいですから、答弁をいただきたいと思っております。

それから説明会の話でございましたが、1期目は社会福祉協議会に決めているようなニュアンスでお話になりました。小規模多機能と高齢者の住宅もあるので清流町のほうに建てていくということでお話がありました。

2期目といいますか、2カ所目についても説明をしていくということになりますが、本別町については10年ほど前に町村合併だとか、ごみの分別等々の説明会を細

かくやってきた経緯がございます。自治会の1カ所の自治会に町長以下、幹部の方々に来て説明すればまでは申しませんけれども、せめて北地区だとか、南地区だとか、私が今、居住している新町だとか、栄町だとか、ちょっと外側の部分だとか、山側の部分だとか、勇足、仙美里だとか農村部分だとか、10戸だとか13カ所とかいろいろ分け方あると思いますが、それらの中で細かく説明をして、皆さんの意見を聞いていくというのが行政の努めでないかというふうに私は考えております。

いろいろな部分で議員協議会等々で細かく申し上げさせていただいてございますが、基本はここに住んでいる方々が主役にならなければならないということでございますから、その部分を熟知していただいて、どういう形で進めていくのか、もう決まったのだからいいのだということで、まちづくり検討委員会の方々が答申していただいたからそれでいいのだということではなくて、それはそれなりに私ども尊重はいたしますけれども、本当に町民の方々がどういう思いをしているのか、32年になったら人口が減ってくるからいいのだというような、そういう言い方はないのですが、とり方によってはそういうふうにも聞こえますので、その辺の考え方をお知らせいただきたいと思っております。

使用料の部分、太陽の丘の福祉ゾーンとして、今の病院が開設されたときに高齢者住宅、今、太陽光パネルが立っているところには高齢者住宅を建てていくというような私も計画を聞いてございますし、当然、そういう認識してございます。そこに建ててしまったものはどうしようもないとしても、まだ病院の北側には老人ホーム、ある程度、大きなものが建てられるスペースはあるというふうに認識はしてございますので、その辺を検討した中でどういう答えを出してきたのか、その辺も含めて御答弁を求めらるものでございます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 細部の検討事項につきましては担当のほうからも答弁させていただきますけれども、基本的に平成6年にこの包括ケア構想をつくって一元化しようということで病院も老健も総合ケアセンターも、そしてまたその後々、この運動公園と一体になって老人ホームというそういう計画をつくってきました。

それぞれその後、介護保険が入ったりいろいろして、それぞれの環境の変化というのですか、時代の流れとともにその場所で、本当にそのような状況になるのかならないのか含めてずっと検討しながら、それぞれの時期にあわせて銀河福祉タウン計画をつくりながら、よりその現状から、これから将来に向かってどのような構想で、この本町の居住、またサービス基盤をどうしていくかということのを常に検証しながら、総合福祉計画をつくってきたというのが現状であります。

それらの流れを含めて、今回のこの養護と特養の建てかえにあわせて、それがどのような方式がいいのか、それら含めて平成6年の時期から見ると私どもそこに携わらせていただいた経験があるのですが、それら等含めて、なぜこうなってきたのかとい

うことも含めて、今までそれらの計画の中で示してきたということでもあります。

さらにまた、第6期の銀河福祉タウン計画の中でも説明させていただきましたけれども、それぞれこういう時代に合わせたというか、割と先取りをしながら、その単体で老人ホームだけを見ればもちろん効率もいいし、1カ所建てばいいのではないかということはもちろん、それは町民の皆さんの思いもそこにあるということは私どもも十分承知しております。

でも、なぜあえて2カ所にするかということは、仙美里、勇足を含めて小規模多機能整備しながら、さらに民間の老健施設だとか、社会福祉協議会のデイサービス24時間までいきませんが、また在宅の介護含めて、その介護基盤をしっかりと在宅、そしてまた通所、そしてまたそれからデイサービス含めて、さらにまた入所含めてトータルでエリア等つくってやってきました。

その準備を進めきている中で、そのところにこれからは今までの広域での老人ホームの建て方としますと、やはり本町としては希望を持ってもなかなか入りきらない、それは本町だけでなく、ほかの自治体もそういう方向の中で、国の方針に沿って在宅からどうしても入所をしなければならないと、そういう状況になったときに、その流れを先ほど説明させていただきましたけれども、ずっとつくってきたということになります。

それで、小規模多機能含めて、それら本町では特養が50床あって、そしてアメニティーが80床あって、さらにグループホームだとか、高齢者ハウスだとか、さらに小規模含めて勇足、仙美里、それから清流を含めてこれだけの基盤の中で在宅を中心にしながら、そしてそこで通所をしながら、また通って、泊まれて、そして最終的にその介護度が高くなれば、最上になればということでも今までの老人ホームのあり方、特養のあり方の介護度も含めて大幅に変わってきたということも事実でありますから、それと将来推計含めて十分に検討しながら、それぞれその結果に基づいて健康長寿まちづくり会議でもまた検討をいただきながら、そしてその結果にまとめてまた、この銀河福祉タウン計画含めて住民説明会もさせていただいているところであります。

それぞれ地区的には3カ所、4カ所、5カ所やらせていただきながら、団体など含めて順次、説明会をさせていただいています。中には、もう説明しなくてもうちの自治会はいいものをつくってくれればいいから、それはなくてもいいという、中にはそういうところもありますけれども、希望のいただけるところ、また申し込んでその説明会を開催させていただくことはしっかりとやっているということもぜひ御理解をいただきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、これからの大事な施設をつくっていくということですから、これはやはり町民の皆さんの意見というか、しっかりと聞きながらよりよいものをつくっていただくというのは私どもの当たり前のことでありますから、そこについてはいささかの町民と皆さんの気持ちの乖離はありませんので、そこら辺も答弁させて

いただきたいと思います。

さらに、このエリアでの部分につきましても、さらになぜということではありますが、先ほど申し上げましたとおり今、本町でこれから掲げる介護保険料などなど含めて、それを取り巻く諸条件を含めていくと、やはりこういう小規模の中で、小規模は50床以下になってくるものですから、それで49名の定員ということで、それも現状より大幅に変更のない、遜色のないその介護保険サービスができるということで、エリアでそれぞれ吸収しながら、勇足、仙美里、そして本町。そして本町の街の中2カ所、こういうことで実は計画しているというところでもありますから、この辺も含めて御理解をいただければと思います。

あとの御質問をいただいた部分については、それぞれ担当のほうから答弁をさせていただきますので、しばしお聞きをいただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君） ただいま大住議員のほうから料金の御質問がございましたので、それにつきまして答弁をさせていただきますと思います。

議員のほうから御指摘のありましたとおり、現在の多床室から個室、ユニット型の個室に転換を図っていった場合、そのユニット型の個室の自己負担額12万7,740円ということでありましたけれども、この金額につきましては一例として要介護度4の方で軽減措置が適用されない場合、ですから標準的な金額ということになります。

実際、現在の特別養護老人ホーム等に入所されている方も、この標準的な額を基準としながら軽減措置というのがございます。軽減措置の内容ですが、高額介護サービス費、1カ月の自己負担額が限度額それぞれ段階別にあるのですけれども、その限度額を超えた分についてはその高額サービス費として支給されますので、そういったサービスを適用していった場合にこのユニット型の個室というのが、先ほどの要介護度4の方で利用者負担段階、第2段階の方をちょっと例に御説明いたしますと、5万1,300円まで負担を軽減します。5万1,300円です。

そして、そのほかにも社会福祉法人の減免適用がある基準もございまして、収入から支出を差し引いた額が42万円以下、こういった場合には2分の1の減免適用となるような措置もございます。

今後もその人に合った減免基準というのでも検討していきたいというように考えてございます。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 町長のほうから答弁いただいた部分については、平成6年といたしますから、もう20年も前の話からの部分でございしますが、その間にも先ほどお話ししたように福祉ゾーンを求めて一体化するというような計画があったと、これは

もう町長、一番先にやっていますので理解はしていると思いますけれども、それらの計画が10年足らずの間に変わってきているというお話、それがどういうふうを考えておられるかという私の質問内容です。

それと、前後いたしますけれども、2カ所建てるということになると、当然、今ある現有の介護施設等々、勇足も仙美里もございますけれども、それらの部分の箇所数が多くなるということは、これは町民の皆さんもほとんどの方がそう思っていると思いますけれども、この春に1,400円の介護保険料が上がって、これはアップ率、十勝も相当なトップクラス、1番ですね、それと5,770円になったと、これはマスコミ報道もされていますから皆さんが知っていると思います。

新たに2カ所をふやすということになれば、この辺に影響があるのかないのか、そういうことも含めて町民の皆さんは周知してほしいと、注目しているのが実情だと思います。

今、課長のほうから細かく説明がありました。12万7,000何がしが減免されるので5万1,000何がし、これはそこだけ聞けばすばらしいことだと思いますが、仮に減免されない方だっているかもしれないということを前提といたしますと、あくまでも減免をしていく、そういうルールがあるから減免できるのだというのは、それは私に言わずとそういう減免措置するようなルールがあるからできるのであって、基本的な料金というのはあくまでも12万7,000円、これは介護度4の方が前提のお話で、我々議員協議会のとき聞いてございますけれども、そういう説明をした中で、町民の皆さんに理解を求めていくというのが私は筋でないかというふうに考えてございます。

それと、地域密着型ということで再三説明がありました。本別町の町民の方々が入るのだということで、ここだけ聞けばすばらしいことだと思いますし、地域の方々のための行政でございますから、それは当たり前のことだと思います。

ただ、今、住所地特例と申しまして、本別町から住所を移して介護施設に入る方、住所を移して本別町から転出するものですから、本別町の町民の住民票がなくなると、そして都市部だとか、違う町の介護施設に入ると、その分の要するに、町村負担の部分です、本別町が持っているというちょっと難しい言葉になりますと住所地特例というのでございますけれども、それが今17名いるということでございます。

この辺は決算委員会でも聞いてございますので、数字には間違いなと思いますけれども、その辺の考え方も含めて、この方々全員が本別町の施設に入りたかったということは別にいたしまして、人口が減少している中で17名の方々が転出し、なおかつよその市町村のそういう施設に入っておられると、その方の分のサービス料も当然、負担する、これ国の決めですから、その部分については私がどうのこうのということとはございませんけれども、現実的に17名の方々がおられるということでございます。

先ほども言ったように、これ答弁返ってきてございませんけれども、私の知る限り

では40名ぐらいの方が今すぐ入りたいと、33名ぐらいの方が今すぐではないが入りたい希望があると、こういう数字を求めている部分もあると思うのです。その辺をどういう考え方で進めてきているのかお聞きしたいということ。

それと、くどいようですけれども、社会福祉協議会が運営する、今の小規模多機能の施設、高齢者の方々の住宅もある、そういうことを安易に社会福祉協議会がやると、そして新たに今度決める部分については1年ないし、2年あけたときに、場所とかは町長の御答弁ではこれから皆さんと協議していくということでございますけれども、有力だという説明があった中では営林署跡地でございます。

その中で決めていくときに、そこは直営でやるのか、新たに違う民間の方が入ってくるのか、社会福祉協議会がやるのか、これはまた違うところが運営するということになれば、経費の無駄ということも考えられますし、行政というのはコンパクトにしてやはりやっていかなければならないだろうということでございます。

今、まちづくりはほかの町とは十勝管内でも相当見比べますけれども、福祉介護施設においても、古くなった部分については集中管理をできるような形にとってきている町村がふえてございます。

先ほど来から、私のほうからお話をさせていただいていますように、太陽の丘に医療の核となる国保病院があり、清流町にはそういう施設もつくってきていると、昔から健康管理センターもございます。そして新たに南3丁目の営林署跡地に持っていくということになれば、これは普通に考えれば類似した施設を何か点在させているような気がしてなりません。

今、究極を申しますと町長、平成6年からのお話を申しましたのですが、医療施設と介護施設、今、町民の方々も承知していると思いますけれども、老人ホームに入所されている人が当然、病院に通院するときにはバスに乗っていただいて、職員の方が専属にそれを運転し、国保病院まで行っていただいているという現状でございます。

私はどこということ、私の議員の立場で申し上げるつもりはございませませんが、これは提案ということで聞いていただければありがたいのですが、一番、その部分で考えれば国保病院の北側に渡り廊下等々で結んで、すぐお医者さんが見えていただける、すぐ国保病院のほうに車椅子なり、その部分で移動できると、これはいついかなる時代であっても基本でないかというふうに私は考えております。

町長おっしゃるように時代が変わった、時代が流れたのだということ一言でお話をするのはちょっといかがかなと思いますので、その辺も含めて介護保険の箇所数がふえることによる影響があるのかなのか、それと住所地特例についての考え方、先ほど来から私も話ししています待機者についてもどういう考え方で、こういう数字があるのか、若干違ってくるのはあるのと今の違いがございますので、それは理解いたしますけれども、その考え方についてお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再々質問の答弁をさせていただきますけれども、まず住所地特例です。これらの実態含めては入居者の希望の実態ですね、これは担当のほうから答弁させていただきますが、住所地特例といいますと、介護者17名ほど行っているといいますけれども、その多くは私どももいろいろ相談を受けるのですけれども、やはり子供たちのいるところ、また親戚、家族のいるところに行きたいというのが大半でありまして、17名中の介護度3以上の方というのは四、五名かなと、そのようなことでありまして、それを今、言われている部分とはなかなか実態というのは非常に私どもではなるべくここにいていただきたいということを含めて、小規模の地域密着型つくっているのですが、やはり将来的に困る、だったらやはり子供、家族のところに行くというような、圧倒的にやはり多いということも実態も含めてありますから、これらも含めて担当のほうから実態の報告をさせていただきたいと思います。

もう一つは住所地特例と、さらにまた入居希望の実態ですね、これは決算委員会のときにいろいろ、いつも質問いただくのですが、それぞれ申し込みされているのと、本当に本人の確認含めても、それまたなかなかちょっと数字的に違いがあるということではありますが、それらも含めて担当のほうから現場の状況も含めて答弁をさせていただきたいと思っています。

福祉ゾーンがどうしてこうなってきたかなという、私どもも平成6年のときには、それぞれ施設が、体育施設もそうですけれども、みんなばらばらなやつを一元化して、総合運動公園にしましょう、そして医療保険福祉ゾーンにしましょうということで、当然、将来、ここがいいということで、多少、距離は遠い、いろいろな議論ありましたけれども、場所的にもあそこが一番いいだろうということで、総合公園の一角を7ヘクタールですか、ここを医療福祉ゾーンということで、それぞれ承認をいただいてやってきたということで、私は直接の担当でかかわっていませんから、その辺のことを議会も含めて、体育協会などなど含めて、御理解いただいてゾーンをつくってきたという経過があります。

そのときについては、そのとおりで私も思っていました。それから、この時代が流れたからそうだと決して簡単に言うのではなくて、それを取り巻く環境というのは介護保険含めても、そしてまたそのサービスのあり方含めても、また人口の推移含めても、また介護保険の負担含めても、また将来的にその施設のあり方含めてもこれだけやはり変わってきている中で、それではトータルとしてどれだけのサポートができるかということ含めて、それぞれひとり暮らしになっても地域の中で多少、体調が悪くなれば病院に行ってみてもらう、そしてまた病院を退院したらまた、それぞれ住みなれた自宅で、それもまた介護ヘルパーさんの力をかりながら、それでまたそこで暮らしていただくと、そしてまた地域の中でより密着した勇足、仙美里地域もああいう施設もできると、その中で通所しながら、また時には体調管理など含めてもまたそこで泊りながら、将来的にはまたそこにお世話になりながらということを含めて地域を

つくってきました。

それはなぜかという、こういうものが介護保険が入ってから大きな施設でひとつ賄うというような方向には決してならなくなるということである。その当時は1万3,000人いた、残念ながら1万1,000人いた人口がこういうことに、今7,500、600ということになってくるわけですが、支える側もそうですし、またそれをしっかりと現場のマンパワー含めてもどれだけしっかりとした体制がとれるかという、それは行政だけで決してできるものではありませんので、それは何回も申し上げますけれども、民間の施設として経験も十分にある社会福祉協議会、そしてまた民間のそれぞれの施設を持っているアメニティーだとか、ケアハウスを利用しているなどなど含めても、そういう経験のあるところにしっかりとやりましょう。

必ずしも、そこが全部担うということではなく、そういう役割分担をしながらぜひこの施設の運営を、将来の運営をしていただければということも含めて、それぞれ打診をしながら、またその事業者の将来希望も含めて検討を進めているところでありますから、こういうことも含めて行政だけで全部できるのであれば、そのことは間違いなくやれるのですけれども、そういうことの関係にはないということも含めて、これも銀河福祉タウン計画の各地区の説明会も含めて、また各団体、そういう地域の説明会含めて今はしっかりと説明させていただいておりますので、今、御質問をいただいたのもかなりそういう疑問というのがなされたところも地域の中で、説明会の中でしっかりとその疑問点については正しながら、しっかりと説明して御理解をいただいている、そういうところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

残りについては、担当も含めてまた答弁させていただきますのでよろしくお願ひします。

○議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君） それでは、ただいま大住議員のほうから御質問のありました点について、御説明をさせていただきます。

まず、2カ所に建設をすることによって介護保険料に影響があるのかという御質問の関係なのですけれども、介護保険料を算定をしていく際には、計画期間中、3年間の介護サービスの給付費がどの程度になるのかというのを推計いたします。

ですから、今回の施設入所の関係でいきますと、まずベッド数何床あるのか、それを利用する方々がいて、施設サービス費の給付費がどの程度になるのかというのを積み上げて、介護保険料の算定基礎となります。ですから、直接、その2カ所に建設する建設費が介護保険料のほうに影響するということではございませんので、御理解をいただければと思います。

もう1点の住所地特例の関係でございます。以前、御質問をいただいております、その際は17名ということでお答えをさせていただきました。最近の数字で、10月末現在ですが人数は同じく17名いらっしゃいます。

お一人お一人の現在、どういう施設に入所されているのかですとか、あと介護度というものをちょっと確認をさせていただきました。17名のうち、今、他町村の特別養護老人ホームに入所されている方は5名、5人の方が帯広市を初め、他町村の特別養護老人ホームに入所されています。同じく、この17名のうち、今の基準でいいます要介護度3以上の方、何人いらっしゃいますかといいますと、これは17名のうち7名の方が、この要介護度3以上に該当する方になります。

それぞれ今の施設ですとか、入所された理由なのですからけれども、相談の時点でちょっと確認をさせていただいている中身でいきますと、まずお子さんですとか、身内の方、そういう家族の近くにいる方が8名いらっしゃいました。

そして、その時点で施設、例えば病気の関係ですとか、そういった部分で早急に施設に入所をしたいということだったのですが空きがなかったりですとか、そういった理由で町外に出られた方というのが5名いらっしゃいます。あとは、その他ということで御家族ではないのですが知り合いのいる近くに行きたいとか、そういう方が4名いらっしゃいました。住所地特例の関係につきましては以上でございます。

○議長（方川一郎君） 井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 特別養護老人ホームの入所状況について御報告をさせていただきます。

平成27年9月7日現在の数字となりますけれども、特別養護老人ホームのほうにおきましては、入所判定委員会というのを設置しております。これにつきましては3カ月に1回、年4回開催させていただいております。特別養護老人ホームの所長、介護主査、看護師主査、あとは民間ということで介護相談員の方2名入っていただきまして、施設、居宅を問わず一番本別町の介護に精通しております地域包括支援センターと総合ケアセンターに入っていただきながら入所判定委員会を開催させていただいているところでございます。

入所判定委員会の開催に当たりましては、当初、皆さんから申し込みのありました申し込み状況によりまして特養の事務局でもって1次判定というのをさせていただきます。まず、1次判定というのは、介護度、あるいは精神症状、高度障がい認知度、あと介護者の状況、生活経済の状況、そういう基本的なことを点数にさせていただきまして、特養の事務局のほうで1次判定をさせていただきながら3カ月に1回、開催させていただいております入所判定委員会の中で、介護相談員さんからいろいろな御意見をいただいたり、ケアセンター、包括センターのほうから御助言をいただいたりしながら優先順位、この方については到底、居宅ではもう持たないというような状況を確認させていただきながら、入所申し込み順ではなくて、緊急性をもって優先順位を決定をさせていただいているところでございます。

それに基づきまして、数字をまとめてさせていただきますと、今現在、本当に緊急に入らなければならないという方が6名、これにつきましては実際に病院に入院され

ている方ですとか、養護老人ホーム、この方、介護度5なのですけれども、寝たきり状態になってても今は養護で見られてる方ですとか、グループホームでぎりぎりの状況ですとか、そういう方たちが最優先順位で6名ということで優先順位をつけさせていただいております。

その下の優先的に入っていただくという方が約10名、その下の今すぐ入所を希望されている方が28名ということで、今現在、本別町、これは本別町以外の方もいらっしゃいますけれども、急いで入りたいという方、合計が44名、申し込みはしておりますけれども急がないという方が39名、先ほど説明にもありましてお平成27年4月より要介護度3以上の方しか入所できませんので、それ以前、平成27年3月以前に申し込みをされておまして、要介護度が1と2の方がいらっしゃいます。この方たちにつきましては、予約的な申し込みのなところもございまして、この中でも家庭的な環境ですとか、介護者がいないですとか、そういうことも含めて急いでいる方が25名、急がないという方が24名、特養に入る要件は満たしていないトータルが49名、合計の申し込み状況ということになりますと132名ということになってございます。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今、最後、老人ホームの所長から細かく入所の関係をいただきました。

かいつまんで申しますと、10名の方、6名の方がいますということでございますから、どう転んでも16名の方は急がなければならないということの認識でございます。28名が今すぐというようなことも含めると、30名、40名近くなるのかなという認識でございます。

それと、先ほど保健福祉課長のほうからありました答弁をいただきましたが、住所地特例の内容はわかりました。

介護保険料の関係でございますが、建物が2カ所になってもカウントされないのだという、それはそれで結構かと思いますが、ただ2カ所になりますと、ある程度、人員の配置だとか、例えば細かい話になるかもしれませんが、国保病院から離れることによって病気になった場合の送り迎えだとか、そういう部分での当然、今でいうバスといいますか、車輛の関係、それに伴いますその専属の職員等々の配置がございまして。それらはカウントされるのかされないのか、細かいことですがお聞きしたいということでございます。

それと、いろいろ議論させていただきます。なかなか町長とも意見がかみ合わない点でございますけれども、この年が明けまして3月過ぎますと、4月から来年度ということでございます。冒頭の答弁の中でありましたように、清流町には20人が入れる施設をほかの小規模と高齢者の方の住宅をセットといいますか、連携した中で20

床の介護保険特別養護老人ホームを建設するというございます。これは、もう答弁でおっしゃっていますから、もう決定ということなのか、その間、今はもう12月の中でございますから、予算編成もほぼいいところ終わる部分かと思えますけれども、町民の皆さんとどういう形で先ほど来から答弁をいただいていますけれども説明が大事だ、説明するのが基本だというようなお話は賜りますけれども、どのように町長もお忙しい方ですから、1カ月かかってびっちりというわけにはいかないでしょうけれども、ある程度、もう決まったのだったら決まったような話、我々議会に対しても先ほど私の質問もさせていただきましたが、ことしの2月に福祉、第6期のこの立派な冊子をいただきました。これは2月に議員協議会であります。6月に、これも6月25日に、これはもう細かく分かれたダイジェスト版というのですか、この中でもあります。その中でもいろいろ議論させていただきますけれども、健康長寿のまちづくり会議の方々の意見は貴重だからというような話もありました。

その中で、議員協議会の結びの近いほうで町民の方々の説明会は1回ではないのだよというお話は、当然、会議録等々にも載ってございます。

それらを踏まえて、来年度から行うということになれば、当然、調査設計費等々、委託費も組まなければなりませんし、本体工事も組んでくるのは、当初で組んでくるのは筋だと思えますけれども、その間に年度が変わる3カ月ちょっとの間に町民の皆様にもきちんと説明をしていく考えがあるのかなのか、ということは冒頭申しましたように、もう2カ所建てていくのだ、そして2カ所目はまだ決まっていなくても、運営主体も決まっていない、だけでも1カ所目については清流町の20床で決めて社会福祉協議会がやるのだということなのか、その辺の、その間に説明会をどういうふう考えているのか、その辺と先ほど細かい話ですけれども、介護保険料にカウントされるされないの話、課長のほうからの答弁になるかと思いますが、その部分についてのお知らせをいただきいたと思えます。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 私のほうから説明をさせていただきます。

まず、町民説明会の関係でございますが、今までも大住議員の御意見もいただきながら勢力的にやっております。

まず、銀河福祉タウン計画の策定時の3月に、これは勇足、仙美里、本別含めて地域別にやっております。

それから、老人ホームの基本構想が6月できまして、議員協議会で説明をさせていただきます。その内容についても3地区に分けて説明会をしております。

そのほかに、福祉団体、自治会連合会、それから自治会の中で非常に大事な構想ですから、もし自治会で来てくれないとか、そういう要望があったところは二つ返事で自治会単位でも説明に入らせていただいておりますので、かなりの町民説明会は

やってきたと判断はしております。

これからの部分どうするのかという部分でございますけれども、まず今、町長から答弁がございましたけれども、社会福祉協議会の第1期目については社会福祉協議会がどういう運営方針を持たれているのか含めて、まず町と社会福祉協議会のすり合わせが必要だと考えておまして、それは12月段階でお互いにやりましょうという日程になってございます。

それを受けた後、もう少し具体化した実施計画的なものを私どもとしては整備をしまして、それをまた議会なり、節目節目の必要な場合には町民に対しても説明をしていきたいと考えております。

今の説明等に対する考え方としてはこのような考えで進めてまいりたいと考えております。あとの部分については、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君） 大住議員のほうからございました、まず人員の配置に伴う経費の関係ですとか、あるいは送迎等に要する経費、そういったものが介護保険料の算定に影響するのかという部分でございますけれども、これらの経費につきましては、その施設等を運営する事業者の経費といいますか、そちらになりますので、これが直接介護保険料に算定に影響するということはありませんので御理解をいただければと思います。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 介護保険料のことは理解いたします。説明会の進め方でございますけれども、ここまで議論させていただいておりますので、なかなかかみ合わない部分もございますけれども、私ども町民の皆さんの付託をいただいて、この席に座らせていただいていることを考えますと、町民の皆さんとの説明を先ほどもお話をさせていただいたように町長は常々お話ししている町民の皆さんは目線を一緒にする協働のまちづくり、言葉はいろいろありますけれども、そういう観点から申し上げますと、やはり時間があるとかないとかでなくて、そういう説明会を頻繁に行って町民の皆さんが相当周知していただきたいということで考えている案件でございます。

それと今、50歳の人でも15年たてば当然65歳、60歳の方は75歳ということになってきてございます。安易に平成何年になっていくと人口が減ってくるかということではないと思いますけれども、そういう誤解を解消するためにも細かい説明が必要ではないかと、町長も長くやっておられますので私が言わなくてもその辺は理解していると思いますけれども、その辺はどういう考え方をしているのかということと、副町長のほうから今、お話がありました。説明会については、自治会の例題が出ましたのですが、自治会から要請があれば二つ返事で行くということのお話です。これはすばらしく立派なことでございますが、その要請があるないの前段でどこに申し込んだらいいのかというのは例えばですけれども、よく広報の話が出ますけれども、町の

広報に3カ月続けて、告知版も入れてくるだとか、そういう努力というのですか、ただお前ら言ってこないから説明に行けないのだよということではないと思いますけれども、そういうふうを受け取られても仕方がない部分もありますので、何回も言うのは恐縮でございますけれども、その辺の考え方をきちんと整理をした中で新年度に進めるということでございますから、これから3月の予算が出てくれば細かく私ども議会人でございますので審議はさせていただきますけれども、今現在として町長のこの私が質問させていただいてからの答弁の中では先ほどもお話させていただきましたように1期目として20床を清流町に社会福祉協議会がやっていくのだという中身なのか、それらの確認と説明会の考え方について再度伺います。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 先日も自治会連合会の役員会がございまして、私どもからも担当課長出席しながら、そういう説明会もさせていただいておりますので、もし説明の場を持っていただければいつでも御連絡いただければ説明に伺いますということ徹底を図っています。

しかし、今、暮れでございますから、自治会もいろいろと忙しい時期を迎えていますから、なかなか今まで全部の自治会が本当はそういう場を持っていただければいいのですけれども、そういう実態にはなっていないということで、大体自治会単位で説明会に入っているのは7から8カ所ぐらいだと記憶しています。

それから、ちょっと御指摘がありました広報の利活用についてはもう少し検討させていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 御質問にありますように、当然、先ほども言いましたけれども将来、町民の皆さんが後でつくってよかったなと言っただけ、特養だけでなく、そのサービス基盤、全体的にということでの計画ですから、それは御質問のとおり説明していくというのは当たり前のことだと思っていますから、ただ今、副町長が言いましたように、それぞれ投げかけていながらなかなか、私もお邪魔しますでも何カ所が言ってお話しをしているのですが、自治会と団体と、またそれぞれのグループ含めてやってるのですが、まだまだ行き届いていないところはもちろんあるかと思っておりますので、そういう要請も含めたり、また広報のお話もありましたけれども、そういう呼びかけもしながら大事なことからしっかり対応していくということに、これも私どもも全力を尽くしていきたいなと思っておりますし、決して決めつけて私どもどこがどうするかということではありませんので、あくまでも住民の皆さん、多少、無理のあるとかないとかそういう議論はあるかもしれませんが、協議をしながらよりよい施設の設置に向けて最大限、住民理解を最大、第一条件にして努力していただくと、このことについては御質問のとおり私ども全力を尽くしていくこととありますので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ちょっとかみ合わない部分があるのですけれども、確認させていただきたいということで今お話ししたのは、町長のほうから、もう今、執行者側として来年度に向けて20床清流町に建てるのだと、それを社会福祉協議会に運営していただくのだと、それをもって説明していった中で予算等も計上し、それが通ったとしたら28年度中に実施していくという考え方なのかということをお聞きしているのであって、それを基本どおりこれから説明していただくか、そういうことについては副町長も担当の方も言っているので、それは行政のトップである町長には私はお聞きしているのはその部分ですから、簡潔にその部分だけお答えいただきたい。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） そのことにつきましては、それぞれ地域の説明会なども含めてそういう方向で2カ所設置していくと、1カ所目については清流町の今の施設に併設をして、高齢者住宅と施設としっかりと連携した地域サービスができる、密着してできるようにということでしています。

ただ、運営については基本的には社会福祉協議会、前にお話もしましたけれども町内で経験をして、それぞれノウハウ持っているその事業所というのですか、ここはアメニティーと社会福祉協議会と、こういうところでどちらを事業主体として協力いただくかという、そういう議論をしています。

それについて今、社会福祉協議会と先ほど副町長も答弁したとおり、事業の内容について、また提案の趣旨についてしっかりと詰めていかなければならないということでもありますから、それを年内にその方向を詰めて、しっかりとした方向性を出していくと、こういうことの経過になっていますから、基本的には先ほど申し上げたような第1回目の答弁で申し上げた方向の中で、20床を清流町、そしてまた29床はまた別に新たに、また29床のときには、今ちょっと国の方向もいろいろありますから、CCRCの問題などなど含めてありますから、これはまだ言える段階ではありませんが、それらを含めてまた、いろいろな角度から検討する余地というのはまた新しく出てくるからと、そんな気持ちでありますので、それまたそういう状況も含めて、その2期目については新たに、本当に細かく説明させていただきながら、より幅広いこの議論の中でしっかりとした基盤整備をしていきたいなど、こう思っていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 大体、多少なりともかみ合うようになったと思いますが、いろいろ御意見を聞くということでございます、町民の皆さんの。それで、町長、執行者側としてはそういう考えで説明会に入るということでございます。

それは私どもは執行者側でございませぬから、ただ、町民の皆さんのいろいろな思

いが意見として出てくると思います。副町長のほうからも広報を充実させるとか、いろいろお話がありました。

その中で、私どもにも、もし差し支えないことであれば3月の定例会等々もございますので、地域の皆さんもとより、自治会連合会とかいろいろな団体ございますので、そういう方々にもこういう話があったと、当然、議会の我々にも差し支えない範疇でございますけれどもそういう考えがあるのか、結びになりますけれども、それだけの確認をさせていただきたい。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 資料提供みたいなものについては、これは議長っはの判断も必要ですからやりますけれども、それいろいろな地域説明の中で、説明会の中でこういう意見出たよ、こういう意見が出たというのはそれぞれ説明会の中でもやります。

例えば、中央地区でやった、または北地区でやった、南地区でやった、そのときは今までもこういうような意見が出ていますよとか、それはその都度やりますから、それは自治会とか、住民の間については全然問題なくやりますし、それほど別な意見というのは多分、今までの説明の中でも聞きませんから、そういう疑問点と想っているところはしっかりとこういうことが疑問に想っているとか、こういうところはどうかというのを聞かれますよとか、そういう話は全部言っていきますから、そういうようなことの見解だとか、こういうような心配がありましたよということ、それは十分にお話することができると思うのです。

そういう面については、またどこまでやれるかと私、単独で行ったり、また新たにまた資料として求められれば、それは議長のほうと十分相談させていただいて、しっかりとその意見を公表というか、つぶさに皆さん方にも知らせていくような方法をとっていきなと、以上でございます。

○4番（大住啓一君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午後 0時09分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 議長の許可をいただきましたので、通告してあります1問について質問させていただきたいと想います。

本町の防災対策ということについて伺いたいと想います。

近年、大型の自然災害が多発しております。より大規模な災害に対処するために防災行政無線、生命、財産を守るための消防署の果たす役割は非常に大きいものがあるというふうに想っております。

以下の2点について伺いたいと思います。

1点目でございますけれども、防災行政無線、受信機の全世帯の設置についてということでございます。

本別町の第6次総合計画にもありますが、防災行政無線のデジタル化の方針が国の方針として示されております。平成27年からの3カ年の実施計画では、更新事業について事業費計上されておりませんが、導入から年数も経過し、老朽化も進んでおりますので、更新の考えについて伺いたいと思います。

あわせて更新時に町民の迅速な避難を促すためにも町内、全世帯に受信機の設置が必要と考えますが、考え方を伺います。

2点目でございます、消防の広域化に伴う災害時の出動態勢ということについてでございます。

災害発生時の出動については、出動の基本として災害現場から直近署所の対応とありますが、地区の見直しにより大規模な地震など、大災害が同時多発的に発生した場合の当該地区の対応についてどのように行うか伺います。

以上、2点、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 矢部議員の本町の防災対策についての御質問の答弁をさせていただきますが、まず1点目の防災行政無線受信機の全世帯の設置についての御質問であります。本町の防災行政無線はただいま質問にありましたが昭和52年に住民へ防災情報を伝える同報系の無線として主に農村部と公共施設などに設置をされ、その後、平成8年度に現在の設備へと更新をしたところであります。

現在設置しております個別受信機は平成27年11月末で個人、関係機関、職員、公共施設などを含めて、これは自治会長さん、または議員の皆さん、また職員の皆さん管理職ですが、など含めて898基の設置をさせていただいております。

既存の設備の更新につきましては、第6次の総合計画において、将来的にアナログ波が使用できなくなりますことから、国の方針に示されましたデジタル波、これによって防災行政無線の更新について、平成26年度から28年度の3年間にかけて調査設計、基本設計と本工事、合わせて5億6,000万円の事業費を計上しているところであります。

しかしながら、情報伝達の手法としてコミュニティーFM局の開設が浮上してきたために、一旦これを白紙に戻してこの間、デジタル波による同報系の防災行政無線とコミュニティーFM局の両面から検討を進めてまいりました。コミュニティーFMにつきましては、家庭のラジオで防災情報も聞くことができまして、初期費用もかなり安価な事業で実施できるということでありましたが、北海道総合通信局との協議の結果、防災目的だけでは、これは許可することが難しいということになりまして、まずは営利目的の運営団体を設置しなければならないと、このようなことになっている状

態であります。

地域住民の協力やスポンサーとなる事業者が必要でありまして、何よりも地域からの熱意が必要であるとのことでしたので、また毎日、地域情報の放送も行わなければならないなど、非常に多くの課題が課せられることになりまして、その上、経費も多額な費用が、またランニングコストとして継続的にかかっていくというデメリットが生じてきました。

また、デジタル方式になりますと、個別受信機の単価が約5万円するものですから高額ということで、仮に全世帯に購入した場合の設置費については、これは設備費を合わせて約5億5,000万円強になるだろうというふうに試算をしているところであります。

しかし、道内でのデジタル同報無線の導入状況を申し上げますと179市町村の中で40市町村にとどまっております、その多くは海、海岸ですね。海側に面した地域となっております、その障害要因の一つとして考えられるのは、先ほど申し上げました個別受信機の単価がかなり高額になるということでありまして、現在、デジタル方式で使用できる電波は1種類しかないために、国においてはより安価な受信機で受信できる新たな電波方式が検討、法制化されておりました、それを受ける物づくり、受信機の基準についての協議が今月中に開催され決定されると聞いておりますので、その結果、各メーカーがどの程度の価格帯の受信機を開発していくのかを待たなければなりません、それらの状況を見ながら、かつ財政状況もちろんですけれども、時期については総合計画に計上して適切な実施方向に向かって検討しなければならないというふうに考えているところであります。

また、導入した際の個別受信機への全世帯への設置の考え方でありまして、本町では現在、48の急傾斜地、これらのうち21カ所が土砂災害の警戒区域に指定されておりました、その地域の方々だとか、要援護者、さらにはまた高齢者など生活弱者と言われる方々には優先的にこれは配付しなければならないというふうに考えておりました、全世帯の配付につきましては今後、関係機関との御意見もいただきながら、それぞれこの新しい方式がきちんと示された中では、それをまた関係機関と協議しながらまた検討を進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

以上、この1点目の答弁とさせていただきます。と思います。

次には、消防の広域化に伴う災害の出動態勢についての御質問であります、十勝圏における消防広域化につきましては、これまで必要に応じて行政報告、議員協議会などで説明させていただきましたが、災害発生時の出動態勢でございますけれども、現行では各町村ごとに災害通報を処理して対応に当たっております。

広域が実施されますと高機能消防司令センターを十勝全体で整備、運用することによりまして、市町村の行政区域にとらわれず災害カ所に最も近い署所から救急車や消防車が出動することになります。現場到着時間の短縮、また救命率の向上など、住民

サービスの向上が期待できるものと考えているところであります。

本町におきましても、土幌、上土幌、足寄消防署の出動となる地区、本別消防署においても浦幌地区、浦幌町ですね、それから池田町、これらに出動となる区域があるということでもありますし、ただこれら全てがこの原則により対応するというのではなくて、質問にもございますように複数の市町村にわたる大規模災害が発生した場合につきましては、当然、市町村ごとに住民の安全を確保する、これも必要がありますので、第1次は防災上の市町村長の命令によって各消防署は消防団とともに管轄行政区域の災害対応に当たるということが基本となっておりますので、状況に応じた柔軟な出動運用を計画しているところであります。

その上で、指令センターが十勝全体の被災状況を把握ができますので、被害の発生していない市町村の消防から応援の消防隊を出動させることとなることであります。

広域がスタートしましたら、応援可能な部隊の規模の拡大や迅速な応援隊の決定が可能となるなど、十勝全体での応援態勢が迅速に構築できることによりまして、大規模災害に対する対応力が強化されるものと考えております。

今後とも、防災対策に関しましては、市町村と消防署の連携の体制を維持しながら、広域化によるスケールメリットを生かしながら、消防、防災体制のさらなる充実強化に取り組んでいくということでもありますので、御理解を賜りながら答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 再質問をさせていただきます。

まず、防災行政無線の更新の考え方ということでございますけれども、今、町長のほうからもアナログからデジタルにかえていくというのは、時代の趨勢ではなかろうかということで、デジタル回線でのメリットという部分もありますので、通信速度が速いだとか、大容量をたくさん送れるとか、高速で送れるとかということになっておりますので、将来的にはデジタル化ということになっていくかと思っております。

先ほど費用の関係も答弁ありましたけれども、これは後ほどちょっと触れることにしまして、それともう1点、後半で質問させていただいております全世帯での設置という部分について若干、質問させていただきますけれども、総合ケアセンターで毎年、実施をしております65歳以上の高齢者といいますか、その方と65歳未満の障がいを持っている方と要介護認定者、これは要支援ですが症状的には軽い方だと思うのですが、その人たちを対象としたアンケートをとってございます。

その中の回答、これは26年の2月から5月にかけての部分でのちょっと回答を集計したやつを見させていただきますと、災害時の避難支援希望者の避難場所への隣近所や自治会の支援を希望しますかという問いに対しまして、大体65歳以上ではほぼ半分の55.5パーセントの方が希望しないと、それと先ほど言った65歳未満の障がいのある方につきましても、半数以上の56パーセント強の方が希望しないよというこ

とで、どうしてですかという問いかけに対しても連絡があれば私たち自分で避難しますよと、災害が起きたらとりあえず避難せいというのが原則だと思うのですけれども、自分で逃げられるから、地域にもお世話にならなくていいよという方々が半数以上いらっしゃるということで、この連絡があればという部分が地区の自治会での民生委員だったり、ボランティア活動だったり、自主防災組織の方々だったりという部分もあるかと思うのですけれども、そういった先ほどちょっと言ったように例えば65歳以上の方々のところに全戸だとか、土砂災害の危険区域の方々のところに全戸だとかという部分について、全世帯ということでの希望は私はありますけれども、そういった取り組みをしていく中で、いち早く情報をそういった人たちのために流してやれば、自分たちも避難することができるという回答をいただいておりますので、迅速な避難なり、避難するための準備なりできると思います。

それと、1点、屋外に設置されております拡声器についても、この防災無線が発動するときにはかなり雨が強いだとか、風が強いだとかという状況下での防災無線だと思うのですけれども、なかなか聞こえにくいという部分もありますので、室内に受信機等があれば、タイムリーに避難行動することができるだとか、準備ができるだとかということもありますので、その辺について設置の必要性について再度、確認をしたいとお伺いをしたいと思います。

それと2点目の消防の広域化に伴う出動区域の考え方でありまして、出動態勢については直近の署所ということで答弁いただきましたけれども、特に本別の場合は先ほど言ったように足寄さんの2地区、土幌、上土幌1地区は本別の区域を持っていただくということで、逆に本別は上浦幌地区、池田の富岡地区も一部でございますけれども、その上浦幌の考え方についてお伺いをしたいのですけれども、高齢の場所というのはかなり広範囲、南北といいますか、方向的には細長く、かなり広い地帯の11行政区があるところで269世帯ですか、人口も761名を要するかなり広い範囲を本別が受け持つといいますか、地区割り広域化によって見るよということでございますけれども、質問趣旨にも書いてありますけれども大規模な災害というのは、ちょっと私のイメージの中では東日本大震災のように大きな地震が来たときに、当然、浦幌さんにつきましては厚内から豊頃にかけての海岸線があるというようなことで津波の心配もしなければいけないということで、浦幌さんどのような対応をしてくれるかわかりませんが、なかなか上浦幌までもし火災等も同時発生的に起きた場合に、それ以外の災害も家屋倒壊とかもあろうかと思うのですが、そういったときに浦幌さん、果たして来れるのかなというときに本別消防署の役割といいますか、先ほど町長の中でも地域内の連携でネットワークをつくった中での対応ということでありましたけれども、そういったことでもしタイムリーにその地区に入れないといったときに、上浦幌地区の住民の方々こういった状況のときは本別から来れないのだよとかという地域間の説明といいますか、そういったものはどうなっているのかということ

で、そういった大規模な災害が起きた場合は本別は本別のほうを見なければいけないという部分も確かにあるのですけれども、では上浦幌地区を浦幌から来るのを待つのか、帯広あたりから来るのを待つのかという部分での、ほかの町村ですから心配することないと言われればそれまでなのですが、その辺の対応についてちょっと伺いたいなということでございます。

それと、受け持ち地域が非常に広域に上浦幌地区で広域化というか、広い地域を見なければいけないということでの初動態勢の強化と効果的な部隊運営を図るということで今回の広域化によってうたわれておりますけれども、大規模特殊災害における出動台数を強化するというところでございますけれども、本別消防署、地区の分団もありますけれども、定員が若干不足しているという部分と団員さんについてもかなり高齢化してきている部分というもありますので、その辺の定員増であるとか、人の関係ですね、その辺についてはどのように捉えているのか、その2点についてちょっと伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 今までの中でもそうだったのですけれども、質問される方、答弁される方、きちっと語尾がはっきりしない部分がありますので、その辺をゆっくりで構いませんので、ちょっと大きな声ではっきり答弁もそうですし、質問もやっていただければというふうに思います。

答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 議長から御指摘をいただきましたので、しっかりと答弁させていただきますけれども、まず、1問目の災害のときのケースによってはいろいろ難しい部分があるのだということは同じ認識なのですけれども、そのときに個別受信機の必要性についてという御質問ですが、必要性というのは当然、あることによって早く情報が行くわけですから当然ですけれども、でもケースによってはいろいろ難しいものもあるものですから、本町の今、想定しているのは大型の台風と、それから地震ということなのです。

その台風というのは特に危険地域に指定された地区の方々含めて、平成15年だと思っておりますが、避難勧告も初めて出させていただいたようなこともあって、なかなかああいふ暴風の中、風雨の中では拡声器も十分に聞こえないということでありまして、一番は本当に先ほどの質問ではありませんが隣近所の皆さん方に状況をよく把握していただいて、個別に避難態勢をとらせてもらったなどなど含めてあるのですが、個別受信機、先ほど申し上げましたとおり、それぞれアナログからデジタル化になるということでありまして、それも電波が一つということ今、メーカーが今までより価格の安いこの受信機を開発するというようになっておりますので、それらも含めて第6期の総合計画の中にしっかりと折り込んで、これも中にはもちろん全部にというわけにはもちろんいかないというも想定はされますので、それらを含めてしっかりと関係機関との協議を含めながら、また住民のニーズも負担もあり得るのか、また、必要が

あり得るのかなど含めてしっかりと、これは調査をしながら対応していくと、こういうことで必要性については十分、理解をしているところでもあります。

次の部分についてですが、浦幌地区の関係については、御質問のとおり非常に幅の広いところだということでもありますから、もしもの想定のときのお話がありました。広域ですから、今までの私どもの本別町なら本別町だけの対応ではなくて、今度は広域ですからそれぞれ、今までにない大きな支援体制ができるというのはもちろんですが、たまたま津波に遭ったときに浦幌から来れるかということですが、せっかくですからきょう消防署長が初めて、ここでデビュー戦ですから、矢部議員の記念すべき答弁をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いをしたいなと思っています。

また、定員の関係についても答弁あると思うのですが、消防署の定員というのは本町は不足しているということでは決してありません。団員の定数というのはそれぞれ3町の事務組合で定数何名ということですから、これまた国の基準と北海道の今のやっている基準とは、これもまた相当の違いがあって、またいろいろ難しいことで、この辺を署長にいつも聞くのですが、聞かれるとどうやって答弁したかわからないというぐらい複雑な計算方式になっているようではありますが、ずっと歴代、本町は消防だけに、例えば事務方だったらちょっと余分な話になりますけれども、それぞれ行革だとか、それこそ構造改含めて、満度の職員対応できないと。そこを1.5倍みんなで頑張ってもらって、時には2倍頑張ってもらって、スタッフ制というのを入れてより少人数で多くの仕事をしてもらうということが出来るのですが、消防はこれとか現場の第一線の人はいきませんので、必ず退職したら補充をすると、必ずそういう必要な人数というのは確保するというにしておりますので、職員の定数が不足しているということは決してありませんので、その辺も細部含めて署長のほうから答弁させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君） ただいまの矢部議員の質問にお答えしたいと思います。

上浦幌地区の出動に関しましては、大規模災害になったときには、まず本別町も出動、管轄内の出動ということになります。その間、地元の行政区を守るというのは最優先の出動となるというふうになってございます。

上浦幌地区、浦幌町から本町から来れないといった場合には、他町の、先ほど町長のほうからも答弁ありましたが、広域化のメリットを生かしまして被害の発生していない市町村からの応援という形になるかというふうに思います。

我々本別町の災害の被害が少なくて収まったときには、そちらのほうに出動の指令がかかるものというふうに考えてございます。

また、浦幌地区に第4分団という分団がございまして、さらに分遣所職員1名、浦幌町から常駐してございますので、そこで対応をしていただいて、我々も応援に行くと

いう形になろうかというふうに思っているところでございます。

また、職員数でございますが、現在、我々消防署23名で活動をしているところでございます。広域化に伴いまして2名の職員が消防局への派遣という形になります。4月からは21名で業務活動するところでございますけれども、119番通報と通信、それから指令の関係が一括になるということで21名の活動となりますが、必要数は確保しているというふうに考えているところでございます。

また、分団の定数120名、現在94名で活動しているところでございますけれども、この数字を何とか維持、確保して増員に向けて団長を始め各地区の幹部の方々に団員確保について御尽力いただいているところでございます。我々職員も何とか団員の増員目指して協力しながら、連携しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 同報無線の関係でございますけれども、先ほど町長のほうからいろいろ機種だとか、事業の話をお答えいただきましたけれども、参考になるかどうかという部分でちょっと発言させていただきましても、26年からですか、国が東日本大震災を受けて、26年からの国土強靱化ということでそれぞれ津波対策であるとか、通信対策であるとか、いろいろな部分で補助事業的な意味合いの予算付けをしてきているというようなことで、その中に総務省関係で防災行政無線のデジタル化ということでの予算づけもしているように存じておりますけれども、平成26年、27年も28年もメニューの中にこのデジタル化というのがありますけれども、それでも30億以上の予算づけをしているというふうに記憶しておりますけれども、こういう部分もちょっと補助率だとか、具体的な移動型なのか、固定型なのかという部分もちょっと存じておりませんけれども、先ほど町長の答弁にあったようにそういった部分も参考にできるものはしていただいた中で、先ほど言ったようにデジタル化というのは流れとしてあるということであれば、その辺も検討の一つになるのかなということ考えてございますので、その辺についての町長の考え方をお聞きしたいと思います。

それともう1点、消防の定員の関係でございますけれども、先ほど広域的な部分を持つという、受け持つということでの消防署員の定数については現在の人数で何とかやっているということでもありますけれども、分団について若干数、120名の94名ということでございますけれども、かなり分団の方々についても私の同級生もいますけれども高齢化になってきているということで、余り体のほう無理きかないということを行っている分団員もいらっしゃいますけれども、考え方としてそれぞれ勇足、仙美里、本別も含めて分団のあり方も後方支援的な意味合いで活躍をいただくということから余り無理させられないといえますか、そういった観点からいくと消防署員につ

いては十分、今の対応で21名で確保してやっていただいているとの話ですけれども、なかなか分団についてもそれぞれ後継者といえますか、なり手がいないというようなことも危惧されますので、その辺の考え方について。

今、消防の装備についてもかなり近代化になってきておりますので、そういった部分での人数、署員の体制がこれでいいのかどうかという部分もありますけれども、そういった高度な装備に伴う署員の増というものが不要なのかどうかも含めて、この2点伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） まず、緊急防災事業債というのが実はありまして、今、御質問いただいて提案的にいただきました。

これは、御質問のとおり3・11以降、この防災というものにはかなりウエートを大きくして、ここに予算づけをすると、補助体制をとるということで道路でもそうですけれども、防災となるとやはり採択率がいいとありますけれども、この防災無線についても御質問にありましたように緊急防災・減災事業債というのがあります、これは起債事業ですけれども、これらで対応するというのがあるのですが、事業費総体がこれは対象となって、その7割が交付税措置されているのですが、この交付税措置されるというのはまた問題ありまして、実はいつもいうのですけれども、この交付税で算定していますよ、交付税に参入されていますよということなのですけれども、色ついていないから、それだったら交付税減らないでしょうという話なのですけれども、実はそこら辺も含めて厳しい判断なのですが、それでもしっかりとそういうことで交付税措置して、こういう緊急防災事業債というのを活用できるということであれば、そこも一つの事業推進する上での大きな推進力になりますので、それら含めてしっかり対応させていただきたいのと、できれば先ほど申しあげました少しでも安くなって、そしてまた自己負担もほとんどなくなるような、そのような事業でもあればもっともっと促進しやすいなと思います、それは見きわめながら必要な受信体制をとっていくと、こういうことにさせていただきたいと思いますので、御提案いただいたことに改めて感謝申し上げたいと思います。

もう一つ目が分団の高齢化ということですが、おかげさまで第2、第3分団は非常に地域の若い人たちが順次加入していただいて、勇足はほぼ定員を満たしているということでありまして、仙美里も若干少ないですけれども、若い人たちが非常に美里別地区まで入っていますから、若い人たちが加入しています。問題なのはやはり第1分団がどうしても商店街中心、また事業所も協力していただいています、ここが少しなかなか言い方が適切かどうかわかりませんが、なかなか引退できないのだという、もちろん今の矢部議員のお話の同級生、私の同級生も何人もいますから、そのようなことですが、それでも元気いっぱい本当にこの消防の遂行な使命のもとに最大限のお力添えいただいていますから、改めて感謝申し上げますところではありますが、そ

れら含めて団長さん中心にそれぞれ本当に多くのこの団員の募集については非常に力を注いでいただいて、気を配っていただいているところですから、それでも少しでもこの環境整備に努力したいと思っています。

なかなかほかにはいろいろな制度を持っているのですが、総体的にはやはり人数が少ないということ含めて、これは本当に事業所さん方含めての協力もさらにまた協力をお願いしていかなければならないのかなど、このように思っています。

今まで、担っていただいた本別の人口の中で、多くは第1分団、特に商店街の商店の経営者の御子息だとか、直接、経営者の方が多いというので、その事業所も相当、少なくなってきたこともありまして。ですけれども、先ほど署長が答弁しましたけれども現有勢力を下回らない努力をしていただいておりますので、そのことも含めて、またそういう将来推計も含めて、これは単独ではなかなかこれからの予消防体制ができなくなるだろうと、こういうことを含めてより安全、安心のために十勝広域でしっかりとスケールメリットを駆使しながら、地域の消防体制しっかりと行こうと。さらに今はその火災よりもやはり予消防のほうが力を入れるということでありまして、それと救急が主な事業としては大きなウェートを占めるわけでありまして、ここら辺含めてのしっかりと新しい機器のお話もありました。常に研修だとか実習は欠かせないようにしながら、職員はもちろんですが、職員もいろいろな気管挿管だとか、また新しい機械による救命体制だとか、救急体制を含めて、また職員と団員が一緒になってその研修体制をとれるように努力させていただきながら、よりこの使命に向かって頑張っている署員、団員の皆様方のその思いが、住民の皆さんの安全、安心につながるように努力していきたいなというふうに思いますので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○1番（矢部隆之君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、10番阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 議長のお許しがありましたので、2つの質問について質問を行います。

まず、1問目ですが、T P P大筋合意に対する対応はということで伺います。

本年10月5日、大筋合意に至ったとしているT P P交渉は、いまだその詳細が明らかになっているとは言えませんし、これまでの国会決議からも大きく逸脱していると考えます。本町の農業と町民の皆さんの暮らしを守るという観点から見解を伺いたいと思っております。

T P P交渉は、大筋合意に至ったとされる一方で、3カ国の中には異論もあることが報道されています。また、T P P対策の方向性として安倍首相は影響額の試算も示さず、国会審議のないままT P P関連政策大綱を打ち出しましたが、影響額などについての試算は先ほど申し上げたようにほとんど示されていないと認識をしているとこ

ろです。

大筋合意の全体像は、品目全体では95パーセントで、農林水産物で言えばその81パーセント、重要品目として掲げた30パーセント、さらには重要品目以外では実に98パーセントの関税撤廃を約束したというのが基本の中身だと思います。

関税を残す品目、小麦やバター、チーズ、でん粉などでも輸入枠を新しく設けたり、関税を大幅に引き下げるなど、そういう中身があるわけです。

そして先ほども申しあげました、今回はまだ影響額の試算はありません。今回はと申しあげるのは、TPPが始まった2013年の政府試算は割と早く出されておりまして、生産額全体で約3兆円の減少、多面的機能、農業に限らずいろいろな防災とか水害とかに対応するというような意味での多面的機能、あるいは酸素を生み出すとか、そういうことです。それで、約1.6兆円の減少という数字を割と早く出しておりまして、そして食料受給率は今も40パーセント前後ですが、40パーセントから27パーセントになるというようなこと、北海道もこれは割りと早く数字を出しておりました。

ちなみに十勝はその当時で5,037億円の経済的な減収になって4万人に及ぶ失業が出るのではないかというような試算を出されていて、これまで御承知のとおり、この数字等をベースに運動を重ねてきた、十勝においては30団体の運動を重ねてきたというふうに理解をしているわけです。

重要5品目については国会決議、あるいは政権与党の自民党の決議の中でも守るのだという趣旨なのですけれども、今回、決められた中身だけでいうと、東大の鈴木教授がこの部分だけ試算しております、でん粉を除く果実、ジュースを含めた重要4品目と果実の部分で1兆1,000億円を超えるという試算をしているわけです。

これだけでもやはり大きな中身だというふうに思っていますし、そもそも国会決議という中身は簡単に申しあげると関税を引き下げることから全く除外されているということと、再協議ということもしないよというのが、そもそもの国会の決議ですから、ここはわからない部分ですが、最低限は守れたというような言い方をしていると、国会決議とはやはり相容れないのではないかなというのが私の率直な感想です。

それから、もう一つ、余り言われていないのですが、WTO農業合意というのがあるのですが、例えば小麦が65円から55円になったというような中身なのですけれども、今回のTPPの現時点での交渉の中身というのはWTO協定の中身をはるかに超えているのです。

ですから、言いかえると農産物に関して言えば貿易品目、貿易交渉の中で最悪の中身なのだというのが今の筋合意の中身だけでも言えるのです。ですから、これはやはり数字こそ仮にもう1回、全部計算し直すと、当初の3兆円という数字にはならないかもしれないけれども、それに匹敵するような数字になっていくと思われるのです。

鈴木教授の数字しかないから、ほかのことは私もわかりませんが、例えば肉

製品だって、16年間かけて今の28.5を9パーセントにすると、これってすごいひどい話だなというふうに思うのです。給料をいただいております皆さんからすれば、ちょうどボーナス分が16年間で9パーセントになるよと、ボーナスなくなるよという話だったと思うのです。そうなってしまうと、今回、決められた内容が長い時間で減らされるからいいという内容ではないと私は思うのです。

今現時点で、私が持っている情報とか、報道の中身でいうと、そういうことが今、すごい感じられている部分なのです。ですから、今回、今ある情報からTPPが本町農業と国民の暮らしに及ぼす影響について、数字は多分出ないのは先ほど申し上げたとおりなのですが、当初70億円ぐらいというような話をしていたと思うのですが、非常に大きな影響にはかわりないというふうに思っておりますが、現時点では町としての捉え方、考え方を伺いたいというふうに思います。

二つ目に、先ほど申し上げたように全体像が不明確な状況だと思うのですが、交渉過程では一切出さないで、今、順番にどんどん、どんどん出しているというのも、これも一つの作為的な中身かなというのは町長も御存じかもしれませんが、北大の東山教授が農家向けの雑誌、ニューカントリーでその辺のことを言っております。筋書きは決まっていたのではないかとというようなことを東山さんは言っておりますけれども、そういう状況なのですけれども、私は町民の皆さんに輸送料、こちら払いというような形で署名をずっとしてきております。TPPの大筋合意に反対だという趣旨の署名をやってきて、返ってくる方も当然あるのですけれども、たまに何人かと話すとき半分諦めているのです、だけど中身はよくわからないということなのです。

農家は御承知のように今までずっとこういう農産物の自由化には牛肉、オレンジから始まって、先ほど言ったWTOも含めてずっとやってきて、そのたびに農家が半分ぐらいずつ減っていくという歴史です。今回、どうなるのかわかりませんが、いずれにしてもそういう中でよくわからない、どう考えていいのだろうということでは思っている方もかなりいらっしゃると思っております。

ですから、自治体としてはやれることは当然、限られていると思っておりますが、これまで何回か本町としても取り組んできたような研修会なり、そういう話を聞ける場所というのを町と、あるいは農協と協力してぜひつくるべきではないかと、そのことによって励まされる部分も当然、出てくると思うし、今の現状の把握がしっかりと正確にできるのではないかと、決まったことだということと言われる方もいるし、その一方で先ほど申し上げたように議会にいる私たちにすれば、議会で1回も審議されていないのに決まっている話ではないよねということも当然あるわけです。

国会で批准されない限りは発行しないわけですから、これには1年ないし2年かかると言われておりますけれども、そういう現状ですから、ここで②で言っているように研修会でも何でもいいのですけれども、そういうようなことをぜひ今の時期に必要なのではないかとというふうに思うので、提案をかねて申し上げたいというふうに思っ

ております。

10月5日にこのように大筋合意が発表されたわけですが、例えばそれ以降ですが、私もこの間、札幌でデモ行進してきましたけれども、JAの山形中央会は反対の立場に変わりはないし、条件闘争になったつもりはない。それから瀬棚町は議員みんなが実行委員会になってシンポジウム開いたと。それから長野県のこれは農業委員会の大会だというふうに聞いておりますけれども、TPPから食と命と暮らしを守る緊急集会決議で、断じて容認できないという決議をこれは11月になってから挙げております。

ですから、全国的にはこのほかにもいろいろな動きがある中で、やはりTPPになってしまったら困るという運動があるというふうに認識しているわけです。ですから、そういうことも含めて、みんなでそういう情報を交換できるような研修会等の催しを考えていただきたいし、すべきではないかなというのが今回の質問の趣旨です。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員のTPP大筋合意に対する対応はの御質問の答弁をさせていただきますが、太平洋経済連携協定、TPPに参加12カ国ですが、10月5日、御質問のように大筋合意ということで発表されました。

当然のように、御質問にありましたように農産品の重要5品目などは関税を維持するというので、1パーセント残したからいいのではないかという議論では決してありませんので、ここは聖域も含めて、何度かこの場でもお話させていただきましたけれども、私どもの受けとめ方は聖域を頼んだことはないよと、重要5品目頼んだことないよ、それは政府みずから、また国会の決議も含めて、そこはみずからが示したところですから、そのみずから示した約束は守るというのは当然のことです。それが相手のあることといいながらも、このTPP交渉というのは原則、関税ゼロですから、そこに向かっていきながら内容が全然明らかにされないで、いってみれば国民の暮らしがどこへ向いていくのかの明確な指針もないままに大筋合意でよかった、よかった、と言われるような、そんな報道にしか私どもには見えないのですが、決してそういうことではないのではないかと。

農業だけが何か突出して報道されますが、農業団体の人はもうそこは本当に大変遺憾な思いだということも言っていますが、21分野と言われる雇用から労働から、それこそ医療からたくさんものがあるのですが、さらにまた関税障壁、非関税障壁も含めて、ISD条項になんてどうするのですかと、などなど含めて、食の安全はもちろんです、もう何一つ明らかになっていません。

でも、ここはこの対策を打つから大丈夫だ、この対策を打つから大丈夫だというのは、このTPPの第一の報道です。私どもも先月、要請に行ったときに全国大会があって、それぞれ道路から、農業から、基盤整備からたくさんの要請をするのですが、毎

日のように要請をしてきましたけれども、行って一番最初の日、17日にいただいたのが与党がまとめたこのTPPに対する対策案というのですか、大綱を早速、読ませていただきました。

その中には、このTPP、私ども一番あれします、これしますと書いてあるのですが、そこで注目したのはやはりでん粉工場と製糖工場の再編統合というのが大きく1行あります。その下の項目には、乳製品工場の再編統合というのがあります。こんなことをされたら大変だということで、これは八つの北海道製糖工場を持つ自治体の首長がこぞって農水省、それから道内選出国會議員の皆さんにその審議を正すことも含めて要請に行きました。

北海道選出の國會議員の皆さんもそれぞれやはりかなり受けとめ方に差があって、中にはこんな大変なことされたら北海道は成り立たないから、町村長一緒になって知恵絞って、勉強しながら何とかこれを守っていこうという先生方も何人かおりましたし、中には話題にもならない対応の人もいたのも事実であります。農水の担当の官僚の皆さん方は、これは農水省としては一言も口を挟みませんと、それはでん粉工場だとか、乳製品工場だとか、製糖工場が独自に考えていただくことです。北海道でいえば3つの企業ですから、8つあるけれども、日甜、北糖、ホクレン、ここがそれぞれ独自に調整することでないですかと、こういうことですから、そんなとんでもない話あるかということで、ほかの首長方も砂糖だけではないよと、砂糖をつくるだけのプロセスというのは地域をどれだけ、この百数十年かかって今の基盤をつくってきたかということを含めて、やはり地域が崩壊するということを書いて訴えてきましたけれども、一つ一つがそれと同じようなことでありまして、非常に私どもが受けた印象は国の受けているその感情と、私たちの受けている感覚というのは相当開きがあるし、全く逆な面も中にはあるなというふうに受けとめています。

当初から、十勝の30団体、このTPPに対して本当にオール十勝で頑張ろうと言ってきた背景には、そういう暮らしそのものが根底から崩壊をすると、そういう危機感のもとにこの持続継続できるこの地域の発展や、さらに農林業、水産業含めて十勝の基幹産業をしっかり守る、将来の担い手に希望を持たせてしっかりとこの中で食料をつくるという、壮大な使命を持った役割を担っていただくなどなど含めて、人材の育成など含めて今までやって、取り組んできたところではありますが、それが私どもの受けているのは大筋合意だということで、何かほとんど決まりだというようなことを言われていますが、私どもは受けている情報としては日本は、唯一日本は大筋合意と言っているけれども、ほかの11カ国は大筋合意ということではなくて、ただ今回の交渉が破綻しなかったよと、崩壊しなかったよという交渉の中の一つのまとめだということの中間まとめ的な認識だという話も聞いておりますし、またアメリカも報道されましたけれども、共和党も民主党もそれぞれ大統領候補といわれる人も当初は推奨していた候補の人も、これは絶対に反対をしなければならないということになってきてい

るということで、国民感情がそれぞれカナダも大変ですし、ニュージーランドも大変です、オーストラリアも大変だという、そういうような状況というものがありますから、日本だけが決して一人でできるわけでもありませんので、それらの情報もしっかりと開示をさせていただきながら、まずは開示させていただいて全容を明らかにしなければ取り組みの仕方ありませんので、対応の仕方ありませんので、そのことを求めながらしっかりと対応していくというのが我々の役割だというふうに思っています。

今、議員の御質問にありましたように、本町に対する影響額というのは当初、示した部分より、さらにまだ本町、野菜などはあまりつくっていませんが、野菜から果物から今まで考えつかなかったことまでこの中に全部、包括されているということでもありますから、当初、想定した全体の影響額よりかなりまた広く影響が出てくるのだろうというふうに思っていますが、具体的にはまだ北海道も実は前回の十勝の代表者会議のときにも北海道は試算ができないということでもありますし、国全体も内容が明らかになっていない中では、計算ができないということですから、それは食の安全・安心やまた医療体制、それから知的財産など含めても、町民の皆さんの暮らしや地域経済がどうなるかという大事なときですから、これらの情報をしっかり開示させていただきながら、全力を尽くしてこのT P Pに対する対策を講じていかなければならないというふうに思っています。

ただ、私どもも申し上げてきたのは、特に農水やそれから大臣含めてですが、十勝は特に農業が崩壊すると地域が崩壊する、そのこと含めてとにかくどんなことがあっても農業が継続、持続できるような体制をとってくださいと、対策は申しわけないけれども、私どもは求めません。政策として、しっかりと将来的に頑張ればずっと継続できる、そういう政策的な国の方針を示していただく、このことでなければ地域は成り立てませんと、そういうことを含めてお願いしていきます。

切迫する自給率といいながらも、なかなか理解していただけないのが実態でありますけれども、私どもは農業というもの、地域を支えるだけでなく環境も、そしてコミュニティーも大事な大事な人材育成も含めて、ここを中心にして成り立つわけですから、このことにしっかりと将来不安のないように、全力でまたこのT P P対策含めて、しっかりと努力していきたいなというふうに思っています。

2点目の研修会のお話であります、恒久的支援の法整備などを決議にして政府に求めてきたところでありますが、何といても住民に及ぼす影響などがもう少し明らかにならなければ、その研修会、また学習会などやってもなかなか理解できないと思いますから、もう少しこの辺は国、道にこの動向について注視していただきながら、このT P P問題抱える十勝管内の関係機関ともしっかりと連携しながら、もう少しこの情報開示を求めながらしっかりとこの情報を住民の皆さんにも提供できるように、また一緒に共通認識を持ちながらこれからは頑張れるように、しっかりと地域を支えて努力できる体制をとっていきたいなというふうに思っています。

何といっても諦める気運もあるかもしれませんが、諦めることも含めて、決してこれでゴールではないよと、ここからが本当に正念場の言ってみれば活路、闘いの出発になるというようなことを含めて諦めることなく、その後の情報をしっかりと注視しながら、開示求めながら努力していきたいなと思いますので、今までいろいろ町挙げて、もちろんJAも町もみんなそうですが、それぞれみんなが頑張ってきていただいたこの思いを大事にして、これからもしっかりと努力させていただきますことを申し上げて答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） この件に関しては、町長も思い入れの深いところだと、30団体の責任者という立場もあるということで聞いていましたが、十勝の30団体が11月6日の決議の中身で、御承知のように今回、意見書をほかの議員の皆さんにも了解を得ながら提案する予定となっています。

それで、あの中で述べてあることの一番目が地域経済や国民生活に与える影響の分析を速やかに行い、道内の地域ごとに丁寧な説明を行うこと。中身ははっきりするよということと、2番目が十勝の農林水産業の持続的な発展ができる万全な対策を行うということで、対策でなくて法制化だというような話になっているというふうに、現時点でやはり30団体の責任ある対応という意味では私自信は理解しているつもりですが、先ほど申し上げたように今、町長もおっしゃったようにこれで終わったわけではないと、ここはやはり今、現時点ですごい大事なことだというふうに思っておりますし、担当の女子職員だったと思いますが腱鞘炎になりかけながら、このバッジをつくってくれたという、その努力もまだまだ生かさなければならぬという状況だと思いますので、そういう意味では町としてのこれまでの取り組み、ニュアンスは変わるにしても、基本姿勢はまだ終わっていないよと、それから国会審議が多分1月末から2月が本番になると思うのですけれども、答弁不能に多分なるだろうなと私は思っています。

それは、だって言っていることと違うことを決めてきているわけですから、それは普通は筋が通らないはずです。少なくとも本別町議会ではそういうことは通らないと思うのです、そういうことをもしやったら。ですから、そういう議論を多くの国民が見たときにどういうことになっていくかということの一つあるし、町長おっしゃったように私も限られた情報しかないですけれども、多分、例えばアメリカの国内ではいろいろな動きが出ているということですから、我々の基本線としている部分、やはりTPPになったら農業も暮らしも大変なのだと、ここは絶対、今も変わっていない部分だというふうに思いますので、今、情報収集含めて多少、時間が必要だけれども、研修会を考えるような趣旨だというふうに受けとめました。

ぜひ、大きな研修会もいいのですけれども、先ほども申し上げたように道内のジャー

ナリストの会というようなところで、割りと講師の先生もそろっているという場所もあるので、東大の先生もいいのですけれども、道内のそういう人もいらっしゃるので、ぜひこれは担当の方も含めて具体化をしていただきたいというふうに思っていますし、そうすべきだというふうに思っております。

三町というようなつながりもこれから生かしていくというような趣旨もありますので、そういうようなスケールでもいいのですが、ここはやはり機が熟せばやるという再答弁をいただきたいなという意味で再質問をしておりますし、私どもの十勝の組織では2月11日に、これは鈴木先生を呼ぶ予定になっています。そういうことも含めてみんなでまだ勉強もしなければならぬし、現状を認識しなければならぬという段階だと思っておりますので、その点については再度伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁させていただきますが、この国民の暮らしをどうするかという大事なところをしっかりと情報としていただかなければ、関税があるだけでなく、その影にはどういうものが、先ほど言いましたように関税障壁、非関税障壁ありますから、日本の社会保障医療費がどんどん、どんどん毎年、右肩上がりですと伸びていくと、そういうことで財源も必要だということと、その健康の根幹は何かといったらやはり食なのです。食べることの、食物の安全・安心が添加物だとか、ホルモンだとか、本来、体に入ってはならないものが蓄積されていくと、その飽食含めて子供のときから4人に1人が成人病に犯されているとなどなど含めて、原因を取り除かなければやはり対策、政策ならないのです。医療費がなぜかかっているのか、原因を取り除かなければだめなのです。

そのときに、そうしたら今までこうやって本当に国内で安全・安心の食料求めて頑張っていて、農民の皆さんも本町も頑張ってくれたのに、それを全然違うところから、言ってみれば外国のルールに沿ったような食のあり方になると、まだまだ健康を害して、もっともっと医療費も社会保障費も、またうなぎ登りに上がっていくと、こういう原理になるということは明らかであると。

このようなことも含めて、食の安全・安心だけでなく、あらゆる面で、そこに医療費がかかったら、一定程度の医療費がかかったらもう、これは保険で観れませんよ、民間の保険、独自の保険にかかってくださいなどなど含めて、がんにかかったらがん保険、また医療費は高額になれば医療費保険、もう別な国の方式と同じくなくなってしまう、日本の今までの皆保険制度が崩壊されると、こんなこと含めて、お金がなければ医者にもかかれないというような、こういうのが混合診療の現用ですから、一つ一つとったらきりがありませんが、それを含めて、何としてもこれは国民の暮らしにはしっかりと国の責任において情報を開示して、しっかりと国民と共有して、もちろん頑張れるところはもちろん頑張るし、我慢するところは我慢するのは当然のことですから、それをどう判断するかをしっかりと開示していただかなければならないという

ことが、私どもの基本的な考えであります。

先日、北海道酪農畜産協会の理事会がありました。会長は中央会の飛田会長ですが、挨拶でTPPの話にも当然触れて話していました。TPPを同意したとか、合意したとかではなくて、これからが本当に我々農業家にとっても大事なところなので、ひとつ力合わせてしっかり頑張っていきたいと思いますという、もちろんそういう挨拶もありますから、医師会の会長さんも別なところでは、やはり国民の命と暮らしと道民の健康を守るためには、私たちがTPPについてしっかりと検証していかなければならないという話をさせていただいているけれども、業界もみな同じ認識であります。

ぜひ、そのようなことを含めて、もう少し情報がつぶさに開示されるように、また情報が収集できたときには、もちろん御質問のように町民の皆さんと情報を共有しなければなりませんから、将来に向かってのまちづくりの根幹ですから、この部分についてはそれぞれ学習会になるか、集会なるか別ですけれども、しっかりとそういう場をつくりながら努力していくということは当然のことだと思いますので、ぜひそういうことで御協力いただきたいなというふうに思っています。

TPP、本当にこれだけ対策を対策をと毎日のように報道されていますが、こんなに対策するなら国会決議を守ったら何もなくていいのにと、こういうことがただの答えです。

そんなこと含めて、国民の暮らしのためによくなる方向をぜひ国としてもしっかりと世界の交渉といいながらもやってほしいなと思っています。けさほどテレビ見たらこのTPPのほかにもGATTの話が出ていました。WTO、またこれやるかいと経済産業大臣が今、ヨーロッパのほうに行った、今朝のようでありますから、これもまだ大変になります。そのほかにもヨーロッパとのFTA2国間です、これだってまだまだ大変になります。こうなったら、本当に日本の経済、農業含めてどうなるかということは、これはTPPを中心にしてまだまだ大変なことになっていきます。

TPPやるならFTAうちともやってください、そうしたら今までのGATTの協定もしっかりとやってください、全部これは関税ゼロですから。そのときに日本の暮らしにとってどこがメリットあるのか、どこがデメリットなのかということもしっかりしなければ、これは国の責任においてやらなければならないことですから、そのことも含めて本当にやるのがたくさんありますので、しっかりと一つずつ頑張っていきたいなというふうに思っていますので、またいろいろ情報も含めて開示していただきながら、協力していただきながら、共に頑張っていければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） それでは、2問目の質問を行います。

2問目は、介護職員の確保対策はということで伺ってまいります。

介護に携わる労働者が全国的に不足しています。本町でも町施設、あるいは民間施設においても介護職員の補充が次第に困難になっていると聞きます。今後の対策等について見解を伺います。

全国的に介護福祉士等を目指し、養成校に入学する方は2006年の1万9,289人をピークに2015年、本年は8,884人、日本介護福祉士養成施設協会というのがあるそうですが、その調査の資料だそうです。半数以下に落ち込んでいると、それから学校も養成校も2008年の438校から、今年度、2015年度は379校と激減しているという状況だそうです。

たまたま二、三日前のNHKの介護難民が出るというような趣旨のテレビ番組だったのですが、介護の関係の有資格者は現時点で日本全体で830万人いるというグラフだったのです。ところが現場で働く労働者は30万人だそうです。これは中身の理由は、その出演者がいろいろなことを言っていましたけれども、いずれにしてもすごいギャップがあるというような状況は、数字がそうだとすれば大変な状況だということがその場で見ていてもわかりました。

もちろん一番の問題は、国による介護報酬の引き下げが行われた、そのことがやはり大きな原因だというふうに思いますけれども、道内でも介護現場を抱えている町村、民間事業者は独自の努力をして、介護職員の確保に取り組んでおります。

これは全国紙に載ったので名前言ってもいいと思っておりますけれども、栗山町が町として介護福祉士を養成する学校を持っているそうで、その状況が今、申し上げた全国の流れと全く同じで、なかなか大変な状況だという記事が全国紙に載っていました。そういう意味で独自の努力をされているということが今回の質問の私のヒントになっています。

そこで①番目ですが、本町の介護職員募集の実情はどうなっているか、また町内の各事業所の状況、民間ですから町としてどこまで知り得ているのかわかりませんが、情報をいろいろ交換していると思っておりますので、その辺の話が許せる範囲でわかれば伺いたいなというふうに思っております。

②ですが、介護職員を確保する独自の対策としての事例では、先ほど申し上げました養成校の新卒者への、その町内で住む場合に家賃を補充している自治体があります。それから、かつて本別もお医者さんを確保することでやっていたと思うのですが、就学資金、奨学金ですか、町の奨学金、そういうのを貸し付けている町、多くは3年から5年間、その町内で勤務した場合は返済が免除という例が多いそうですし、ここに

は書いておりませんが、民間の事業所もこの奨学制度というか、就学資金の貸付に乗っていると、報道では栗山町も何かそういうようなことをやっているというような報道になっておりました。

また、本町では数年前ですが、私の息子が高校3年生のときだったと思いますけれども、夏休みに2級ヘルパー講座と当時言っていたのですが、それに夏休みの間で2級ヘルパーの資格というのですか、いただくことができて、実は今、介護福祉関係の仕事に就いているのですけれども、多分これがきっかけだったなというふうに思っています。

そういうようなことも開催した経過が本町で持っているので、独自の対策というのはいろいろな今、申し上げた例以外にもあると思うのですけれども、確保が困難だとすればその対策の一つとして考えていく必要があるのではないかというふうに思いますので、現時点での考え方を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の2問目の介護職員の確保対策についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、質問の1点目ですが本町の介護サービス事業所における介護職員の募集につきましては、大変、やはり苦慮しながら募集しているというのが実態でありまして、介護福祉士、介護職員の初任者研修の受講者といった有資格者の募集を常時行っていますが、なかなか応募がないと、こういうのが現状でありまして、介護職員の確保にも苦慮している事業者が多いということであります。

加えて、けさもテレビでもやっていたけれども、今、御質問にありましたように介護報酬の引き下げで、介護保険事業所が廃業を余儀なくされたとか、またそこに職員のもちろん処遇、待遇が十分に行き届かないとなると人が集まらない、それが原因で事業所がやっていけないと、こういうようなことが報道されていましたが、まさに身近でもそういうような状況が起きていますし、前に御質問いただいたとき、議会でもこの介護報酬の関係でどうなるかというお話をいただいたときに、本当に民間で頑張っている人たちがこのままでは事業が継続できないと、何ともならないというような、本当に切実な思いも聞かされたところではありますが、何とかいろいろな多少の応援しかできませんが、それでも何とか頑張りたいというようなことで、本町にはなくてはならない、そういう施設も大変な苦慮しているという実態であります。

各種事業所は、事業所の運営の基準を満たすためにもやはり無資格者も含めたパートやアルバイトを雇用して、補助的な業務を行うことでありまして、有資格者は身体介護に専念して、資格のまだ持っていない人はそのほかの業務に従事するということで、対応に苦慮しながら運営していただいているのが実態でもあります。

十勝管内の市町村においても、同様に介護士の不足の問題を抱えておりまして、現

在、十勝定住自立圏として策定を進めております第2期の十勝定住自立圏、共生ビジョンの議論の中では、協定に基づきまして推進する具体的な取り組みの新規項目として介護士不足などの課題に向けた検討が挙げられておりまして、圏域が抱える介護士不足の課題解決に向けて、関係町村と協議して、連携して取り進めるとして確認しているところでもあります。本町といたしましても、引き続き、関係の市町村と連携して協議を進めてまいりたいと考えております。

御質問の2点目ですが、高齢者人口の増加と少子化の進行、人口減少に伴います介護職員の確保は今後、ますます厳しい状況になってくるというふうに思っておりますので、本町におきましても小中学校の福祉学習による福祉介護のイメージづくりや職場体験学習の受け入れ、また介護福祉士や社会福祉士養成校の資格取得のための実習の受け入れを積極的に今まで行ってきたところでもあります。

また、今年度から町内の民間事業所に勤務をする職員を対象に資格取得にかかる経費の2分の1を補助する介護職員等の研修支援事業を創設したところでもあります。国の社会保障審議会における議論は2025年に向けた介護人材の確保、量と質の好循環の確立に向けてによりますと、一つに子育て中、後の女性、他業種、中高年者などの多様な人材の参入を図り、人材のすそ野を広げること、二つ目には労働環境の処遇の改善により能力に応じたキャリアパス、経験年数に応じた資格の道筋でございますが、このキャリアパスの構築や定着、促進、三つ目には専門性を明確にすることでの資格の向上や限られた人材を有効活用するための機能分化の必要性が示されたところであります。

介護職員の確保につきましては、多様な人材の確保の手段を検討しますとともに、学童期から福祉の心を育てるという介護現場を知るという人づくりの取り組みからスタートして、学生が職業として選択し、定着するために、多方面からの取り組みが必要であるというふうに考えております。

本町といたしましても、これまで取り組んできました児童生徒を対象にした福祉教育のより一層の充実を図りながら、将来に向けた土壌づくりとなる人材育成に努めますとともに、10月に策定しましたまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略、これに位置づけておりまして、介護職員の確保支援事業の具体化に向けて、関係機関と協議を初め、早急に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 本町においても、実習の受け入れ、あるいは資格取得のための支援ということで具体的に2点か何点か取り組んでいるということで理解はしたところですが、いろいろありますけれどもやはり自分の子供の例で言えばそれなりの学校に行けば年間100万を超える授業料が実際にかかっているし、3年、4年とい

う期間、やはり勉強しなければならないということで、非常に経済的なものはやはり当然、かかっているという中で、先ほど挙げた例題の中では貸し付けですから、就学資金のそういう援助というのは医者確保のときに途中でやめたというのは理由はいろいろあるのでしょうけれども、実際に子供たちをそういうところに行かせている家庭にすればありがたい話だなというふうには思っているのです。

基本的には貸し付けだから、本人が返してくれればいいのですけれども、それは親が返す場合もあるかもしれませんが、いずれにしても貸し付けですから、長い目で見れば町村の予算に大きな影響があるという筋合いのものではないというふうに一応思います。もちろん、それなりのお金を用意しなければならないという、単年度でいうと大変なことは十分わかっているつもりですけれども、考え方としてはそういうことであると。

それで、多くは3年間から5年間、その町で勤務していただければ免除だよと、これは実際にお金が返ってこないけれども、勤務していただくということのメリットというか、効果があるということで、それでお金は要らないよという考え方がいいのかどうなのか僕はわかりませんが、それなりにそのものが返ってきていると、形を変えて返ってきているというふうに思うのです。

そういう意味では、いろいろなまち・ひと・しごとプランや、それから三町、あるいは十勝の中で今後、検討していかなければならないということをしているということなのですけれども、具体化としてはやはり一番、私はこれは学校に子供たちを送っている家庭からすれば、一番効果があるように私は思うのです。

ですから、財政出動にはなりますけれども、長い目で見たら戻ってくるものだというふうに私は思うのですけれども、その辺の考え方はどうなのかなというのが一つあります。

それから、先ほどもおっしゃいましたNHKの例の話ですが、本別もそういえば当時、2級ヘルパーと言っていたと思うのですけれども、その資格を持っている方は子供たちのときにはそういうことで同級生同士で三、四人が受けておりました。それから、その前に一般の方を対象にやっていて、先ほど町長がおっしゃったように家庭の主婦とか、そういう方々が何人か受けられているというように思っております。

だから、先ほどの830万人の有資格者がいるけれども、実際には30万人しか働いていないという、数字の真意は別としても、潜在しているそういう方は本町にも結構いるのかなというふうに思っているのです。その辺の情報というか、データというのがあれば伺いたいということと、もしそうだとすれば、そこを先ほど町長もおっしゃっていましたけれども、具体的に参加していただくような方法というのは方法論として必要になってくるのではないかなというふうに思うのです。

ちょっと古い話ですけれども、本州の例ですが、下駄履きヘルパーという言葉を使っている町があります。要は、ヘルパーのちょっと勉強をしてもらって、アルバイトか

ボランティアで職員の手伝いをするという中身だったと思うのですが、長野県の栄村がそういう例で、そういう取り組みをやっているのも、特別なことはなかなかできないにしても、今あるそういう人材とか、眠っている宝とか、そういうものを何か活用していくような、そういう身の丈に合ったような取り組みもあわせて考えていくべきではないかなと、それはやはり人口動向も午前中の議論あったとおりで、これからどんどん高齢者がふえていく中で、ちょっとした手助けができるような体制をとっていくということは多分、必要になってくると、今後の将来に向けて必要になってくるといふふうに思うものですから、その辺の特に奨学資金の貸付金というのは、町側が考えている以上に当事者はかなり有効な手段ではないかなというふうに思うのですが、再度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 下駄履きヘルパーの話もありました、私どもも全国で栄村と交流もありますが、地域包括だとか、それこそ先ほどの質問に関連しますけれども、それぞれ地域の中でその福祉サービス含めて、高齢者などもそうですけれども、トータルして、そのエリアでどう人材に協力してもらってやるかとなると、それは本当に無資格、有資格いろいろ含めてですが、そこでやはり今、言われたような本当に気楽に無資格の人たちが、下駄履きヘルパーではないけれども、必要がある、一定の知識を持って、そこでまたボランティア含めた支援体制というのは非常に有効になってくるといふことも含めてあるのですが、それら含めて我々も今、十分にそういう方式も含めていきたいなというふうに思っているのですが、奨学金制度などいろいろ議論しています。実は十勝の中で地方創生で、例えば十勝は学校専門的なことといたら帯広大谷学園とコア学園というのがあるのですが、そのほか高校、江陵高校だとかあるのですけれども、そこは大谷学園の例をとると、定員はもともと80人なのです、介護士の。ところが、それが40人しかなくて、40人にしたのだけれども、実際に学んでいる生徒さんは約20人、半分なのです。これですから、ですからことしから音更町は1,000万円の寄附金条例含めて活用するというので、先行してやっていただきましたから、これをオール十勝で何とか応援させていただいて、そして人材を養成してもらおう、このような方向をとれないかと。

これをやったら、いろいろ議論していくと高等看護学園と同じになるのではないかなというお話も実はあるのですけれども、決してそういうこと、後ろ向きではなくて、前向きに、そういうやはり役割分担含めても協力させていただいて、要請をしっかりといただかなければ将来的になり手がいないと、こういうことであります。

それにつきましては、ぜひ本町もいろいろな取り組みを今、しています。今までもしています。そこで、奨学金の話も出ましたので、奨学金を実際にもらいながら学んできた代表選手、うちの包括センター所長おりますから、そっちのほうからしっかり取り組み含めて答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 飯山地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター所長（飯山明美君） 質問にお答えします。

介護職員初任者研修、旧２級ヘルパーの実施状況なのですけれども、実施主体が社会福祉協議会のほうでやってきた経過もありまして、正確な数字は押さえていないのですけれども、介護保険制度が施行されるころ、アメニティー本別が建つとか、介護職員が必要になってくるだろうということで、２０００年のころを中心に盛んに社協のほうでは養成を進めてくれていました。

そのころ、うろ覚えの数ですけれども、大体、１回やると２０人とか３０人とか、かなりの数が集まっていたと思うのですが、だんだん経過をしていくにしたがって、受講者が減るようになってしまって、今、社協のほうは養成を中止しているような状況です。

また、ことしの春にアメニティー本別さんが法人として初任者研修の講座を開きました。本別町からは２名の方が受講したというふうに聞いておりますが、いずれも法人への就職には至っていないというような、そういう状況になっております。

阿保議員の御指摘のありました潜在的な部分というところでは、実際、以前にヘルパー養成講座を受けた方々が、今、地域の生活支援という部分で御近所のお手伝いをしてくださったりですとか、そういう活動をされている方は何人かいらっしゃいます。

これから、高齢者の方がふえていきますけれども、元気な高齢者もふえていくという実態もありますので、そういう元気な方が少しでもお手伝いできるような仕組みですとか、多様な観点から人材確保は考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君） ２級ヘルパー、今、初任者研修という名前に変わったということで、社協がやっていたと、社協がやっているということで、私もちょっと話を伺ったら、今おっしゃったように募集してもなかなか応募してこないということが１点だそうです。

それから、金額は聞きませんでしたけれども、結構、経費持ち出しになっているということがあるのだそうです。

ですから、今は本町としてやれることという意味でいえば、もし応募があればぜひやはり先ほど来、申し上げているように一つのきっかけになり得るというふうな点では重要な研修会、講習会だと思いますので、それはぜひ前向きに検討すべき点の一つではないかなと、多くの幾つかの支援策の中の一つに今後、上げていっても、どれぐらいの金額か私はわかりませんが、受ける人自身は教科書などはたしか自分で買うはずなのですが、どの程度の金額かわかりませんが、もし可能であればそういうことも一つの方策としてはあるのかなというふうに思っております。

それで、やはり応募がもしないとすれば、先ほど答弁いただいたように小中高での

いろいろな福祉関連の授業をやっているということが、なかなか実を結ばないということにもつながるわけで、それは施策としてはやはりつなげていかなければならない、つなげて行ってほしいというふうにまず一つ思うので、その辺の今後の強化についての考え方というのをまず一つ伺いたいということです。

それから、今言ったように、もし初任者研修がもし可能であれば支援も必要ではないかということについての考え方が一つ。

それから、先ほど十勝全体で奨学資金等も含めて検討しているということなのですが、広いということが一つの力だと思います。広いということ。でも、例えば仮に本別、足寄、陸別、かつて合併議論した仲間という意味でいうと、そういう範囲もかなり見えるという部分では重要だと思いますので、三町で今後そういうことも議題の一つに上げていくべきではないかなと、そしてそういうことになると思う場所というのも、その三町の中のどこかになってくるという点では、人口増とは言いませんけれども、若干のプラス要因になってくるのかなという面もあります。

そういう面では、ちょっと総合的に考えたときに幾つかの点で取り組むべき点があるのかなというふうに思いますので、その辺について再度、伺います。

○議長（方川一郎君） 飯山地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（飯山明美君） 教育の部分との考え方ですけれども、この介護士の人材不足に関して、高校の先生等にもいろいろお話を伺った中では、やはり中学校ですね、高校になると自分の進路をある程度、決めてしまうというところがあって、それ以前の小学校、中学校の中でいかにその介護に触れるだとか、高齢者に触れるだとかというような体験ができるかというのが一つのポイントではないかというような御意見もいただきました。

そういう御意見も参考にしながら、今、これまでも町として進めてきました小中学校での福祉教育は今、4校あるうちの2校で実施をさせていただいておりますが、その辺を拡大できるように教育委員会とも連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

また、介護者初任者研修なのですけれども、今、検討させていただいているのが本別高校の生徒さんに対して、夏休み、冬休みを利用して希望者の方に初任者の研修を受けていただいて、そしてその経費に関しては町のほうで負担をする方向はどうかというようなことも内部では検討させていただいております。

以上です。

○10番（阿保静夫君） 終わります。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦勞さまでした。

散会宣告（午後 3時15分）

平成27年本別町議会第4回定例会会議録（第3号）

平成27年12月16日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1		行政報告
日程第 2	議案第71号	平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
日程第 3	議案第72号	平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第 4	議案第73号	平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について
日程第 5	議案第74号	平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第 6	議案第75号	平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第 7	議案第76号	平成27年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について
日程第 8	議案第77号	平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について
日程第 9	議案第78号	本別町税条例等の一部改正について
日程第10	議案第79号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第11	議案第80号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第12	議案第81号	本別町営農用水道条例の一部改正について
日程第13	議案第82号	本別町簡易水道条例の一部改正について
日程第14	議案第83号	池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について
日程第15	同意第 4号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第16		本別町選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第17	意見書案第12号	T P Pから地域の経済と暮らしを守ることを求める意見書
日程第18		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第19		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件（閉会中の継続調査申出書）

○会議に付した事件

日程第 1	行政報告
-------	------

日程第 2	議案第 7 1 号	平成 2 7 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 3	議案第 7 2 号	平成 2 7 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 4	議案第 7 3 号	平成 2 7 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 5	議案第 7 4 号	平成 2 7 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 6	議案第 7 5 号	平成 2 7 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 7	議案第 7 6 号	平成 2 7 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）について
日程第 8	議案第 7 7 号	平成 2 7 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 回）について
日程第 9	議案第 7 8 号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 1 0	議案第 7 9 号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 8 0 号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 8 1 号	本別町営農用水道条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 8 2 号	本別町簡易水道条例の一部改正について
日程第 1 4	議案第 8 3 号	池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について
日程第 1 5	同意第 4 号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第 1 6		本別町選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第 1 7	意見書案第 1 2 号	T P P から地域の経済と暮らしを守ることを求める意見書
日程第 1 8		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第 1 9		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件（閉会中の継続調査申出書）

○出席議員（12名）

議 長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	林 武 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二 三 夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小 笠 原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	9 番	高 橋 利 勝 君		1 0 番	阿 保 静 夫 君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	君	副町長	砂原勝	君
会計管理者	吉井勝彦	君	総務課長	大和田収	君	
農林課長	工藤朗	君	保健福祉課長	村本信幸	君	
地域包括支援センター所長	飯山明美	君	住民課長	千葉輝男	君	
子ども未来課長	大橋堅次	君	建設水道課長	能祖豊	君	
企画振興課長	高橋哲也	君	老人ホーム所長	井戸川一美	君	
国保病院事務長	毛利俊夫	君	総務課主幹	小坂祐司	君	
建設水道課長補佐	高橋優	君	総務課主査	長屋聖子	君	
教育長	中野博文	君	教育次長	佐々木基裕	君	
社会教育課長	菊地敦	君	学校給食共同調理場所長	久保良一	君	
農委事務局長	郡弘幸	君	代表監査委員	畑山一洋	君	
選管事務局長	大和田収	君				

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹	君	総務担当主査	松本恵	君
総務担当副主査	塚谷直人	君			

○議長（方川一郎君） 開会前に、吉井会計管理者から、町内での葬儀参列のため午前の会議を欠席する旨の申し出がありましたので、報告しておきます。

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第1 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 スクールバスの事故について、行政報告をさせていただきます。

12月11日金曜日、午前7時45分頃、スクールバス路線、新生清里線におきまして、仙美里小学校児童2名が乗車をいたしておりますスクールバス、29人乗りのスクールバスですが、町道明美仙美里間道路において、明美地区から清里方面に向かう三差路、T字交差点ですが、ここにさしかかったところ、早朝の路面の凍結のためスリップをして、道路の路肩に前輪が脱輪をし、そこに立木及びカーブミラーに接触したために、バスの前面、また側面のパネル、ボディ部分ですが、さらにサイドガラスとドアガラスの部分を破損したという事故であります。

この事故で乗車しておりました、2名の児童につきましては、身体の状態を確認したうえで代替車により、一度学校へ登校していただき、学校に事情を説明し、直ちに国保病院にて受診をしていただきましたが、医師の診断で異常が見受けられなかったことから、学校にすぐに復帰をしていただいたところであります。

児童生徒の通学のために安全運転に心がけておりましたが、運転手の不注意で事故を起こしてしまったことにつきましては、保護者の皆様、学校及び関係者の皆様に心からお詫びを申し上げます。

今後の事故防止につきましては、町関係職員にはさらなる安全運転の徹底を指示しますとともに、凍結による危険な箇所につきましては、タイヤチェーンを装着するなど安全運行に対して特段の配慮を行い、また、状況によりましては砂の散布などを行なってまいりたいと思います。

今後このような事故を起こさないように、より一層安全運行に努める所存でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、スクールバスの事故の報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第2 議案第71号

○議長（方川一郎君） 日程第2 議案第71号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第71号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正は、人件費につきましては給与改定及び管理職手当の改定等によるもの、準職員賃金は職員の給与改定に伴うもので、その他のものにつきましては額の確定等によるものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,200万2,000円とするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出から御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

1款総務費2項徴税费1目賦課徴收费19節負担金補助及び交付金3万8,000円の減額は、十勝市町村税滞納整理機構運営費負担金で、その負担額が確定したことによるものです。滞納整理機構には本年度7名分を引き継いでおりますが、そのうち国保分は5名となっております。本年度11月末現在、157万1,800円の依頼額に対して収納額は38万7,089円で、徴収率は24.6パーセントとなっております。

次に、2款保険給付費1項療養諸費3目一般被保険者療養費160万円の減額は、一般被保険者の療養費請求件数の減により減額するものです。

その下の2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費900万円の増額は、高額対象医療費が増額しているためのものでございます。

3款1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金22万4,000円の増額は、納付額の確定によるものでございます。

続きまして歳入について御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

8款1項共同事業交付金2目保険財政共同安定化事業交付金745万6,000円の増額は、先ほど歳出で申し上げました高額療養費が増額していることに伴いまして、国保連合会からの交付金を計上したものです。

以上、議案71号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第72号

○議長(方川一郎君) 日程第3 議案第72号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

○村本保健福祉課長(村本信幸君) 議案第72号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、地域支援事業費の調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,000万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費3節職員手当等35万7,000円の補正は、地域包括支援センターの新規事業及び職員の退職等に伴う業務量の増加に対応するため、時間外手当を増額するものです。

1つ下の、9節旅費9万1,000円の減額補正は、生活支援コーディネイター研修の開催地確定による調整であります。

次の、2目任意事業費8節報償費6万円の補正は、介護相談員活動にかかる奨励金につ

いて、ミーティング回数の増加等に伴う増額であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、3款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金3万5,000円の減、下段、5款道支出金3項道補助金1目地域支援事業交付金1万7,000円の減額補正は、それぞれ歳出で説明しました地域支援事業費の調整によるものであります。

次の、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金13万6,000円の補正は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業の調整による1万7,000円の減額と、交付金限度額超過分15万3,000円の増額によるものであります。

次の、2項介護サービス事業特別会計繰入金1目包括的支援事業繰入金18万1,000円の補正は、前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第73号

○議長（方川一郎君） 日程第4 議案第73号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第73号平成27年度本別町介護サービス事業

特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整、修繕料の増額と執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ369万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億7,003万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお開き願います。

2、歳出、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2節給料24万8,000円の減額、3節職員手当等101万6,000円の減額は、人事異動等及び職員の休職に伴うもので、4節共済費50万8,000円の増額は、人事異動等及び負担金掛率改定により調整するものであります。7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

7節賃金164万4,000円の増額は、人事異動等及び休職に伴う執行見込みにより調整するものであります。

11節需用費24万4,000円の増額は、施設及び備品の修繕によるものであります。

12節役務費4,000円の増額は、障がい福祉サービス費請求に係る電子証明書発行によるものであります。

続きまして、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費2節給料220万円の減額、3節職員手当等206万2,000円の減額、4節共済費46万6,000円の減額は、人事異動等により調整するものであります。7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

11節需用費4万9,000円の増額は、居宅介護システムのバッテリー修繕によるものであります。

2目介護予防支援事業費13節委託料10万3,000円の減額は、介護予防支援サービス利用者の減少によるものであります。

28節繰出金18万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、3ページ、4ページにお戻り願います。

歳入であります。1、歳入、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金802万3,000円の減額は、歳出で説明しました事業執行見込み並びに歳入の繰越金の増額により調整するものであります。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金433万1,000円の増額は、平成26年度決算の確定によるものであります。

以上で、平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 6ページの上段、介護サービス事業費の中の賃金でございますけれども、全体で164万なにがしが増額になってございます。説明の中で、準職員賃金が60万なにがしの増額、パート等賃金介助員の減額169万1,000円、代替賃金介助員の増額が270万となっております。ちょっと細かいことがよくわからないので、かいつまんでといいますか、流れといいますか、教えていただきたいということでございます。

○議長（方川一郎君） 井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） お答えをさせていただきます。

パート等賃金でございますけれども、介助員、当初4名の予定をしておりましたけれども、募集をさせていただきましたけれども、現況3名で対応させていただいております。その反動としましてですね、代替賃金の増額、及び代替賃金につきましては、給料職員手当等で説明させていただきましたけれども、職員が1名病気休暇で休んでおりましたが、病気休暇の限度、90日が休暇の限度なんですけれども、それを超えましたので休職扱いとさせていただきます。5月21日から9月30日まで休職、これにつきましては、給料の8割を支給ということでございまして、2割をこちらのほうで、給料職員手当ということで削減をさせていただきました。その代替賃金が増というふうになってございます。以上でございます。

○4番（大住啓一君） 要は、パート等賃金の部分の介助員については3名で対応してきたと。上段にあります給料等々の減額の分の、正職員が休暇に入ったので、その分を代替介助員で賄うために増額をしたと。それで全体に160万ふえてるということは、そこがちょっとわからないのですけれども、再度わかる範囲でお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） お答えをさせていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、本来的には職員が休職扱いになった場合は、100パーセント給料、職員手当等、減額されることになってございますけれども、共済事業の関係ですね、先ほど申し上げたとおり、8割給料が確保されることになってございます。ですから給料でいけばですね、24万8,000円というのは2割減額の分だけなのです。ですから10割減額をされるとすればですね、これの5倍という形になります。その分パートが1名減ということになっていまして、その休職とですね、パートの1名減の部分が、代替職員の賃金ということになってございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第74号

○議長(方川一郎君) 日程第5 議案第74号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長(能祖豊君) 議案第74号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ845万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,389万2,000円とするものであります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費2目維持修繕費11節需用費45万円の増額補正は、防除施設の修理及び配水管の漏水等により修繕費がかさんだため、今後の修繕に対応するためです。

15節工事請負費中、勇足簡易水道配水管工事733万6,000円の減額補正は、町道改良工事の施工区間変更により配水管移設延長の減、及び仮設配管が不要となり減額するものであります。

その他の補正は、執行予定及び事業費確定等による調整であります。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金398万4,000円の減額補正は、歳出で説明しました町道改良工事の施工区間変更によるものです。

5款1項繰越金1目前年度繰越金は、前年度からの繰越額が確定したことから213万

5,000円の増額補正をするものです。

7款1項町債1目簡易水道事業債520万円の減額補正は、執行予定及び事業費確定によるものです。

次に3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1、変更。

起債の目的、簡易水道事業、限度額3,360万円を2,840万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第75号

○議長（方川一郎君） 日程第6 議案第75号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君） 議案第75号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,737万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9,950万円とする内容であります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

下段、2款土木費1項下水道費1目下水道新設費13節委託料122万2,000円の減額補正及び15節工事請負費2,560万7,000円の減額補正は、国庫補助金要望額に対し交付決定額の減によるものです。

そのほかの補正は執行予定及び事業費確定による調整であります。

戻りまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入ですが、上段、3款国庫支出金1項国庫補助金1目土木費国庫補助金1,346万8,000円の減額補正及び下段、7款1項町債1目土木債1,330万円の減額補正は、歳出で説明いたしました国庫補助金交付決定額の減によるものです。

中程、5款1項1目繰越金は前年度からの繰越額が確定したことから303万円の増額補正をするものです。

その下、6款諸収入2項1目雑入92万8,000円の増額補正は、平成26年度消費税額確定による還付金です。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、変更。

起債の目的、公共下水道整備事業、限度額4,600万円を3,270万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 今の説明では、交付金の決定額が減額されたということですが、これは当初予算からみると、公共下水道事業としてはどのぐらいの規模が減額になるのかというのはちょっとあるのですけども、減額になった理由というのはあるのか、当初予算を見込んでいたけど、結果として決定額がこういうふうになった理由というのは特にあるのかどうか。あくまでも、国の意思なのかどうかということですね、この減額の結果、公共下水道の運営に支障が出ないのかどうか、以上2点について伺います。

○建設水道課長補佐（高橋優君） 高橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、減額の理由でございますが、これはあくまでも町としては当初予算どおり予算を計上してましたが、国のほうでの減額ということでございます。

中身、下水道事業のほうについて影響があるかないかということでございますが、中身を少し精査いたしまして、緊急に更新しなければならない部分と、またもう一、二年もつ部分については今回若干取りやめて、予算に合わせてるという形を取っておりますので、通常の運用については問題ないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 当初予算というのがあって、それは国の方針だということですが、ちょっと釈然としないのは、やはり当初予算と交付決定額とですね、差があるということですが、どうもその、例えば現場でそういう工事とか事業をする上で、あまり好ましいことではないような気がするのです。今2点目にもありましたように、それで一定の調整をしなければならないようなことになるというのは、私は好ましくないと思うのですが、こういうことというのは、ある意味でいけばしょっちゅうあるということなののでしょうか。その辺の、国の、どうも釈然としないのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（方川一郎君） 高橋建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（高橋優君） お答えさせていただきます。

本町といたしましては、やはり当初予算どおりに国費がつかないというのは、あまり好ましい状況だというふうには考えておりません。当初、予定していた修繕工事等を直さなければならぬものですから、と思います。

また、当初予算に対して、以降に国の内示が決まりますので、なかなか現在ではうまくいかないという形でございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋建設水道課長補佐

○建設水道課長補佐（高橋優君） すいません、つけ加えて喋らせていただきます。

国への要望につきましては、当初予算以前にヒアリングというのがございまして、その時点で要望をしているという形でございます。ヒアリングについては北海道でヒアリングしてまして、その時点では了承を得てるという形ではございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） なかなか要領つかめないかもしれませんが、予算つくるときですね、全般的な下水道もそうですし道路もそうですし、例えば畑総の基盤整備なども全体そうなのですが、年間のうちの予算要望として、来年度はこういうだけの事業をやりますよということを事業計画をつくって、予算もつくって、それを北海道とヒアリングやるんですよ。打ち合わせするんですよ。そのときは、このことでいいですよということで認めてもらって、それで予算をつくって当初から計上するんですよ。その後、国からの結果が出たときには、全体の例えば予算要望が多いから、100パーセントでなくてこれが大幅に減額されるということもあるんですよ。特に最近多いのは、全国的に基盤整備事業というのは非常に要望が多くて、それが、うちが100パーセント要求つくって予定なんだけど、今まで過去にはついてるんですけども、突然34パーセントになったり60パーセントになったりするんですよ。この事業も、そういうことも含めて、きちっとした計画

を持って北海道と協議をするんだけど、最終的に国の予算が決まったときには、要望が多いから満度につかなくて、この分については北海道はこれだけですよ、その中で事業振り分けしたら本別町は100パーセントが50パーセントになりますよと、こういうことになってくるんですよ。ですから今、高橋利勝議員の御質問のとおり、このことがずっと続いたら事業に影響が出てくるというのは明らかなのですよ。特に下水道事業ですから、それぞれ施設整備だとか配管含めて、更新しなきゃならないんですね。余裕持って更新してるわけじゃないんですよ。年次計画で、古い物から準に更新していくわけですから、それが急にこうなったんですから、当面はやりくりして、本当に緊急度があるものからして、なるべく1年持たすよとやるしかないのですけども。これが2年も3年も続いたら、ほんとに下水道事業そのものに影響が出ると、こういうことなものですから、私どもの要望としては、絶対削減してはならないところはしっかりとつけてくださいと、こういう要望を実はしてるんですが、なかなか国の予算も含めてですね、全体的に厳しくなってるということ含めてこういうことなものですから。現場としては非常に苦慮せざるを得ないと、こういうことになってるものですから。予算要望とか含めては、きちっとした今までとずっと同じプロセスで予算要望してですね、計画書をつくってやっていると。その前にも、うちで私どもと担当との予算の打ち合わせをして、新年度はこの事業についてはこれだけの予算要望をしましょうと、ここはこうやってやりましょう、全部そうやって、北海道に承認をいただいて、それが当初予算の計上になると、こういう流れで、結果として国の配分が少なくて減額せざるを得ないと、こういう流れになってるということです。以上であります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ただいまの質問の関連でございますけれども、国の内示が出て予算を確定してきて、それが来るか来ないかということで、町長もるる説明いただきました。それもわからんわけではないのですけれども、国の場合は次年度の予算というのはもう夏頃からはじまってますので、当然9月の我々で言う定例会だとか、その時点で事業費が確定していればお話しがいただけるものもあるんでないかと。町長おっしゃってますように、基盤整備事業を要求してるんだけど云々ということもございますけれども、高橋議員も言うておりますように、毎年こういうことが続いてたと私は認識してません。ことしだけかなと思ってございますけれども、それはもっと早く減額するなら減額する、国の情報掘むのもひとつ町長なり特別職の皆さんが出向いたり、幹部職員が出向いたりしての情報等もありますのでね。それを12月の段階で二、三割近く減額というのはですね、町民の皆さんの生活ということになりますと、特に下水道工事はインフラの最たるものですから、その辺はもう少し早く出てきても然るべきでないかと思えますし、その辺は事業費が復活するということも想定されてるので、そういうこともあったのかと思えますけれども、その辺も町長おっしゃるように国が国がということじゃなくてですね、もうちょっと早めに情報があれば、我々に知らせていただくのが年に定例会4回やってますので、そういうこと

もあり得るんでないかと申し上げたいと思いますが。今回、高橋議員もおっしゃってますように、どういうことでここまで引っ張って来たのか、減額行為をですね、その辺を再度わかりやすく説明願いたいということです。

○議長（方川一郎君） 能祖建設水道課長

○建設水道課長（能祖豊君） お答えを申し上げたいと思います。

大住議員が言われますように、国の内示につきましては、ある程度早い時期に来ます。ただ、これは北海道全体として来ますので、その中でですね、例えば本別町が何千万来ますよ、池田町が何ぼ来ますよ、その中で執行残だとか、残った分につきましては再度調整をさせていただきますので、こういう時期になるということでございます。

道路につきましても、そういう部分でけっこうしてますし、今回も申請額の76パーセントの国費ということでありますが、うちのほうは長寿命化事業を計画的にやってございますが、これについては一番リスクのある物を最優先させてやっていくというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君

○4番（大住啓一君） 北海道の関係もあるということでございますから理解しないわけではないのですが、インフラの整備ということで町民の皆さん方と行政との約束ごとといえますか、そういうことも含めてですね、あると思います。

したがいまして来年の話でございますけれども、それらを含めて予算を執行するに当たっての、これから作成時期でございますから、その辺は加味すると思っておりますけれども、いずれにしてもですね、二割三割の事業費が動くということは非常に町民の皆さん方についても納得がいかない部分があるのではないかと思いますので、今課長の説明から細かくはわかりましたのですが、足りなかった分については今現在として支障はないんだけど、来年に向けてやってくという考え方を持ってるということでございますか。それを、ちょっとお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長

○副町長（砂原勝君） 今回落とした理由については、今課長のほうから説明したとおりでございますけども、ことしは全体的にですね、そのレベルよりもですね、はるかに減額されてきているという実態がございます。防災関係であれば7割ぐらいはキープしてんですけども、一般事業についてはですね、一般道路や何かについてはどこも3割か4割ぐらいしか残されないというか、逆に言うと6割以上減額されてると。これは北海道全体に国から来る交付額、それをさらに振り分けしながら最終的に内示を出すのですけども、私どもとしては執行残が出るだろうと、北海道も。執行残例えば5千万出たら、そこにまた事業に手を挙げれというやり方を今やっております。先に予算を落とすちゃうとですね、予算落としたんだからもういらなくなるという話にもつながりますので、その辺はなぜ12月にやるかという御理解をいただきたいと考えております。

それから、ことしは国の景気対策がないし、基金も使い果たしたと、都道府県のですね。そういうことでこういう状況になってるのですけども、今後国がまだ補正を組むと言ってますから、来年に向けてどういう補正になるのか。その辺も踏まえながらですね、毎年ものによってはその半分以上も落とすということはですね、それは予算的にどうかという問題もあるというふうに私どもも考えておりますので、当初の組み方をどう工夫するか、その辺はですね、新年度に向けて検討させていただきたいなと思います。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第76号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第76号平成27年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君） 議案第76号平成27年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成27年度本別町水道事業会計予算、以下、予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益第1項営業収益、支出の第1款水道事業費第1項営業費用をそれぞれ21万1,000円減額補正し、収入、支出の総額を、それぞれ1億6,127万円とするものであります。

予算説明書により主なものについて説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

収入の1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の21万1,000円の減額補正は使用水量減によるものです。

支出の1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費中、修繕費10万円の増額補正は、浄水場給水管漏水による改修等により修繕費がかさんだため、今後の修繕に対応するものです。

2目配水及び給水費中、修繕費30万円の増額補正は、空気弁、排泥弁の故障及び漏水等により修繕費がかさんだため、今後の修繕に対応するものです。

その他の補正は給与改定、手当の制度改正、事業費確定等によるものです。

1ページにお戻りください。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中5,942万9,000円を5,858万4,000円に、5,054万7,000円を5,001万4,000円に、888万2,000円を857万円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款資本的収入第1項企業債は、事業費確定により360万円減額補正し、収入の総額を9,250万円とするものであります。

支出の第1款資本的支出第1項建設改良費は444万5,000円減額補正し支出の総額を1億5,108万4,000円とするものです。

補正の内容は執行残及び事業費の確定によるものです。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

第4条、企業債であります、事業費が確定したことにより、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的、原水及び浄水施設整備事業の限度額3,750万円を3,520万円に、配水施設整備事業の限度額5,860万円を5,730万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

次のページ、2ページをお願いいたします。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、予算第10条に定めた職員給与費を57万1,000円減額補正し、3,826万4,000円に改めるものであります。

以上、平成27年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出、企業債など一括とします。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号平成27年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号平成27年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第77号

○議長(方川一郎君) 日程第8 議案第77号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利病院事務長。

○国保病院事務長(毛利俊夫君) 議案第77号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益収支では、上期実績等に基づく入院及び外来収益の決算見込み、人事異動等に伴う人件費の調整、並びに経費の調整が主な内容となっております。

1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を2,599万7,000円減額、第2項医業外収益を500万円増額し、収益の合計を11億9,904万7,000円とするものでございます。

支出では、第1款病院事業費用第1項医業費用を1,926万8,000円減額し、費用の合計を13億388万6,000円とするものでございます。

今回の補正によって、収益から費用を引いた純損失は、1億483万9,000円となりますが、現金を伴わない減価償却費等を差し引きますと、単年度不良債務は発生しない見込みでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。職員給与を2,190万7,000円減額し、7億4,871万6,000円とするものでございます。

第4条、たな卸資産の購入限度額ですが、1億9,504万4,000円を、1億9,089万1,000円に改めるものでございます。

次に3ページ、4ページをお願いいたします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益4,550万9,000円の減額、及び2目外来収益451万2,000円の増額につきましては、行政報告でも申し上げましたが、上期の実績を勘案し補正するもので、当初予算と対比いたしますと、入院は、1日平均患者数で約4人減の48.6人、外来の1日平均患者数は約4人減の215.6人と、現行予算を下回る状況と見込まれることから、今回減額補正するものであります。

今回の補正後数値を、前年度決算と比較いたしますと、入院では1,298万6,000円の増、外来では、264万4,000円の減で、入院、外来収益の決算見込み額は、1,034万2,000円増の7億9,726万2,000円となる見込みでございます。

3目その他医業収益3節一般会計負担金1,500万円の増額及び、下段の2項医業外収益3目負担金交付金1節一般会計負担金500万円の増は、入院、外来収益の決算見込みの状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき、繰入れを行うものでございます。収益収支における繰入基準額は3億2,263万2,000円ですが、今回の補正により実質繰入額は3億1千万円となり、前年度と比較いたしますと5,833万6,000円減の繰入額となりますが、前年度は屋上防水補修経費4千万円を含んでおりますので、これを除いた繰入金の総額は昨年度と比べますと1,833万6,000円の減となる見込みでございます。

次に5ページ、6ページをお願いいたします。

収益的支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費は、2,190万7,000円の減額ですが、1節給料から5節法定福利費までにかけては、7ページから8ページに給与費明細書を添付してございますが、給与改定及び人事異動などに伴う調整で、増減等の説明は省略させていただきます。

2目材料費1節薬品費188万3,000円の減額及び、下段の2節診療材料費227万円の減額につきましては決算見込みによるもの。3目経費2節報償費773万円の増額は、本年3月に退職後、週1回の外来及び当直の支援を受けております医師にかかわるものが主もので、7節光熱水費97万7,000円の減額は決算見込みによるものでございます。12節保険料3万9,000円の増額は、医療事故調査費用保険に加入するもので、内容は、昨年改正されました医療法により、本年10月から医療事故調査制度が施行されましたが、この医療事故調査制度では、医療安全の観点から一定の基準に該当する医療死亡事故が発生した場合、厚生労働省が指定する医療事故調査・支援センターに対し、自ら主体的に事

故の調査を行い、その結果を報告する旨が定められたところであります。この医療機関が行う調査は中立、公平性、専門性、さらに透明性の観点から、専門家による外部からの支援を受けることが原則とされているため、その際の調査に係る費用など、万一に備えるため保険に加入するものでございます。

以上、平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時 1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第78号

○議長（方川一郎君） 日程第9 議案第78号本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第78号本別町税条例等の一部改正につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法の改正により、一定の理由が生じた場合の納税者

の徴収金に係る徴収猶予、差押え物件等の換価の猶予に係る改正と、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う地方税法の改正によりまして、軽自動車税の減免申請書、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書等の記載事項に法人番号を付け加える改正を行うものです。

なお、ただいま申しました換価というのは、差押え物件を公売等にかけて現金に換えることを言います。また、特別徴収義務者とは、毎月従業員の給料から個人住民税を天引きいたしまして一括町に納入する事業者のことを言います。

それでは概要を説明させていただきます。

徴収の猶予、換価の猶予につきましては、これまでも地方税法に規定されておりましたけれども、このたびの地方税法の改正によりまして自治体に裁量権が与えられたため、徴収金の納付方法や申請書の記載事項等について条例の整備を行うものです。また、換価の猶予については、これまで職権によるものとしていましたが、今回の改正により滞納者の申請によることも可能となりました。

徴収の猶予は、納税者又は特別徴収義務者から次のいずれかの事由により申請があった場合に徴収を猶予することができます。

1点目には、財産が震災、風水害、火災、その他の災害を受けた時、又は盗難にあった時。2点目といたしましては、納税者等又はこれらの人と生計を一にする親族が病気にかかったり負傷をした時。3点目には、事業を廃止又は休止した時。4点目には、事業に著しい損失を受けた時。5点目には、その他、これらに類する事実があった時となっております。原則1年の期間に限り徴収を猶予し、その期間内に町長が定めた納期限内に町長が定めた納付金額を分割して納付、納入していただくという制度です。なお、やむを得ない理由があると認めた時は、さらに1年間猶予期間を延長することができます。

それでは改正条文をごらんいただきたいと思います。

最初の本別町税条例の一部改正の中の第1条の部分の、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法の第8条の部分でございますけれども、ここは、徴収猶予をした徴収金の納付方法は分割して納付、納入させること、町長が納付、納入期限と納付、納入金額を定めること、納期限、納付、納入額等を定めた場合、あるいは徴収猶予の期間の延長により納期限、納付、納入額等を変更した場合の申請者への通知義務等を定めております。

次ページの5行目になりますけれども、徴収猶予の申請手続等です。第9条ですが、ここは徴収猶予を受ける場合の申請手続等を定めておりまして、申請書の記載事項、添付書類、猶予を延長した場合の申請書の記載事項等を定め、次ページの中ほどに第8項がありますけれども、ここでは町の調査を拒んだり、誠実な申請でない場合においては、町長は申請を許可しないことができる旨の規定となっております。

次に、第8項の下段の第10条、職権による換価の猶予についての手続等ですが、ここは職権の換価の猶予についての規定で、差押え物件等を換価すると事業の継続又は生活の

維持を困難にするなどの場合で、滞納者が納税について誠意な意思を有すると認めた場合に行うものです。

この条では、町長が猶予期間中の納付方法、分割納付、納入、それから納期限や納付、納入額、申請書類を定めることなどを定めております。

同じページの下から7行目になりますが、第11条、申請による換価の猶予の申請手続等ですが、第1項は申請すべき徴収金の納期限から6月以内に申請をしなければならないという規定、第2項は猶予期間中の分割納付、納入について、町長が納期限、納付額を定める規定、その他申請書の記載事項、添付書類等の規定を定めております。

次のページの中ほどより下のほうになりますが、第12条、担保を徴する必要がない場合ですが、徴収及び換価の猶予をする場合の担保の徴収ですが、担保を徴する必要がない場合の要件を、従前は対象の税額が50万円以下の場合としておりましたが、今回の改正で税額が100万円以下かつ猶予期間が3月以内の場合に改正したものです。

なお、徴収という担保とは、次のものを言います。1つ目には国債及び地方債。2点目には、町長が確実と認める社債その他有価証券。3点目には土地。4点目には保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械。その他、町長が確実と認める保証人の保証となっております。

これらの改正規定につきましては平成28年4月1日から施行することとしております。

続きまして、同じページの下から12行目になりますが、本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の第2条の部分でございますけども、ここは本年4月の臨時会で議決をいただきました税条例の改正をさらに改正するもので、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、区分所有者の固定資産税の補正の方法の申請書、軽自動車税の減免申請書、特別土地保有税の減免申請書、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書の記載事項にそれぞれ法人番号を付け加える改正となっております。

以上で、改正の概要説明とさせていただきます。それでは、改正条文の朗読をさせていただきます。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） ただいま大住啓一君から説明を省略する旨の動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号本別町税条例等の一部改正について、説明を省略することの動議は可決しました。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第78号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第78号本別町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第79号

○議長（方川一郎君） 日程第10 議案第79号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第79号本別町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い改正を行うもので、被保険者が災害、疾病等のやむを得ない理由により国民健康保険税の減免を受けようとする場合に提出する減免申請書の記載事項に、個人番号を加えるものです。

それでは改正文の朗読をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附則。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第80号

○議長(方川一郎君) 日程第11 議案第80号本別町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

○保健福祉課長(村本信幸君) 議案第80号本別町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の一部改正が必要となりましたので、提案するものであります。

改正の主な内容としましては、個人番号の取得、確認を行うため、保険料の徴収猶予申請書及び保険料の減免申請書の記載事項に個人番号を追加するものです。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護保険条例の一部を改正する条例

本別町介護保険条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号及び第11条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附則。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上で、議案第80号本別町介護保険条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号本別町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第81号

○議長（方川一郎君） 日程第12 議案第81号本別町営農用水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君） 議案第81号本別町営農用水道条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成16年の料金改正の際、当時の水道事業審議会からの答申の中に、4年ごとに料金の見直しをし、必要であれば改正を行うこと、また、上水道との料金体系の一本化が望ましいとの附帯意見をいただいております。

この附帯意見を踏まえ、3回の料金改正で上水道料金の水準に合わせる事とし、これまで平成20年と平成24年の2回料金改正を行っております。

今回が3回目で、議決いただければ、今回で料金体系が同一となります。

また、今回の改正につきましては、使用料等審議会で御審議いただき、その答申を尊重し、条例改正の提案をするものであります。

使用者につきましては、西勇足地区14戸、47人、防除施設17基であります。

尚、改正によります水道料金の増収額は、単年度で3万9,000円を見込んでおります。

それでは、改正条文により説明させていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町営農用水道条例の一部を改正する条例。

本別町営農用水道条例（平成3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中、区分、基本水量、基本料金（税込み）、超過料金（1立方メートル当たり・税込）。

家事用（1）、8立方メートル、1,827円、206円。

家事用（2）、8立方メートル、1,218円、206円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,827円、206円、ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については129円。

業務用、15立方メートル、3,800円、249円。

営農用、1立方メートル当たり、129円。

臨時用、1立方メートル当たり、471円を、区分、基本水量、基本料金（税込み）、超過料金（1立方メートル当たり・税込）。

家事用（1）、8立方メートル、1,827円、245円。

家事用（2）、8立方メートル、1,218円、245円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,827円、245円、ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については129円。

業務用、15立方メートル、4,204円、291円。

営農用、1立方メートル当たり、129円。

臨時用、1立方メートル当たり、570円に改めるものであります。

附則

施行期日。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、本別町営農用水道条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく御願いたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号本別町営農用水道条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号本別町営農用水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第82号

○議長（方川一郎君） 日程第13 議案第82号本別町簡易水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君） 議案第82号本別町簡易水道条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

簡易水道料金は営農用水道料金と料金体系が一本化されておりますので、先に提案させていただきました、営農用水道料金の改正に伴い、条例改正の提案をするものであります。

使用者につきましては、勇足、仙美里、美里別簡易水道、3カ所合わせまして438戸、1,259人、防除施設192基であります。

なお、改正による水道料金の増収額は、単年度で246万1,000円を見込んでおります。

それでは、改正条文により説明させていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町簡易水道条例の一部を改正する条例。

本別町簡易水道条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中、区分、基本水量、基本料金（税込み）、超過料金（1立方メートル当たり・税込）。

家事用（1）、8立方メートル、1,827円、206円。

家事用（2）、8立方メートル、1,218円、206円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,827円、206円、ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については129円。

業務用、15立方メートル、3,800円、249円。

営農用、1立方メートル当たり、129円。

臨時用、1立方メートル当たり、471円を、区分、基本水量、基本料金（税込み）、超過料金（1立方メートル当たり・税込）。

家事用（1）、8立方メートル、1,827円、245円。

家事用（2）、8立方メートル、1,218円、245円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,827円、245円、ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については129円。

業務用、15立方メートル、4,204円、291円。

営農用、1立方メートル当たり、129円。

臨時用、1立方メートル当たり、570円に改めるものであります。

附則。

施行期日。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、本別町簡易水道条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号本別町簡易水道条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号本別町簡易水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第83号

○議長（方川一郎君） 日程第14 議案第83号池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収） 議案第83号池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について提案理由の説明を申し上げます。

平成28年4月1日に、池北三町行政事務組合の消防事務が、とかち広域消防事務組合に引き継がれるため、一部事務組合であります池北三町行政事務組合の規約の変更に伴う財産処分の協議の必要が生じてまいりました。

これに伴いまして、地方自治法第289条の規定により、構成する町の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、提案条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議書（案）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、池北三町行政事務組合（以下「組合」という。）規約の変更に伴う財産処分について、下記のとおり定める。

組合の財産。

1項、この協議書において対象とする組合の財産は、別添のとおりとする。

財産の処分。

第2項、組合が所有する財産は、その持分に応じて関係町に帰属させる。ただし、消防本部の管理に属する財産については、引き続き組合が所有し相互融通に資する。

処分年月日。

第3項、組合規約の変更に伴う財産処分の日は、平成28年3月31日とする。

その他。

第4項、この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、関係町がその都度協議する。

次のページをお願いいたします。

次に、別添の池北三町行政事務組合の財産に関する調書をごらんになってください。

本町に帰属する事項について説明をさせていただきます。

中段2、建物です。

消防職員待機宿舎、勇足分遣所、仙美里分遣所の3カ所となっております。

次に、3、設備、工作物等です。

防火水槽59基、消火栓108基、サイレン及びサイレン塔5基となっております。

次に、4、車両（消防自動車、救急自動車、広報車等）です。

広報車1台、高規格救急自動車2台、指揮車1台、化学消防ポンプ自動車1台、水槽付消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付水槽車3台、消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付積載車2台、計14台でございます。

次に、5、物品です。

（1）消防署の管理する重要物品ですが、空気呼吸器一式7台、空気呼吸器用ボンベ一式14台、酸素呼吸器一式4台、酸素呼吸器用ボンベ一式8台、油圧救助器具一式1台、高圧温水洗浄機1台、防火衣一式（消防職員用）23着、防火衣（消防団員用）110着となっております。

（2）その他の物品としまして、前記に掲げるもののほか、組合各消防署において管理使用している物品については、その管轄する関係町に帰属させる。

（3）消防本部の管理に属する物品として、訓練用安全マット1台、子ども用防火衣セット5着、スモークマシン1台、気管挿管用練習モデル1台、訓練用人形コウタロー1台、心肺蘇生用人形21台、AEDトレーナー7台となっており、組合で管理し関係町が必要に応じて借りられる体制となっております。

なお、平成28年4月1日からは、消防事務共同処理開始となる、とちち広域消防事務組合へ、普通財産として無償貸与することとなっております。

以上、議案第83号池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今細かく説明がありましたけれども、確認させていただきたいのですが、各車だとか備品だとか、本別町、ほかの2町と表で分けてあるのがありますけれども、特に最後のほうの確認ですけれども、消防本部に関する管理に属する物品ということでございますが、これは来年の4月1日になりますと、わかりやすく言うと帯広本部が管理するという解釈でよろしいのでしょうか。とちか広域になった場合、帯広の本部で管理し、それ以外については本別町と書いてある部分については、今ある本別町の消防署のほうで管理するという解釈でよろしいのでしょうか。その辺だけ、簡単な問いかけで申し訳ございませんけども。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収） ただいま本別町に帰属される物につきましては、平成28年4月からはとちかのほうに無償貸与いたします。

（3）の消防本部に関する属する物品につきましては、まだ池北三町行政事務組合が残っておりますので、関係町が必要に応じて訓練、それから学習会等で使う場合について、そこに借りに行くという形で、管理は池北三町行政事務組合の物となっております。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 来年の3月31日までは池北三町事務組合があるということ、消防のですね、それまでは管理するのですが、私が聞いているのは単純な話で申し訳ないのですが、4月1日になったときに、三町の事務組合はまだごみがありますからあるのですが、消防についてはもうなくなるということですから、その物品だとかについては、そこに置いといてもいいのですが、形上といいますか書類上といいますか、その扱うのは関係町でなくて、要するにこの表にあります、本別町とか足寄町とか陸別町にない部分については、帯広の広域消防本部が管理するというので、そこから無償で借りるということで、解釈でよろしいのでしょうかということなのです。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収） ただいまの（3）の組合存地というのが帰属先にあるかと思えます。この組合は、協議書にもありますように、池北三町行政事務組合の管理となります。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 何回もすいません。私のほうで勉強不足だったのですが、行政事務組合が管理するというのでいいのですね。池北三町についてはそれが存続することですから、消防だけでなく、そっちで管理するという解釈でよろしいかということ

です。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収） そのとおりでございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号池北三町行政事務組合理約の変更に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号池北三町行政事務組合理約の変更に伴う財産処分については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 同意第4号

○議長（方川一郎君） 日程第15 同意第4号教育委員会委員任命について同意を求め
る件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第4号教育委員会委員の任命について同意を求める件
につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成28年1月12日をもちまして任期満了となります教育委員会委員について、中川
郡本別町○○○○○○○○にお住まいの丑若理恵さんを人格、識見とも適任と判断し、新
任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、
議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

なお、この任期の期間につきましては、この法律の任期の特例によりまして、平成28
年1月13日から平成29年1月12日までの1年間となっておりますことも申し添えさ
せていただきたいと思います。

議員各位の御同意をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げて提案理由の説明と
させていただきます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第4号教育委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第4号教育委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに決定されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 本別町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長(方川一郎君) 日程第16 本別町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名を行います。

選挙管理委員には小林信雄君、天池二郎君、齊藤一成君、山下孔三君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました小林信雄君、天池二郎君、齊藤一成君、山下孔三君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。第一順位、矢野邦夫君、第二順位、太田則幸君、第三順位、細野真由美君、第四順位、河合篤史君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました第一順位、矢野邦夫君、第二順位、太田則幸君、第三順位、細野真由美君、第四順位、河合篤史君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第17 意見書案第12号

○議長(方川一郎君) 日程第17 意見書案第12号TPPから地域の経済と暮らしを守ることを求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番(阿保静夫君)[登壇] 意見書案第12号TPPから地域の経済と暮らしを守ることを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文を読み上げることで提案理由の説明にかえさせていただきます。

TPPから地域の経済と暮らしを守ることを求める意見書案。

十勝においては「TPP問題を考える十勝管内関係団体連絡会議」が平成25年3月1日に発足し、4,300人が参加した「TPPから地域・経済・生活を守る十勝大会」を皮切りに、この2年半の間、加入している30団体が連携して、地域住民や消費者を対象とした勉強会や研修会を開催するなど、幅広くTPP問題について理解を深める活動を行ってきています。同時に、政府や関係省庁、国会議員に対して、TPP参加が地域の経済や暮らしに与える影響の不安を強く訴えてきました。また、国会においても「重要品目の関税撤廃には応じられない」との決議があげられてきたところです。

しかし、TPP交渉過程においては、情報提供が国民に全くされないままに今般の大筋合意に至ったことは国会決議を大きく逸脱していると言わざるを得ません。また、TPPは12カ国の交渉が大筋合意したといっても、まだ協定の全文も確定せず、参加各国の署

名や批准の見通しもはっきりしません。そんな中、国会審議もされないうちに安倍政権が影響額や対策の財源も示さないまま「総合的なTPP関連政策大綱」を打ち出したのは、国民の不安・懸念に答えているとは言えません。

私たち十勝地域にとって最も重大な関心事であった農産物重要5品目について、政府は「聖域」として関税撤廃を阻止したとしていますが、時間をかけて関税削減や輸入枠増となるものが多々あり、十勝地域の農業や関連産業の長期にわたる様々な影響が懸念されま

す。また、11月5日に公表されたTPP協定の全章概要には関税、関税割当及びセーフガードについて、米国など5カ国から要請された場合には、協定発効7年後から再協議を行うことが明記されているところであり、私たちの不安と懸念はますます募るばかりで払拭することができません。

よって、政府においては当面、次のことを早急に取り組むことを強く求めます。

記。

1、政府においては、今後、地域の実情に応じてきめ細かく対策を取っていくうえでも、TPPの全分野について地域経済や国民生活全般に与える影響について速やかに分析を行い、その結果を合意内容の詳細とともに、十勝地域はもとより、道内の地域ごとに丁寧な説明を行うこと。

2、政府は、将来にわたって意欲ある担い手が希望を持って経営に取り組めるよう、十勝の農林水産業が確実に再生産を図り持続的な発展ができる万全な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣、外務大臣、経済産業大臣です。

議員各位の御賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

林武君。

○11番（林武君） ただいま、提出者のほうから提案理由の説明をいただきました。

また、全文を読ませていただきましたけども、前段、中段、後段とそれぞれここに軸となっている部分については何の異論もございませんけども、10月5日に12カ国の閣僚級がこのTPPの大筋で合意したという報道がございました。また、この前文にあるとおり、11月にはそれを踏まえて政府がその政策大綱を公表したところでもあります。これらに対して説明不足、そしてまたそれぞれの対策の内容、またTPPの中身についていろいろ、報道も含め、いろいろな形で私も認識はしておりますけども、これらの大筋合意、そしてまた国の基本的なTPPに対する対策の大綱、これに対して、これが前文であります。そして記のところで、これは要望ですね。ここが大事なのですが、ここの要望のところをこれらを踏まえて、そして対策、説明をしっかりとやっていただきたいというのが記の1、2だと思っております。要約しますとね。そういうふうな認識でよろしいのかどうか、

その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） その認識でよろしいかと思います。

○議長（方川一郎君） 林武君。

○11番（林武君） 確認でございますけども、大筋合意から撤回、そしてまたTPPの協議から撤退、これはないということで私は認識します。この案文からいきますとそういうふうに、今も提出者から、ないということでございますので、そういうふうに認識してよろしいか、再度伺いたいと思います。確認です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 記の部分は、そういう中身まで触れてる中身ではありません。当面ということを書いた前ですか、政府においては当面、次のことを早急に取り組むことを強く求めますという部分で、記の部分は取り組んでいただきたい部分ですが、まだ国会で審議もされていない、それから英文で6千ページに及ぶ内容だということで、まだ翻訳もされていないという実状の中で、それぞれ政策大綱も、政策大綱は概要の他に、中身もあった物がインターネット等でも公表されていますけども、大筋合意は概要版という2ページ前後の物しかまだ公表されていない状況なものですから、中身の検証はまず国会でも正式にされていないという中で、今後この中身が動いてく可能性は十分にあります。

ただ今回この意見書を出したのは、ここに書いてあるとおりで、十勝の30団体ですと運動してきたそれぞれの団体が、この点で合意をして、これを要望していこうという中身そのままですので、それに議会のほうも同じような立場で30団体の一員としてやってきたという観点で、その中身で出したもので、今後情勢が、大きく言えば2月前後に署名がなされるのではないかと思いますし、批准はそのあと国会審議が十分された上であるかどうかという話、それから7月には参議院選挙もあるということで、現時点でこうですという、その辺についてのことはちょっと僕の立場では言えないし、少なくとも30団体で、今の到達点ということだと思っております。

また、昨日の一般質問を蒸し返すつもりはありませんけども、各県では大筋合意を撤回せよというような、農業団体を主とするような決議も、県段階であげられているようですので、情勢は動く可能性はあるということですが、今ここでちょっと断定はできないというふうな意味で、30団体の決定を尊重した形になりますけども、意見書として提案した次第です。

○議長（方川一郎君） 林武君。

○11番（林武君） 一般質問と意見書案とは、まるっきり別な角度で考えておりますので、一般質問の内容その他については一切触れるつもりもありません。そういう認識でおります。

私お聞きしたのは、12カ国閣僚による大筋合意、これに対して説明不足、それからまだ中身についてしっかりと報道の中でされていないし、まだ公表もしていないと、そしてま

た政策大綱についても、約1兆円と言われておりますけれども、ある予算には3千億、5千億という数字まで出てますけれども、これは国会で決定することでありますので、これも話題には移りませんが、いずれにしても政策大綱、大筋合意に対して説明不足だから、前文でこういうふうな色んなことがあって、結果的にこうなると、だからこれのことについてしっかりと政府は説明し、国民の納得の得るような政策も含めてやっていただきたいというのが、この意見書案だと思っております。だから、書いてあること以外に対して、私は問題というのは考えておりませんが、ただ前文からいきますと、最後の記のところで、端的に言えば国に対策や、そしてまた説明を求めているわけです。ですから、これでこの分については、意見書案として私は反対ではないのです。だからそのところが、今後そういうことで意見書案が例えば送付されていく場合に、このあとに同じ提出者から同じことならまだ少しはわかりますけれども、それを先ほど私申し上げた、こういう認識でいいのかということは、この大綱についての撤回、それから政策合意についての撤回、そしてまた大綱についての撤退と、こういう総体的なそういうことはもう終わってますねということをお聞きしたので、ここに載ってませんので、それをお聞きしたので、そこら辺の認識でいいのかどうか、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 今、議員のほうからあった中身については、明らかになってない部分ですね。大綱については、インターネットを見れる方は、40ページ位だったと思うのですが、あります。ただ、そういうことは今、林議員もおっしゃったように国会でいろいろ審議されて決まっていくことですから、どういうふうに動いていくかは現段階ではわかりません。ですから、国会議論を聞いて国民の中でやっぱり大筋合意はだめなんだという話になれば、そういう運動がまた盛り上がるというふうに思いますので、あくまでもこれは現時点での、当面求めていくんだよという中身なので、これをやったからこのあとの意見書は出ないとかそういうことは、今の段階では何とも言えない。出ることもあるし、出ないかもしれないということしか言えないというふうに思います。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第12号TPPから地域の経済と暮らしを守ることを求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号TPPから地域の経済と暮らしを守ることを求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(方川一郎君) 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務について閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(方川一郎君) 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(方川一郎君) これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（方川一郎君） 次に、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大変貴重な時間をいただきまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

ことし1年の締めくくりの第4回定例会になりました。ただいま議長の発言のとおり、ただいまもちましてこの定例会が全て終了するというものであります。1年振り返ってですね、本当に多くの議案の審議をいただきながら、またまちづくりに大変な御支援をいただきながら、この1年を今締めくくろうとしています。あと半月の日数しか残っておりませんが、振り返りますと本当に、今まで私どもで経験したことないぐらい基幹産業がですね、全ての品目に大変な喜びの収穫を迎えたと、こういうことでありまして、一層私どもまちづくり、そしてまた本町の基幹産業をしっかりと支えていただいた農家の皆さん方や、そして生産現場の皆さん方に改めて感謝申し上げながら、そしてまた地域ではですね、子どもたちが非常に活躍する1年でありましたし、それに加えて若い世代がですね、農業そして商工業そして行政含めてですね、しっかりと若い世代がスクラム組んで大きなイベントに挑戦したり、まちづくりにいろんな大きな定石を投げさせていただく、そのような1年だったのではないかなというふうに思っています。

私どもも今、国の地方創生含めてですね、改めて地域づくりを見直さなくてはならないと、そういう時代に入ったということも含めて、センセーショナルではありましたけれども、消滅する自治体などなど含めて、また人口減少などなど含めて、まち・ひと・しごとの創生本部からですね、それぞれ全国の自治体に向かってしっかりと地域づくりをやれと、こういうような指令をいただいたような気がしていますが、私どもはいろいろな思いはありますけれども、やっぱり改めて地域をしっかりとですね、子どもたちが豊かに育つ、そしてまた頑張っていたいただいた世代がですね、これからも継続して、持続できて、しっかりと地域を支えていくそういうエネルギーをしっかりと発信できる、そういうまちづくりに力を入れてきたところでもあります。

それぞれ多くの審議をいただきました。そして、町ではこれからも子どもたちの未来へ向かった、それぞれ新しい政策づくりや、そしてまた高齢者の皆さんの安心安全のこの暮らし、またそして若い世代に雇用の場、さらに人口減少に少しでも歯止めをかけながら、多くの人材を輩出していただく子育て支援などなど含めて、たくさんの審議をいただきながら、多くの政策を実行してこれたことに、ありがたいというふうに思っています。喜びはそういう場面から1つずつ、また種が大きく花を開く、そういうような時期に来たの

ではないかなと思います。

1つだけ残念だったのは交通事故死ゼロ、本当に本町は他町村と比べる必要はないですけども、本当に多くの住民団体、職場、地域、家庭からですね、この交通安全に対する意識をしっかりと高めていただきながら、交通事故死亡ゼロもですね、もうじき1,000日を迎えるというときに、残念ながら尊い命が失われたということがありまして、またゼロからスタートであります。決して後ろ向きにならずですね、また前向いて全町民がしっかりと歩み始めたということも改めて、これは本当に感謝したいところであります。

昨今ちょっと天候も非常に不順でありまして、この12月に雨が降って、昨日の夕方、歳末特別警戒の防犯パトロールが計画されていたのですが、パトロールができないような状況の中で、つるつるの路面でありました。行政報告もさせていただきましたけども、その前に既にもうスクールバスが事故を起こすというようなことがあって非常に御心配かけたこともあります。昨日は夜にかけて住民の皆さん方に迷惑かからないように、できる限り砂まき含めてですね、さらに走る公用車は大型車、特に子どもたち乗せるスクールバスや循環バスなどはチェーンをしっかりと装着しながら、事故のないようにというような気配りをさせていただきながら、当たり前としてやること非常にしっかりとやっとうとうと改めて気を引き締めて、この年末を納めていきたいなと思っております。

この1年間、大変なこの激動のまさに情勢の中で、確かな本町の未来に向かったこの1年の政策づくり、そしてまちづくりの大事な根幹をしっかりと支えていただいて御審議いただいた、議員各位に改めて心から敬意と感謝を申し上げながら、そして本別町をしっかりと支えていただいている町民の皆さん、そして関係各団体、また個人の皆さん方にも、改めてこの1年間大変御支援いただきながら、本別のこのまちづくり、まさにしっかりと未来に向かって大きくはばたく1歩を築いていったことに、改めて感謝申し上げますながら、お礼の挨拶とさせていただきますたいと思います。

また、すぐ来る年もですね、また皆さん御壮健で、そして御家族含めてすばらしい新年を迎えていただきますことを重ねて祈念申し上げて、挨拶とさせていただきますたいと思います。

本当に1年間ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（方川一郎君） 平成27年第4回定例会閉会に当たりまして、私からも、皆さん方に御挨拶、並びに、お礼を申し上げたいと思います。

平成27年は、定例会4回、臨時会3回を開催し、この間、高橋町長を始め、担当部局長、課長、職員の皆様の出席をいただきながら、多くの町民の皆様方の傍聴をいただく中、117件の議案、意見書を慎重に審議させていただきました。いずれも滞りなく終わらせていただきましたことは、これもひとえに、御出席いただきました職員の皆様、議員の皆様方のたゆまぬ努力のたまものと思うところであります。

ここで、円滑に議事運営をさせていただきました皆さんに、改めて心から厚くお礼と感謝を申し上げる次第であります。

現在、定数は現行12名となっております。私たち議員一人一人の使命は、より重くなっていると感じているところであります。そして、議員自らが変わらなければ議会改革・活性化は進まないと考え、町民の福祉向上を目指す議会として、議会の果たすべき目的を明らかにするため、議会基本条例の策定に向けて準備を進めているところであります。その取り組みこそが町民の付託に応える、私たち議員に課せられた責務であります。地方自治を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、さらに研鑽を積んでいただき、議員自らが政策を立案、提案しながら、町民の皆さんの声を行政に反映させなければなりません。今後も町民の皆さんとの対話を大切にし、町民の皆さんが安心して安全に暮らせること、本別町が将来につなぐ、しっかりとした今を築くことに向け努力し、また、より一層の御活躍をいただきますよう、お願いを申し上げる次第であります。

寒さも一段と厳しくなっております。健康には十分留意され、御家族ともどもすばらしい平成28年の新春を迎えられますよう御祈念を申し上げ、感謝とお礼の言葉にかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（方川一郎君） 会議を閉じます。

平成27年第4回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時14分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 藤 田 直 美